

鹿児島県史料

玉里島津家
史料 八

解題

『玉里島津家史料八』には明治七年十月から同十四年十月までの史料三七六点を収める。

この期間は国内外で大きな事件が続出する時期である。対外的には、七年十月台湾出兵後の後始末、八年五月千島・樺太交換条約調印、九月江華島事件、九年二月日朝修好条規調印、十二年四月沖縄県設置などがある。国内問題としては、地租改正の実施、家禄・賞典禄の金禄化があり、士族の反乱も九年熊本神風連の乱・萩の乱、十年西南戦争と続き、十一年には国政をリードしていた大久保利通が暗殺される。成立したばかりの近代国家としての日本が大きく揺れながらも国家としての基盤が固められつつあった時期と云うことができよう。

本巻に所収される期間中の事柄から、島津久光の動き、西南戦争と地方の動き、について述べることにより解題に代える。

一 島津久光の動き

島津久光は六年十二月内閣顧問となるが翌七年一月には辞職を願い出、十二日許可された。佐賀の乱が起こると西郷の説諭を表向き理由として鹿児島へ帰り、西郷を面論した後も「西郷諸人ノ勢ヲ牽制スル」(「島津久光公実紀」巻八、以後、「実紀」と略称)ためとして留まっていたが、四月勅使の派遣を受けると帰東し、左大臣に就任した。しかし、翌八年十月には左大臣を辞し麿香間祇候となる。左大臣にあること一年半であった。久光の左大臣就任への期待の大き

さは、時弊改善等に関する建白・建言が全国から陸續として寄せられたことよって知られる。しかし、左大臣辞任後は、当然のことながら、建白・建言は極端に少なくなり、したがって史料量も減少する。芳即正氏の指摘（『玉里島津家史料一』解題）によれば、明治元年から十年までの一一七〇点の内、六年から八年までの三ヶ年の史料は七八一点であり、これは約六七パーセントとなる。以後、本巻所収の年ごとの点数を挙げると、九年二八点、十年二二点（重複内容を除く）、十一年五点、十二年五点、十三年七点、十四年七点である。

前職内閣顧問辞職は久光の献言が聞き入れられることがなかった不満の結果であったために、左大臣就任要請に当たっては、伊達宗城の書簡にあるように「昨年来半信半疑、或ハ有名無実之都合ニテハ片言一筆も御上東難奉促候故、先日來両大臣ニも度々陳述候処、必御信任云々承候得共、尚一昨日官代へ出、両大臣列席にて根詰めニ及候処、確答誓語ヲ承」（二二〇〇ノ二）と、両大臣が久光を信任することが条件となっていた。久光が活動する環境が整えられた。久光の待遇と任用を一致させるべきことを両大臣へ求めたり、「何ハ差置一途ニ御上京被成、上ヲ奉助鎮定ニ到ラシムル者、今天下ニ卿一人他ニハ無之」（二二〇三）と公言する大原重徳のような熱烈な支持者もいた。このような左大臣就任に際しての事情が、久光が政府内で力を發揮するであろうとの期待を強め、献言・献策が集中することになった。では、久光は左大臣として自由に腕が振るえたであろうか。否であった。

その理由として、一つは政府部内において久光の処遇に不一致があったことであり、二つは久光の言動にあった。

前者の例として元老院議長就任問題を取り上げることができよう。九月廿九日付の太政大臣から島津久光への書簡（二六七八）によれば、四月開院となった元老院議長に從前内旨があったように久光を速やかに兼任させるとの思召があったことを伝えている。これに関連する史料が「日事要録」（『鹿児島県史料 大久保利通史料 一』、以後大久保の

日記はすべて「要録」と統一して略称する。「実紀」にある。「要録」には七月廿七日条に「伊藤子入来、左府公元老議長被任候義二付、不得止困難ノ事情有之云々示談有之候、尤条公ヨリ左府公江被相渡候書面頭然、内旨ノ御書面ニテ今日始テ拝見、実ニ驚人候事ナリ」とあり、七月には久光の議長就任が問題となっていたことが分かる。さらに廿九日には、大久保は木戸孝允・伊藤博文と久光の議長兼任について密談を重ねた（「要録」。「実紀」には「左大臣ヲ以テ元老院ノ長官ヲ兼任スルハ不体裁ナルニ依リ当分通り左大臣ノミニテ出仕有ヘキ事」との勅諭が七月三十一日に出されたとする。史料による不一致はあるが、いずれにせよ久光を元老院議長とする動きと、それに反対する動きがあり、改めて勅諭を出す手続きを踏み、内旨を覆えて決着した。

後者については、左大臣辞任へ連なることになる久光の動きを取り上げよう。

第一は明治五年の十四ヶ条建言提出から連続する旧制維持等に関する久光建言、第二は大蔵卿大隈重信の免官要求、第三は太政大臣三条美美の辞職要求である。

第一は、七年五月にも三条・岩倉両大臣への疑問二十ヶ条として出されている。これらの内、久光が「本幹」とする服制について八年四月十五日「故アリ採納シ難シ」と玉座の下で勅諭された（「実紀」）。不満を示す久光の対応にいろいろ苦慮したことは二五八四・二五八六・二六二〇・二六三五号文書により窺われ、久光の時代に逆行する要求をもてあましている状況であった。「実紀」には、七月三十一日、服制の件は更に熟考するようにとの勅諭があったとある。なお、服制に加え国家財政についても上申していたことが知られるが（二六七八）、これらは「大主記山下方義ヨリ久光公ヘノ建言」（二六〇〇）や「内務財政両課長等ヨリ大臣参議ヘノ上申」（二六四七）による知識が背景にあることは明らかである。

第二の問題は、参議大蔵卿台湾事務総裁大隈重信には職務上の「非行」・「不行跡」があるとして、それが世に流布しない内に大隈の免職を求めた事件である。久光が大隈の「非行」と判断したのは何であったかは明確でないが、「大隈重信ノ罪状七ヶ条ニ付久光公ヘノ申告」(二五〇六)・「台湾征伐ノ際大隈重信外国汽船三艘買入不正ノ件」(二五一一四)に挙げられた内容と考えられる。これによれば、大隈の地位・官職に相応しくない人柄、私欲、不敬などが指摘され、二五一四号文書では五万七千ドル余が私されたと指摘する。この問題は「実紀」によれば次のように推移する。大隈の免職には三条・岩倉両大臣も反対はしなかった。しかし、岩倉は台湾事件への影響を危惧して参議のみを免じ、兼官は事件が終結してから免ずることを主張したが、大隈はこれに不満であり、参議・兼官共々辞職することを願ひ出た。台湾事件処理を支障のないようにするためには、大隈の辞表を撤回させるより外に方法がなく、三条はこれを専決した。三条の処置に反対の久光は大隈の進退を衆議で決するよう求めたが、三条はこれも受け付けなかった。三条よりの書簡(二六一八、これは八年と比定されているが七年とするのが妥当)には、大隈の処分を衆議の評決に任せるとすることに反対し「御互之処ニ而議一致不仕候上ハ他ニ致方も無之存候」と云い、結局、大隈の地位には変化がなかった。久光は大隈の免官要求に際し、要求が容れられない場合は久光に辞職を求めるように三条に求めていたようであり、三条より「老御進退之儀(略)従僕指令申上候義ハ甚当惑仕候間、何卒尊公御思召次第御決相成候様仕度候」(二六一八)と突き放されている。この解決には大久保も協力を求められた。「要録」六月二日条には「大隈参議ノミヲ免ニナリ候テ、以蕃地事務長官故ノ如クト申コトニ相成」ことに尽力がもとめられ、六日には「大隈参議丈退キ云々之処ニ御折合有之由」と知らされたが、七日には「昨日承り候趣ハ大隈子進退ニ付、小子進退スルコトハ不申様ニテ候」と大隈の意向に任せるとの態度をとっている。

旧制維持の問題とは異なり、台湾事件処理のキーマンである現職参議免官要求という生々しいこの問題では、いかに久光の「正義」感からの要求であったとしても、久光をそのまま政府内に留めたならば問題となると三条・岩倉に確信させたのであり、久光が政府内で浮いた立場にあることが浮き彫りになった。

第三は、明治八年十月十九日の三条太政大臣弾劾である。

「久光公ノ三条太政大臣弾劾上奏書」(二七〇二)では、三条太政大臣は百官を統轄するには能力不足であるとして、役人の任免・重税・参議の各省長官兼任・国家財政・人民保護・外交などの諸事項を取り上げ糾弾し、廟議一和しなれば挙措必当を失うにもかかわらず、政府には責任を持つ大臣がおらず、すべてを参議に任せている状況であり、今、三条を退けなければ我が国は西洋の奴隷となることは明らかであるとする。

久光の旧制維持に始まる持論が受け入れられないことの不満が三条へ向けられたものであり、久光にとってはこの弾劾が受け入れられるとは考えず、むしろ辞職を目的にした行動であったと云える。参議兼官分離は板垣退助の建白にあるが、十九日「参議兼官分離ノコトニ付御熟考被遊候処、即今朝鮮事件モ出来イタシ候際、先以是迄ノ通被居置候」(「要録」)との親論が出され、弾劾の一部は意味を持たなくなった。翌二十日には「左大臣殿建白」すなわち三条弾劾書が評議された。大久保は久光の建白に反対であり、木戸と同道して岩倉を訪ね、久光の建白について話している。岩倉は「左府公御建白ノコトニ付猶御勘考被成」と結論を延ばす意向を示したが、大久保は結論を延ばすことの不可を説き、岩倉が午後参内することを知ると、さらに自らの見込みを具申した(廿一日)。翌日岩倉を訪ねた大久保は、参内の様子を知ることになる。「要録」には「右府公叡慮伺取且御見込言上相成候次第」として次のようである。

御沙汰ニハ左府建言一覽候処旨趣分明ナラス云々、就思食如何ニ可被決哉、此事実ニ不容易未曾有ノ事ト奉存候、

唯宸断ニ従フ而已ナリト言上候処、建白ノ旨趣太政大臣免職ノコトヲ主トシ申立タル趣ニ候得共、太政大臣一新前ヨリ功勞モ不少、決テ免シテ左府ノ建言ヲ採用イタス訳ニ至ラス、尤左府ハ大ニ時世替リ候、是ニ任セハ今日ノ參議ハ一同奉職イタスマシク存スル云々、左様之思食相伺候得ハ大ニ安心仕候、然ラハ明日左府ヲ被召叡慮ノ決セラル、処ヲ有形ニ聖諭被為在度云々、然ラハ其通可取計ト御沙汰ニ付、万々一左府ヨリ太政大臣ノ事蹟ヲ挙ケ申立ル趣有之候ハ、其事柄ハ御勘考可被遊、太政大臣進退ノ義ハ何様申立ルトモ御採用不被為在ト御沙汰有之、若シ又当人進退ノコトヲ申上候ハ、当時多事ノ際難被聞食候ニ付、勉強相勸候様御沙汰被為在度氣付申上候云々

二十二日には久光を召し、次の親論と勅答が交わされ、久光は怫然として退出した。

建言ノ趣一覽ス、太政大臣ハ一新前ヨリ国家ニ功勞モ有之、朕敢テ疑ヲ容レス信任スル処ナリ、仍テ採用イタシカタク此建白ヲ差返ス、

建言御採用無之候得ハ、奉職仕カタク辞表ヲ奉ルヘシ、

即今天下多事殊ニ朝鮮ノコトアリ、辞職聞届ス勉強奉職スヘシ、

御沙汰ノ趣御尤ニハ候得共、同僚ノコトヲ言上ニ及候上ハ、同席奉職ハ仕カタク退テ辞表ヲ奉リマス

大久保の筋書き通りの結果となった。有栖川熾仁親王は久光の弾劾に一理あることを上奏するが取り上げられる状況ではなかった(二七〇五)。久光は即日辞表を提出し(二七〇六)、二十五日「左府公・板垣辞表御聞届可否御評議有之、參議一同御聞届相成可然とノ衆論ナリ、議決ス」(「要録」と辞職が決定し、二十七日依願免職となった(二七〇八)。

久光の辞表が知れるとその復職を求める声もあったが(二七一九)、三条・岩倉・大久保にとっては過去の人であったのではなからうか。同年十二月帰鹿し、旧二の丸の山下邸に移り住んだ。西南戦争に際しては「上申手控」(二七七

九)を提出し、休戦と至理至当偏頗のない処分を求めたが、鹿児島が戦場となると私学校党への疑問を呈したことは次節で見るとおりである。

二 西南戦争時における地方の動き

本巻には帰県後の西郷および私学校党の動きについて対照的な見方に立つ史料が所収される。「西郷帰県来事状探索」(二五〇一)と「大山綱良の書簡」(二五六六)である。

「西郷帰県来事状探索」では、西郷は、日本を軍治の国とすることを意図しており、その実現のために、帰県後も、外には「静退虚心の風姿を顕」しながらも、内には「再挙暴動の野心」を抱いており、私学校党の動きに対しても、表向きには止めながらも裏では扇動している、と捉える。また、私学校党は、大義を忘れて外国との和親のみを唱え、国の威信を損じて国を誤る姦賊を倒し、朝廷を清め、国体を立、威武を海外ニ觀しめ、法道を海内に布くことが目的であると高唱しており、そのために「私権を以県庁を馭」し、訴訟に介入するなどして「私権を以て世を圧し、私愛を以仁を活り、衆望を求め」る方針で県下に勢力を拡大しており、その動きは危険であるとする。

大山綱良の書簡は西郷擁護の立場から「県下之人情別而平穩、壯年之者ハ不殘学校へ相円り、且開拓等ニ身命を抛テ全く暴動之弊無御座」と、私学校党の状況を伝える。西郷については、十年三月、征討総督有栖川熾仁への書で「西郷隆盛儀ハ先般辞表差上候以采県下ニ於テ嚴肅謹慎致候、且数万之土族輩自費ヲ以テ学校ヲ開キ忠孝ヲ重シ諸士ヲ教導」しているとしており(「実紀」、西郷・私学校党の動きは共に何ら問題ではなかったことを強調する)。

私学校や分校の設置、大山綱良の権力的支援により私学校党が地方へ党勢を拡大したことは『鹿児島県史』を初めと

する先行研究が明らかにしているところであり、「西郷帰県来事状探索」のこの部分の指摘は正鵠を得ているが、区長・副区長などの任命の具体例を除くと必ずしも明らかにされているとはいえない。また、西南戦争に対する地方の動き、地方士族の意識などについての検討は不十分であり、残された問題であるといえよう。したがって、この点に関して一地方の事例を示すことは、帰県後の西郷・私学校党・西南戦争を考える上で意味があろう。

ここでは、区長・副区長を私学校党が占めながらもその地域の指導的立場にある人物が西郷党に組み込まないという、支配の捻れ現象を示す大隅国肝付郡高山郷について、宇都宮正直東太の日記により戦争時の動きを中心に追ってみる。

史料は明治六年三月十日より実際の記事が始まる『日記 藤原正直』（以後、「日記」と略称）である。

高山郷は石高一万一〇〇〇石余、郷士戸数二七〇戸、郷士人数五四八人（薩藩政要録）の地頭直轄の郷である。宇都宮家は明和八年、五〇石余（高山衆中高極帳）、文化二年、五六石余（高山郷士高極帳）の石高を所有する上級郷士である。幕末から明治期の当主は「日記」の筆者（正直・快通）である。

宇都宮東太は文政元年に生まれ、明治三九年八八歳で死去した。嘉永六年郷士年寄助となり、慶応元年郷士年寄から名称変更された噺に同三年就き、郷士役としての最高職を務めた。明治二年藩制改革により常備兵小隊長、五年戸長となる。六年には高山申良方限副区長を勤める。しかし、都城廃県に伴い廃官となるが二月には高山・内之浦・始良・高限・申良・百引・市成・鹿屋・田代の大区副長。九年、学校四等監事、内之浦学校増掛二等監事となり、十三年、県会議員となる（『高山郷土誌』・「日記」）。

彼の学問については「宇都宮東太は尊皇心が強かった。彼のこの一貫した思想は麓の子弟が引き継いだ」（『高山郷土誌』）とあるように、尊皇の志の厚い幕末の漢学者として知られているが、彼の修学の履歴については不明である。た

だ、谷山郷出身の町人勤王家として知られる是枝柳右衛門も若年時同人に学んだ（伊地知茂七『贈従四位是枝柳右衛門翁之伝記』）。

「日記」に見る限り西郷帰県の影響は高山までは早々には響いていない。六年三月廿一日児島・山之内の両名、廿二日には「河俣仲次郎殿ニも近衛兵銃卒ニ而上京之處、昨日帰県ニ付今朝致見舞候」と高山出身の兵が帰県したことを伝えているのが注目されるのみであり、西郷帰県の影響は九年までは明確でない。

「日記」を特徴づけるのは教育関係記事である。曖、大区副区長、学校監事と云う役職上、公教育に深く関与し、郷校開設、正則小学開設、小学校増設などを推進する中心者となるのは当然であるが、宇都宮東太は私教育者としての面を持ち、その影響力が大きかったことに注目したい。

是枝柳右衛門の例にみるように、身分・年齢を問わず、彼の門を叩く者へは門戸を開いていたが、明治六年までの動きは不明である。「日記」に出てくる私教育活動の初見は、六年九月三十日の「内之浦謙介・日高亀千代其外二才之面々孟子講義いたし呉候様ニとの事ニ而今日々相始候」とある記事である。会説日は出席者の都合により不定期であったが、十一月十六日より「以来会説は隔日之筋ニ究置」こととなった。この会説の外に、野村伝之助は個人指導で「小学」を学び、八年からは「大学」の講義へ進んでいる。「日記」では、七年六月十七日までは「二才之面々会説」、十九日からは「諸生之面々会説」と記されるが、変更の理由は分からない。会説以外の二才などの関係は不明であるが、会説は西南戦争の最中も残留者により続けられており、子弟関係は深かったことが推察される。

少年教育は「手習兎共」とあるように習字が主であった。時には小遠足・餅煮会・川狩りなどの楽しみ事も行われた。「手習兎」は士族・町人の子弟もいたが、後者は少なかつたようである。

さて、先に指摘したように、西南戦争にかかわる直接の影響が「日記」に現れるのは、九年十二月に入ってからである。五日条に「東京其外物騒等敷風説有之、県下江閩合方として無役士族差遣」とあり、東京での川路利良や中原尚雄などの動きが伝えられている。鹿児島での情報収集の結果については「日記」には何も記されないが、事態は急激に展開する。十日には私学校への志願者入校が提案され（『高山郷土誌』）、私学校生による入校希望者の人数調べや私学校の意向確認などの動きがあり、これに対して東太は抑制するよう説諭している。しかし、十一日には「私学校江有志之面々入校一件二付、昨日も再度彦五郎も直持を以引合候趣も有之、今日は是非罷帰呉候様波見迄町長吉直使乘馬迄も差遣候付、差急罷帰、其俣宅江不帰出役いたし候、則右一条二付、申良・始良・大始良迄も直持を以問合越候処、申良之儀直二戸長池田堤介参り候、彼方江も有志之者五拾名位申出二相成候由承届候、大始良之儀は六拾三名有之、一昨日申出候由書面を以川上清左衛門へ申越段承届候、始良は田野辺新蔵暮時分拙者宅江参候、いま右之一条着手無之由承候付、新蔵江細々説諭いたし置候」とある。有志の私学校への入校の動きは各地で同時に起こっており、自発的入校ではなく鹿児島から出される指令に基づく動きである。宇都宮東太はこの動きに同意せず、慎重な態度をとっていたことは始良の田野辺新蔵へ「細々説諭」していることによっても分かる。

私学校への入校について疑問を持ち結論を留保していたのは高山だけではなかった。鹿児島で情報収集をした鹿屋の石踊昌十郎・平田五郎右衛門からは「此節当所を始郷々私学校入校願出候儀二付、疑惑いたし、鹿屋之儀は入校断」（十三日）とした旨を伝えてきた。この鹿屋の書状は肝属郡の各戸長へ出されたようであり、大始良戸長川上清左衛門が高山へ来て意見を交わしているが、「県下区々之説有之」という状況では去就を決めがたいとして、さらに探索の者を派遣して情報の収集を行うことになった。各地の情報も十四日から十六日にかけて「申良戸長池田堤介夜入過、私学校

江入校一件鹿兒島問屋詰小田良助の引合候趣有之、其儀二付參候」・「私学校入校一件二付申良小田禎藏七ツ後參候」と集まり、鹿屋へもさらに聞合方のため人を派遣した。このような状況の中、大始良よりは「精撰之上二拾八名入校之筋相決」と伝えられ、決定を迫られた。十九日条には「日高佐一郎・周一郎同道二而參、追々夜入二及兒島周吉・兒島謙吉・永井実功・市来重右衛門・柏原直右衛門相集り私学校一件討論いたし、夜五ツ後皆々帰宅」とある。私学校党への若者の参加に反対していた東太が「一束三日はつちけ」と云い（『高山郷土誌』）、成り行きに任したのはこの夜のことであったのではなからうか。

十年二月三日、事態は切迫した。鹿兒島へ出張していた伊東吉次郎・安庭八郎左衛門は県下不穩ということで区長の命を受け急遽帰郷した。高山でも戦争の準備が進められた。「始良学校資本銀私学校江取替」（七日）と学校資金が私学校へ流用され、同日、高山郷の警察署である第六分署は「私学校出張之儀いまた日限等不相分候得共、分署は当所私学校人数戸長等江依頼、一先早々引取候様」と指令されている。

十日夜半、ついに「私学校人数早々県下江出張候様」との指令があり、宇都宮家も三男である「東之丞出張之仕舞」に追われることになり、翌朝準備が整った。十一日「日記」には次のようにある。

鶏鳴過仕舞相済、戸長役所江東之丞二も出掛、拙者二も戸長役所江出席いたし候、追々仕舞次第私学校人数日高彦五郎・守屋納一郎・大田廉太郎を始惣合士族百三拾七名出立、垂水之様皆々差越候、其外銃器要具は勿論諸雜具四ツ時分迄二繰出相済候、戸長大助一名副戸長日高甚左衛門一名相残候付、則皆共吟味之上、戸長之場日高弥八郎・吉井幸之助・柏原善右衛門、副戸長之場野元伊右衛門・津曲休五郎・吉田伝左衛門・日高半右衛門・吉川五兵衛江相頼候、併伊左衛門二は迫田十藏二名此節出張諸差引として県下迄出張候、其外分署詰夜廻之儀、残居候士族壮健

之面々取調候

高山よりは第一陣として一三七人が出陣した。これにより戸長・副戸長が一名ずつになったために、その補充の人選、分署詰め夜回り等を行う壮健の士族の調査まで行っている。高山からの参加者は十五日にさらに五十人が発ち、十七日までですべて鹿兒島を出発した。

その直後から病気による帰郷者の記事が散見される。また、「医師児嶋謙吉・児嶋周吉・守屋周一郎・吉川橙葉・大窪養甫二も私学校人数二而県下迄出張候得共、医之儀は病院々都而張出二而右之五名は暇二相成、今日帰郷」(二月十九日)と、医者は帰郷を命ぜられていること、さらに「周一郎拙者所江立寄、今度出張の始末細々承安心いたし候」と、出張の始末を聞き安心したということから推察すると、今回の出兵は戦鬪に及ぶことなく、問題なく東上できるとの考えが強まったのではなからうか。

しかし、二十八日に「此節私学校張出之先鋒肥後熊本二而陳台兵ト戦争ニ及」との情報が入ると樂觀的気分は一変した。三月二・四日、東之丞の上京に対する祈願が町の弟子や町人によつて鶴戸陵・大根占旗山神社で行なわれたのはその現れであろう。これは生還祈願であつたのかも知れない。

熊本での戦鬪の後、兵の補充が要請される。三月廿四日夜半、急遽鹿兒島から「肥後表連々戦争不止、敵方強ク容易難破、度々及苦戦、熊本城もいまた落城不相成候付、志之者ハ援兵として出張候様内達いたし候様」との区長指示が伝えられた。志願という形をとるが無視はできなかつた。出張の人員を取り調べ、廿六日、松元正之丞外七名を西郷随行として出立させた。さらに、四月廿日には肥後後詰のためとして十四名を出発させているが、これが高山からの出兵の最後となつた。

資金等の援助をみると、二月に論地の三四郎が米の提供を願ひ出（廿六日）、三月には送金依頼がなされたために「所銭」の調査を行っており（三十一日）、出金に応じたと考えられる。しかし、五月「此節彈藥払底ニ而鈴器物差出候」と要請されたが、高山として差し出されなかつたのではなからうか。すでに風向きが変わっていた。

西郷軍の劣勢の影響は高山でも着実に現れてきた。

四月には「此節柄巡查県内江数名相重、右之給与志を以出銀いたし候」と資金援助の布告があり（七日）、さらに十六日には巡查が鹿兒島詰となつたために、高山の治安は「各郷土族十七歳々五拾歳迄之壯健者、都而巡查之名目ニ而取締いたし候」と地元任せられることになり、私学校党の拠点ともなっている分署の詰巡查も廿八日には鹿兒島へ引き揚げた。六月に入ると帰郷兵の病氣手負いの者の検査が行われ（廿一日）、「追々病氣手負等ニ而帰郷いたし居候人数之内、全癒之方は番兵として此涯富山村並後田村論地江出張之由承候」とあり、帰郷兵の再徴募がなされている。しかし官軍支配下に入った八月二日には東京巡查が配置され、五日には巡查十名が増員された。

右に見たことから、宇都宮東大さらには高山士族の私学校党への参加、出兵に対する意識の変化が窺われるであろう。

高山士族の西郷軍への意識を変えるきっかけは勅使柳原前光の軍艦による来鹿であった。三月八日、軍艦八艘が鹿兒島へ入津したとの届が大始良役々分署へ伝えられたことが高山へも知らされた。その夜、続報として軍艦には親王方が乗船しているとの風説が伝えられる。高山では情報探索として鹿兒島へ派遣している津曲休五郎から何も情報がないことに不満の声が上がっていたが、十一日、「軍艦拾艘之内ニ勅使柳原殿乗付ニ而今日方上陸之向ニ相見得候事」と伝えられ、さらに十三日、「勅使柳原殿杯は昨日帰帆之向、外軍艦五艘は今以滞港、且上陸之巡查等は相残居候向ニ相聞得

候、勅使応節之次第未相洩不申」と飛脚便で知らせてきた。柳原は県令大山綱良を伴って還るのであるが、そこまでは知ることにはなかった。しかし、勅使の出現により西郷の立場が明確に意識されることになった。四月廿八日には軍艦来航について「前之濱軍艦十六艘入港上陸相成、薩軍敗走鎮定方として渡来之向承、征討総督有栖川公布達之趣も承知いたし候」と、どちらの立場に立つべきかは疑問の余地なく明白になった。

翌廿九日、征討総督本営より戸長一名が呼び出された。その用向きは「肥後表江西郷江随行出軍之面々は内実は志願之者二而は無之、暴徒江被脅迫方向を誤候者共故、精々前非を悔悟シ帰順いたし候様説諭可致」と、西郷軍参加者へは寛大な処置をするので帰順するようにとの説諭を求めるとのことであった。これにより、高山では「負傷病氣等二而帰郷いたし居候者共江右難有御意之趣篤と申論」ことを決め、郷中小與頭を呼び総督府本営よりの布達の趣について説諭した。

さらに反西郷の立場を決定づけたのは、島津久光・忠義の態度であった。すなわち「御両公二も県下戦争之疑念有之」（五月五日）というのであり、居所も桜島へ移していた。鹿児島へ情報探索に出かけた吉川橙葉・吉田伝左衛門は早速参上し御機嫌を伺ったが、両公は「私学校江相加居候人数は御機嫌伺は御受付無之」の意向であった。両公の警衛として諸郷も人を出しているので高山も有志の面々を詰めさせることにし、正副戸長・郷中小與頭で人選を行ない、日高弥八郎など四名を両公警衛として桜島へ派遣している。両公の守衛には各郷から一六五名が詰めていた（二七八六）。

五月十三日、求摩人吉病院から東之丞の書状が届けられ、廿七日は病氣帰県となり帰ってきた。

六月になると高山にはまだ兵火の心配は残っていたが、旗幟は明確になっていた。

七月四日、官軍本営より正副戸長へ「手負病氣二而帰郷之者帰順いたし候」との達がなされた。未だ志布志・大崎・

串良地方に両軍の砲煙が消えない前に、高山では帰順の申し出が相次ぎ、東太も帰順書を代筆している。

宇都宮家では兵火を免れるために宗社へ移していた「祖先之神主」を八月六日に遷座し、九日には避難させていた家財すべてを取り寄せ通常の生活となった。本務の学事係としての仕事も、八月廿二日、二等属丹波昭陽により「今般兵乱後何方も閉校相成居候付、此涯開校いたし候」と指示され、廿五日、小学開校の運びとなった。また、兵乱後中絶していた諸生の会読も三十日再開され、宇都宮東太の生活は完全に旧に復した。

以後「私学校残兵横川辺る鹿兒島江乱入」・「廿四日早暁、鹿兒島城山江籠居候私兵江官軍攻撃、西郷・桐野其他討取、余は降伏相成候」との西郷軍の動きが淡々として記されている。東太にとっては、興味を持っている事柄ではあるが、異国の風説を聞くように心を騒がすことなく聞いた、と見るのは筆者の思い込みであろうか。

(安藤保)

例言

一本書は、島津忠廣氏所蔵「玉里島津家文書」（昭和四七年八月十日黎明館寄託史料）を底本とし、これを「鹿児島県史料 玉里島津家史料」の第八巻として刊行するものである。収録史料の年代は明治七年（一八七四）十月から明治十四年（一八八一）十月までである。

一史料の配列は、玉里島津家で作られた文書目録番号による編年順である。

一文書名については、玉里島津家で整理された名称にしたがった。

一文書番号についても、玉里島津家で整理された番号にしたがった。但し、数種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。

刊行に当って、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

一字体は原則として常用漢字を用いた。

一仮名は、底本の体裁にしたがった。変体仮名は仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

一平出・擡頭・闕字および但書は、原則として底本の体裁にしたがった。闕字は一字分あげとした。

一目録に記載されてはいるが、文書の存在が確認されないものには史料番号の頭に○を付した。

一原注は、底本の体裁に従い括弧を付さず、新たに注を付す場合には、（ ）で囲んで原注と区別した。

一人名および地名については、適宜傍注を付した。

言

例

一文書・記事には適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一文書の年月日、差出書、宛所の位置などは、底本の体裁にしたがい、ある程度の統一をした。

一文字の不明・抹消・訂正などを表現するため、欠所部は、その部分を□で囲み、底本の状態に応じ、(虫損)・(磨滅)・(破損)と傍注した。字数の推定できる場合は□で示し、推定できないものは□で示した。

一原文の抹消・訂正は、左傍に「ミミミ」を加え、右側に書き改めた文字を記した。

一文意の通じない字または個所には、(ママ)・(衍カ)・(〇〇カ)と傍注を付した。

一ルビは底本にあるもののみ付した。

一朱書部分は(朱)と頭注し、その個所を「」で囲んだ。

一合点は、頭または右肩に「一」で示した。

一花押はすべて収載した。

一各文書・記事の末に原寸を記した。但し、文書原寸(折紙)と記したものは折った状態の大きさを示す。

一既刊の「鹿児島県史料」と重複する文書については、既刊史料名および文書番号を付した。

一封紙・包紙の封じ目は、底本の体裁にしたがい、「封」「緘」の区別をし、印章は、□○で輪郭を模し、朱印は(朱)と注を付した。また印文の判読できるものは「」で記した。

一本文以外の部分は、「」をつけ、その位置によって(端書)・(端裏書)・(端裏朱書)・(端裏銘)・(封紙ウワ書)を付した。

一文書に付属する付箋・貼紙・付札・付紙・封紙・包紙などの文字は、右肩に(付箋)などと傍注した。

目次

二四二	明治七年十月廿二日	横山租稅權助林海軍大佐ヨリ大隈長官へ 台湾征討ノ件	一
二四三	明治七年十月廿四日	山口県松田謙三ヨリ国事ニ関シ政府へノ建言 勝、大木等ノ添書アリ	一
○二四四	明治七年(?)十月廿四日	三条実美卿ヨリ久光公へ	四
二四四	明治七年十月廿八日	東京府士族徳田寛豊ヨリ左府公へノ建白 神祇尊崇ニ就テ	四
二四六	明治七年十月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ 時候御見舞	五
二四七	明治七年(?)十月三十日	松平慶永公ヨリ島津左府公へ 久光公訪問ノ件	六
二四八	明治七年十月	久光公官位奉還ノ上書 草稿共ニ通	六
二四九	明治七年十月	白川県人吉士族丸目徹ヨリ左府公へノ建言 至尊御學問ニ付良師伝ノ選定 及滿朝ノ奸吏淘汰ノ件	九
二五〇	明治七年十月	旧水戸藩土原田明善ヨリ茨城県参事へ 常磐神社祭神義公烈公ノ神号ノ件伺	一〇
二五一	明治七年十月	久光公ノ上書 左大臣從二位ノ奉還	二
二五二	明治七年十月?	三条大政大臣ヨリ島津左府公へ 足痛見舞	二
二五三	明治七年十一月一日	三条大政大臣ヨリ島津左府公へ 三条邸ニ於ケル会合	三
○二五四	明治七年十一月三日	天長節ニ付久光公へノ御下賜品	三

二四五	明治七年十一月四日	三条太政大臣より島津左府公へ	青森県参事人選の件	二
二四六	明治七年十一月六日	長野県士族北山安民ヨリ左府公へ	支那事件ニ際シ人吉ノ新官簡、飢肥ノ稻 津濟、松代ノ高野広馬等ノ採用ヲ乞フ	三
二四七	明治七年十一月八日	横山権助林大佐より大隈長官へ	台湾征討始末	三
二四八	明治七年十一月八日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	清国北京談判ノ件	四
二四九	明治七年十一月十一日	三条太政大臣より島津左府公へ	台湾事件	五
二五〇	明治七年十一月十三日	鳥取県士族湯本文彦ヨリ左府公へノ建言	西郷、副島、前原、後藤等復職ノ件	五
二五一	明治七年十一月十四日	福羽美静より三条島津岩倉三大臣へ	華族会館の件	七
二五二	明治七年十一月十八日	三条太政大臣より島津左府公へ	琉球の件	八
二五三	明治七年十一月十九日	東京府山本広栄ヨリ大教院へノ建言	神教講録附録天理之弁追加	八
二五四	明治七年十一月廿一日	九鬼隆都ヨリ左府公へノ書翰	国学神典尊重ノ件ニ付	三
二五五	明治七年十一月廿三日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	新嘗祭休暇ノ通知	三
二五六	明治七年十一月廿六日夜	大久保利通清国ヨリ帰朝ノ件並ニ 三井組小野組公金ノ件	東京日日新聞ニ通共	三
二五七	明治七年十一月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ	時候御見舞	四
二五八	明治七年(?)十一月廿九日	大原重徳卿ヨリ島津久光公へ		四
二五九	明治七年十一月	青森県士族山田登ヨリ政府へノ建言	勸農其他ニ就テ	五
二六〇	明治七年十一月	福永藤左衛門ヨリ久光公へノ上書	時弊匡救策	六
二六一	明治七年十一月	安達顯ヨリ久光公へノ建白	公ノ勇断国政一新ヲ望ム	六

目 次

二四二	明治七年十一月	信州安曇郡農藤森善一ヨリ久光公へノ建白	西洋ノ軍艦大砲ヲ粉碎スルノ方策	六
二四三	明治七年十一月	大倉鎧三郎ヨリ左府公へノ再願	旧主石川鞆負黜陟ノ件ニ付	六
二四四	明治七年(?)十二月一日	堤右京大夫ヨリ島津中將殿へ	寒中見舞	六
二四五	明治七年十二月三日	長崎県島原村民中村真金ノ	「杞憂痴言」 台湾征討ノ輕拳ヲ論ス	六
二四六	明治七年(?)十二月三日	松平春嶽ヨリ久光公へ	伊達宗城同道訪問ノ件	七
二四七	明治七年十二月六日	三条相国ヨリ大久保參議へ	面談ノ件	七
二四八	明治七年十二月九日	藤森善一ヨリ左府公へノ願書	輕氣球一個營造下賜ヲ乞フノ件	七
二四九	明治七年(?)十二月十日	川路利良ヨリ大久保利通へ?		七
二五〇	明治七年十二月十一日	伊達宗城卿ヨリ島津左府公へ	政規草案(但シ草案ナシ)	七
二五一	明治七年十二月十一日	久光公ヨリ華族會館へノ答書		七
二五二	明治七年十二月十二日	齋藤貞蔵(簡)ヨリ左府公へノ呈書	浅田宗伯推薦ノ件	七
二五三	明治七年十二月十九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	三条公ヨリ左府公訪問ノ件	七
二五四	明治七年十二月廿日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	三条公ヨリ左府公訪問ノ件	七
二五五	明治七年十二月二十九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ	時候御見舞	七
二五六	明治七年十二月二十九日	土方久元卿ヨリ島津左府公へ	真宗分離ノ件	七
二五七	明治七年十二月	白川県正泉寺佐田介石ヨリ左府公ノ左右へ	帰国ニ付從來ノ建白書 ニ対スル御下問ヲ望ム	七
二五八	明治七年十二月	石川鞆負勤王事蹟確認ニ付旧従者一同ヨリ左府公へノ歎願	東京府知事へノ 請書等ニ通相添	七

二四〇	明治七年十二月	岩倉右府ヨリ新政過程ノ録上……………	八二
二四〇	明治七年十二月	筑摩県安曇郡農勝森善一ヨリ左府公ヘノ建白 勸業及農具ノ改良等……………	八四
二四一	明治七年十二月(旧十一月)	桑原白山占ノ久光公旧十一月運勢……………	八六
二四二	明治七年旧十二月二日	鹿兒島幾尾ヨリ東京御家扶ヘ 桑原白山占、久光公運勢……………	八九
二四三	明治七年	岩倉右府見込書久光公手写横帳一冊……………	九〇
二四四	明治七年(?)	松方正義ヨリ大隈大藏事務総裁ヘノ建議 勸業奨励資金支出ノ件……………	九三
二四五	明治七年(?)	三種之神徳尊王攘夷等ニ付久光公ヘノ建言(筆者不明)……………	九四
二四六	明治七年	征韓決行ノ建議(筆者不明)……………	一〇三
二四七	明治七年(?)	皇国固有長曆書目并入費精算……………	一〇四
二四八	明治七年(?)	佐田介石ノ政府ニ提出セル御利益見込書 大臣合議政体等……………	一〇七
二四九	明治七年(?)	津田出?ヨリ政府ヘノ建言 海陸兵備ノ充実ニ就テ……………	一一三
二五〇	明治七年(?)	久光公ノ高官減俸案……………	一一四
二五一	明治七年(?)	西郷帰県後之事情探索書……………	一二四
二五二	明治七年	東京府士族揚沢茂郷ヨリ政府ヘノ建白 土地開墾民産増殖ノ議……………	一二七
二五三	明治七年	一、清国事件ニ付即今御施行順序……………	一三〇
二五四	明治七年(?)	二、和破レ戦ニ移ル時之順序……………	一三〇
二五五	明治七年(?)	西肥川副永ヨリ久光公ヘ 詩一首……………	一三三
二五六	明治七年(?)	橋口兼柱ノ憂国論……………	一三三

二五〇	明治七年	大隈重信ノ罪状七ヶ条ニ付久光公ヘノ申告	二五〇
二五〇	明治七年(?)	三条太政大臣ヨリ柳原議官ヘ三職附屬秘密ノ偵員	二五〇
二五〇	明治七年(?)	久光公ヘノ国政改革建言(氏名不明)	二五〇
二五〇	明治七年	浅田常ヨリ久光公ヘノ建言 時弊救済ニ就テ	二五〇
二五〇	明治七年(?)	条约改正掛人選。諸省非常節儉等ノ政府案	二五〇
二五〇	明治七年(?)	在朝在野名臣人名録	二五〇
二五〇	明治七年(?)	京都榎村事件等ノ探索書	二五〇
二五〇	明治七年	樺太境界査定ニ付海軍中将兼特命全權公使榎本武揚ヘノ指令	二五〇
二五〇	明治七年	台湾征伐ノ際大隈重信外国汽船三艘買入不正ノ件 洋銀五万七千七百 百余弗着服ノ件	二五〇
二五〇	明治八年(?)	三条実美ヨリ久光公ヘ? 海軍指揮命令ノ件	二五〇
二五〇	明治八年一月五日	柳原全權公使ヨリ島津左大臣ヘ 李鴻章之揮毫及印材贈呈	二五〇
二五〇	明治八年(?)	伊東長壽ヨリ島津従二位公ヘ 年賀状	二五〇
二五〇	明治八年(?)	堤右京大夫ヨリ島津中将公ヘ 年頭賀状	二五〇
二五〇	明治八年(?)	柳原前光卿ヨリ島津左大臣ヘ 柳原權典侍御産之件	二五〇
二五〇	明治八年一月二十日	伊達宗城卿ヨリ島津久光公ヘ 久光公左大臣辞任ノ件	二五〇
二五〇	明治八年一月廿日	伊達宗城ヨリ島津久光公ヘ	二五〇
二五〇	明治八年(?)	山階宮晃親王ヨリ島津従二位公ヘ 寒中見舞及皇太子冊立ノ議	二五〇

二五三	明治八年一月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ 年賀状	二五三
二五四	明治八年一月	上総国玉前神社宮司荒地春樹ヨリ左府公へノ建白 西洋心酔ノ弊ヲ論ス	二五四
二五五	明治八年一月	鳥取県士族茅原信行ノ民撰議院排斥論	二五五
二五六	明治八年一月	桑原白山占ノ当一月久光公運勢	二五六
二五七	明治八年(?)二月二日	岩倉右府ヨリ島津左府公へ 山口議官同行訪問之件	二五七
二五八	明治八年二月二日	三条相国ヨリ木戸再入閣ニ付大阪大久保へ	二五八
○二五九	明治八年二月三日	三条相国ヨリ木戸召命ニ付大久保へ?	二五九
二六〇	明治八年(?)二月九日	琉球藩王尚泰ヨリ島津從二位公へ 藩制改革ニ関スル歎願書	二六〇
二六一	明治八年二月十日	大阪府住吉郡平野郷人民暴動ノ件	二六一
二六二	明治八年(?)二月十四日	大原重徳卿ヨリ久光公へ 訪問ノ件	二六二
二六三	明治八年二月二十日	史官ヨリ島津左府公へ 台湾戦死者祭祀ニ付招魂社へ臨幸ノ件	二六三
二六四	明治八年二月二十日	大原重徳卿ヨリ島津左府公へ 事件不明	二六四
二六五	明治八年(?)二月廿三日	浅野長勲ヨリ久光公へ 熱海温泉養病中拜趨ヲ得ス云々	二六五
二六六	明治八年二月廿五日	鹿兒島磯邸家令ヨリ東京桜田邸家令家扶へ 島津家祖先廟所修覆ニ付 悦之助君帰県巡郷代参ノ件	二六六
二六七	明治八年(?)二月廿五日	伊東長壽ヨリ島津從二位公へ 御機嫌伺	二六七
二六八	明治八年二月二十八日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ 時候御見舞	二六八
二六九	明治八年二月	和田八之進ヨリ久光公へノ建言 時弊匡救ニ付公ノ左右ニ賢才ヲ置クノ件	二六九

目次

二五〇	明治八年二月	高知県士族尾形巖彦ヨリ左府公へノ建白 時弊救済策……………	一五
二五一	明治八年三月十八日	三条実美ヨリ岩倉具視へ 久光公ノ意見ニ就テ……………	一六
二五二	明治八年三月廿六日	在大阪英人「マクロード」ヨリ久光公へノ呈書訳文 日英独同盟ノ必要……………	一七
二五三	明治八年三月廿八日	湊川神社宮司折田年秀等ヨリ左院へノ建白 大教院ヨリ仏教分離ノ件等……………	一八
二五四	明治八年三月廿九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 三条岩倉両公左府公訪問ノ件……………	一九
二五五	明治八年三月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ 時候見舞……………	二〇
二五六	明治八年三月卅一日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 三条岩倉両公ノ久光公訪問ニ付……………	二一
二五七	明治八年三月三十一日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 政体一件……………	二二
二五八	明治八年三月	栃木県士族川又甲子太郎ヨリ左府公へノ建白 人才登庸其他……………	二三
二五九	明治八年三月	栃木県館林山崎鷹治郎ヨリ左院へノ願書 田島水器械發明官許ノ件……………	二四
二六〇	明治八年三月(?)	左府公ヨリ三条岩倉両公へ 左府公ノ建白及大隈処分ノ件……………	二五
二六一	明治八年三月及四月	三条岩倉両公ノ左府公訪問其他……………	二六
二六二	明治八年四月二日	徳川慶勝徳川照武両邸へ臨幸ノ件……………	二七
二六三	明治八年四月四日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 訪問ノ件……………	二八
二六四	明治八年四月四日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 木戸参議招致ノ件……………	二九
二六五	明治八年四月四日	三瀨県士族園田三ヨリ左院へノ建白 風俗矯正、富国強兵策ニ就テ……………	三〇
二六六	明治八年四月九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 島津公辞職ノ件……………	三一

二五五 明治八年四月十四日
(乙亥四月要書)

立憲政体樹立ニ関スル詔書

一八五

二五六 明治八年四月十四日

三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 元老院大審院建設ノ件

一八五

二五九 明治八年四月十五日

三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 井上馨登用ノ件

一八六

二六〇 明治八年四月十八日

三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 人選ノ件

一八六

二六一 明治八年四月廿四日

三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 岩倉右大臣辞表ノ件

一八六

二六二 明治八年四月廿五日

元老院議官任命

一八七

二六三 明治八年四月二十九日

三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 久光公之建言に対する御沙汰ノ件

一八七

二六四 明治八年四月二十九日

山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ 時候御見舞

一八八

二六五 明治八年四月三十日

三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 久光公ノ建言ニ対スル御沙汰ノ件

一八八

二六六 明治八年(?)四月三十日

大山綱良ヨリ松方正義?へ 私学校生徒平穩ノ件其他

一八九

二六七 明治八年 四月三十日及
五月 三日

齋藤貞蔵ヨリ左府公へノ建言 公ノ勇退ヲ贊シ尚帰國後ノ尽力ヲ祈ル

一八九

二六八 明治八年四月
(乙亥四月要書)

尾去沢銅山一件探索書

一九三

二六九 明治八年四月
(乙亥四月要書)

久光公手写 輸出入不平衡ニ付通貨流出額

一九五

二七〇 明治八年四月(?)
(乙亥四月要書)

諸官員推薦ニ付久光公ノ覚書 有栖川宮ノ左大臣等

一九五

二五二	明治八年四月 (乙亥四月要記)	副島種臣ノ君主專制天祖專制論 君民同治、立君共治ニ反対説……………	二七
二五三	明治八年四月 (乙亥四月要書)	制度改正中ノ要項 仏教ヲ國教トスルノ件其他……………	二七
二五三	明治八年四月 (乙亥四月要書)	高知県士族緒方巖彦ノ慷慨論 仏教ヲ國教トスルニ反対論……………	二九
二五四	明治八年四月 (乙亥四月要書)	植村京都府參事ノ罪狀……………	二九
二五五	明治八年四月	元老院職制及章程……………	三三
二五七	明治八年四月	久光公ヘノ優詔……………	三三
二五七	明治八年四月	久光公左大臣辭職ノ申請……………	三四
二五七	明治八年四月(?)	久光公ヘノ勅旨伝達三ヶ条 元老院議長ノ内旨其他……………	三五
二五九	明治八年四月	琉球藩ヨリ分宮設置御断リ願……………	三五
二六〇	明治八年四月	久光公元老院議長ニ兼任及其他ノ勅書案 柳原前光卿筆……………	三六
二六一	明治八年五月五日	柳原前光卿より島津左大臣ヘ 柳原卿訪問之件……………	三六
二六二	明治八年五月七日	久光公ヨリ柳原前光卿ヘ 公ノ建言ニ就テ……………	三七
二六三	明治八年五月八日	三条太政大臣より島津左府公ヘ 奏上事件……………	三七
二六四	明治八年五月八日	柳原前光卿より島津左府公ヘ 久光公之建言ニ就而……………	三八
二六五	明治八年(?)五月九日	寺島外務卿ヨリ左府公ヘ 英人拘留ノ件ニ付……………	三八

三五六	明治八年五月十一日	柳原前光卿ヨリ島津左府公へ	内諭伝達ノ件	三〇九
三五六	明治八年五月十九日	史官ヨリ島津左府公へ	習志野原、下志津原行幸ノ件	三〇九
三五六	明治八年五月廿二日	下総国習志野及下志津原演習大覧行幸ノ件		三〇九
○三五九	明治八年(?)五月廿三日	岩倉右府ヨリ島津左府公へ?		三〇九
三五九	明治八年五月廿四日	史官ヨリ島津左府公へ	習志野原、下志津原行幸ノ件	三〇九
三五九	明治八年五月廿四日	史官ヨリ島津左府公へ	越中島行幸ノ件	三〇九
三五九	明治八年五月廿五日	史官ヨリ島津左府公へ	越中島行幸延期ノ件	三〇九
三五九	明治八年五月廿七日	久邇宮朝彦親王ヨリ島津左府公へ	親王宣下之件	三〇九
三五九	明治八年五月廿七日	九鬼隆都ヨリ左府公へ	白川吉田両家ノ神道職廢止ニ対スル憂國ノ意見	三〇九
三五九	明治八年五月二十八日?	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	訪問の件	三〇九
三五九	明治八年五月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ	時候御見舞	三〇九
三五九	明治八年(?)五月二十九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	遅刻の通知	三〇九
三五九	明治八年五月廿九日	琉球ヨリ清国へノ儀禮停止ノ令達		三〇九
三五九	明治八年五月廿九日	琉球職制及明治年号遵奉ノ令達		三〇九
三五九	明治八年五月(旧四月)	鹿児島側室村ヨリ久光公ニ上ル筈則五通	旧三月初旬。旧三月中浣。旧四月三日。旧四月廿二日	三〇九
三五九	明治八年五月	大主記山下方義ヨリ久光公へノ建言	金貨濫出ニ付防止策ヲ請フ	三〇九
三五九	明治八年六月二日	下総国大和田駅ヨリ還幸ノ件		三〇九

二六〇	明治八年(?)六月三日	大原重徳卿より島津久光公へ	久光公上表二就而	三三三
二六〇	明治八年(?)六月四日	伊達宗城卿より島津久光公へ	清国親王諸官員ノ揮毫	三三三
二六〇	明治八年六月四日	越中島砲撃試験天覧行幸ノ件	三三三
二六〇	明治八年六月五日	三条太政大臣より島津左府公へ	各省事務章程の件	三三三
二六〇	明治八年六月七日	三条太政大臣より島津左府公へ	各省章程案の件	三三四
二六〇	明治八年六月八日	三条太政大臣より島津左府公へ	各省章程の件	三三四
二六〇	明治八年(?)六月九日	堤右京大夫ヨリ島津中将公へ	暑中見舞	三三四
二六〇	明治八年(?)六月十日	内史ヨリ徳大寺宮内卿ノ建議文ヲ左府公へ廻付ノ通牒	三三五
二六一	明治八年六月十四日	和歌山県医生広田天民ヨリ元老院へノ建白	時弊匡救九ヶ条	三三五
二六一	明治八年六月十五日	三瀨県士族園田三ヨリ元老院へノ建白	朝鮮樺太管沼其他ノ件	三三五
二六一	明治八年六月二十日	青森県士族長内良太郎ヨリ左府公へノ建白	公ノ参朝ト朝政改革ヲ希望ス	三三五
二六一	明治八年(?)六月廿三日	松平春嶽公より島津左府公へ	久光公の改革意見二就而	三三六
二六一	明治八年六月二十三日	東京内田政風ヨリ鹿兒島ノ某氏へ	斉彬公ノ御写真二就テ	三三六
二六一	明治八年六月廿三日	三条太政大臣より島津左府公へ	大隈辭職ノ件	三三七
二六一	明治八年(?)六月廿三日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	大隈辭表ノ件	三三七
二六一	明治八年六月二十四日	土方久元ヨリ島津左府公へ	探偵一件	三三八
二六一	明治八年六月二十四日	三条太政大臣より島津左府公へ	左府公ノ進退及大隈大藏卿処分ノ件	三三八

二六九	明治八年六月廿五日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 久光公帰国湯治ノ出願ニ就キテ	三六九
二七〇	明治八年六月廿五日	岩倉右府ヨリ島津左府公へ 久光公之建言ニ就而	三七〇
二七一	明治八年六月二十六日	地方官会議へ臨幸ノ件	三七一
二七二	明治八年六月二十九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ 時候御見舞	三七二
二七三	明治八年六月	児玉昌成ヨリ左府公へノ上申 尾去沢銅山ニ関スル井上馨ノ罪状	三七三
二七四	明治八年六月 (乙亥四月要書)	尾去沢銅山ニ付村井茂兵衛ノ裁判訴状	三七四
二七五	明治八年六月調査	明治六年一月ヨリ同八年六月ニ至ル英国へ輸出ノ日本金貨	三七五
二七六	明治八年七月二日	柳原前光卿ヨリ島津左府公へ 元老院議官任命通知	三七六
二七七	明治八年七月七日 (旧六月五日)	鹿児島側室村ヨリ久光公ニ上ル筈則	三七七
二七八	明治八年七月十四日 同 年八月	琉球藩制改革ニ付琉球藩王へノ令達 右ニ付琉球藩王ヨリ制度旧ニ依ランコトヲ請フノ書	三七八
二七九	明治八年七月十八日	三条相国ヨリ岩倉右府へ 右府ヨリ久光公へノ返答ニ付	三七九
二八〇	明治八年七月二十日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 地方官会議之件	三八〇
二八一	明治八年七月廿日	鳥取県今井鉄太郎ヨリ左府公へ 左府公ノ置土産トシテ副島ヲ外務卿ニ推薦ノ件	三八一
二八二	明治八年七月廿一日	柳原前光卿ヨリ島津左府公へ 久光公御用召ノ件	三八二
二八三	明治八年七月廿四日	琉球藩ヨリ大久保内務卿へノ上申 清国皇帝崩御及即位ニ付慶弔使差遣ノ件	三八三

二六五	明治八年七月廿五日	三条相国ヨリ岩倉右府へ 久光公ノ進退ニ付参内上奏ノ件	二六九
二六五	明治八年七月廿五日	三条実美ヨリ岩倉具視へ 久光公ノ意見ニ就テ	二六九
二六六	明治八年七月廿八日	山本克ヨリ元老院へノ上書 久光公退官ノ不可ナルヲ論ス	二六九
二六七	明治八年七月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ 暑中御見舞	二七五
二六八	明治八年七月卅一日 (乙亥四月要書)	奈良原繁ヨリ左府公へノ建言 公ノ進退ニ付	二七六
二六八	明治八年七月? (乙亥四月要書)	左大臣兼元老院議長トシテノ久光公へノ建白 副島参議復任、 西郷前原至急御召ノ事	二七八
二六九	明治八年七月(旧六月三日)	鹿兒島幾尾ヨリ東京御家扶へ 旧六月中久光公運勢占	二七七
二七〇	明治八年七月(旧六月七日)	鹿兒島幾尾ヨリ東京家扶山本孫九郎へ 桑原白山占、久光公賜暇湯治ノ件	二七六
二七〇	明治八年七月 (旧六月廿三日)	鹿兒島桑原正晟(白山)ノ久光公運勢占 幾尾ヨリ家扶へ	二八〇
二七一	明治八年七月	内務大丞松田道之ヨリ琉球藩王尚泰へノ通牒 琉球藩制改革令達ニ付応接ノ件	二八二
二七一	明治八年七月	田中海山ヨリ久光公へ 詩一首	二八三
二七二	明治八年七月	正院財務課長等ヨリ太政大臣及参議へノ上申 財政ノ基礎ヲ確立シ正 院ニ財務局ヲ置クノ件	二八四
二七三	明治八年七月	斎藤簡ヨリ左府公へノ呈詩三首	二八五
二七四	明治八年七月	内務財務両課長等ヨリ大臣参議へノ上申 貨幣溢出ノ防止、国家財政ノ救済策	二八六
二七五	明治八年七月	内務財務両課長ヨリ大臣参議へノ建白 金銀貨溢出、歳出入不衡平ノ件	二八七

二六〇	明治八年七月	大藏省財務課長ヨリ太政大臣ヘノ建議 財政方針改革ノ件	二六五
二六一	明治八年七月	加藤照ノ議草綱目(乾坤二冊) 正朔、服制、民政、国教等十二綱要	三〇一
二六二	明治八年七月及八月	酒田県治上ノ非難ト弁駁	三三三
二六三	明治八年 <small>八月二日</small> (旧七月二日)	鹿兒島側室村ヨリ久光公ニ上ル <small>旧六月十二日</small> 同 <small>十八日</small> ノ筈則	三四四
二六四	明治八年八月三日	壬生基修秋月種樹等六名ヨリ左府公ヘノ密白 華族会館ノ件	三五五
二六五	明治八年八月三日	柳原前光卿ヨリ島津左府公ヘ 華族会館役員来訪ノ件	三五六
二六六	明治八年八月五日及六日	松田道之ヨリ琉球藩ヘノ制度改革申渡	三三七
二六七	明治八年八月五日及九日	京都市外中路六郎延年ヨリ東京内田政風ヘ 久光公御病氣其他正邪判別 二付金光明神ヘ祈願ノ件	三四〇
二六八	明治八年八月九日	齋藤簡ヨリ左府公ヘ人材推薦 浅田宗伯等十人小伝添	三四四
二六九	明治八年八月九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公ヘ 朝鮮江華島事件会議期日	三四〇
二七〇	明治八年八月十二日	京都府中沼清藏ヨリ元老院ヘノ建言 金貨濫出ノ防遏策ニ就テ	三五二
二七一	明治八年八月十五日	宮内大少丞ヨリ島津左府公ヘ 御陪食ノ件	三五四
二七二	明治八年八月廿九日	岩手県士族奈良真令ヨリ久光公ヘノ建白 征韓ノ議。時弊改善策	三五五
二七三	明治八年八月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公ヘ 残暑御見舞	三五五
二七四	明治八年八月卅一日	琉球藩撰政廢止受諾ノ件	三五六
二七五	明治八年八月	鳥取県士族池頼彦ヨリ左府公ヘノ建言 人材ノ登庸固基確立ニ就テ	三六六

目次

二六五	明治八年八月	小河一敏ヨリ左府公へノ書翰 聖上ノ政体御相談役推薦ノ件其他	二六七
二六六	明治八年八月	白川県士族富永瓢ヨリ三大臣へノ建白 時弊匡救策十七条	二六八
二六七	明治八年八月	琉球ヨリ日支両屬願書	二七〇
二六八	明治八年八月	琉球藩制度改革二付見習トシテ琉使上京ノ件	二七三
二六九	明治八年八月ヨリ 九月二至ル	琉球藩制度改革二付朝官トノ往復文書	二七三
二七〇	明治八年九月四日	岩倉右府公ヨリ島津左府公へ 岩倉右府之參朝を促す	二七四
二七一	明治八年九月十日	琉球使者上京ニ付藩王ヨリ三条相国へ 朝旨直接諭示ヲ乞フノ件	二七四
二七二	明治八年九月十二日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 元老院會議ノ件	二七四
二七三	明治八年九月十四日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 華族會館ノ件	二七五
二七四	明治八年九月十七日	齋藤簡ヨリ左府公へノ呈書 断然帰国ノ決意ヲ以テ直奏ヲ乞フ	二七五
二七五	明治八年(?)九月廿一日	三条相国ヨリ大久保參議へ 外交問題	二七六
二七六	明治八年(?)九月廿六日	内田政風書翰(宛名不明) 支那朝鮮問題等	二七六
二七七	明治八年九月廿七日	東京府士族清水純崎ヨリ島津左府公へノ建白 時弊匡救二就テ	二七九
二七八	明治八年九月二十九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 元老院議長兼任及其他	二八〇
二七九	明治八年九月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ 時候御見舞	二八〇
二八〇	明治八年九月廿九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 江華島雲揚艦事件	二八六

二六二	明治八年九月廿九日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	韓国事件	四三〇
二六三	明治八年九月廿日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	朝鮮事件	四三〇
二六三	明治八年(?)九月廿日	内田政風ヨリ久光公へ	西郷隆盛上京ノ件	四三九
二六四	明治八年(九月?)	華族会館振起方法大略		四三九
二六五	明治八年九月	朝鮮江華島雲揚艦事件報告		四四一
二六六	明治八年九月	鳥取県令井鉄太郎ヨリ左府公へ	国家ノ治乱興廢ハ人材ノ有無ニ関スルヲ論ジ西郷、副島、前原等世四人ヲ列挙シテ復職ヲ望ム	四四二
二六七	明治八年九月	琉球藩制度改革ニ付応接経過覚書		四四四
二六八	明治八年九月	朝鮮江華島事件電報一通		四四六
二六九	明治八年十月一日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	三条公ヨリ左府公へ面談ノ件	四四六
二七〇	明治八年(?)十月一日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	訪問之件	四四七
二七一	明治八年十月三日	北垣国道ヨリ左府公へノ建白	三失之議。經世之説	四四七
二七二	明治八年十月五日	徳大寺宮内卿ヨリ島津左府公へ	華族会館臨幸式	四五一
二七三	明治八年十月五日	鹿児島側室村ヨリ久光公ニ上ル覚亮謹占ノ筈則		四五三
二七四	明治八年十月七日及十五日	琉球使者上京朝旨ノ諭示ヲ請フノ書		四五四
二七五	明治八年十月十二日	板垣退助ノ上奏文		四五五
二七六	明治八年十月十三日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ	華族会館へ出頭ノ件	四五六

三〇七	明治八年十月十四日	鳥取県士族湯本文彦ヨリ左府公へ 天下ノ憂ハ却テ内憂ニ在ルヲ論ス……………	四六
三〇六	明治八年十月十六日	秋田県士族小松弘毅ヨリ左府公へノ建言 北海道開拓ト警備選卒ヲ巡查士ト改称シ 士族ヲ任スル事、琉球ニハ暫ク旧制施行ノ事……………	四六
三〇九	明治八年十月十七日	三条太政大臣ヨリ島津左府公へ 参議諸省卿分離之件……………	四六
三〇〇	明治八年十月十八日	徳大寺実則卿ヨリ島津左大臣へ 参内ノ件……………	四六
三〇一	明治八年十月十九日	久光公ノ三条相国弾劾文ノ一部……………	四六
三〇三	明治八年十月十九日	久光公ノ三条太政大臣弾劾上奏書……………	四六
三〇三	明治八年十月十九日	久光公ノ三条太政大臣弾劾上奏文 徳大寺実則卿手写……………	四六
三〇四	明治八年十月廿日	三条相国ヨリ岩倉右府へ 久光公ノ弾劾上奏二付……………	四六
三〇五	明治八年十月廿二日	有栖川宮熾仁親王御建白書……………	四六
三〇六	明治八年十月廿四日	久光公ヨリ岩倉右府へ 辞表提出ト其理由……………	四六
三〇七	明治八年十月廿六日	岩倉右府ヨリノ返書……………	四六
三〇七	明治八年十月廿六日	青森県八戸士族太田広城ヨリ左府公へノ建白 国家救済策ニ就テ……………	四六
三〇八	明治八年十月廿七日	左大臣免官ノ辞令……………	四七
三〇九	明治八年十月廿七日	琉球重臣ヨリ三条太政大臣へノ上書及副書 清国トノ儀礼及職制ノ件……………	四七
三〇〇	明治八年十月廿八日	久光公ヨリ岩倉右府へ(草案) 左大臣辞職許可ノ件……………	四七
三〇一	明治八年十月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津前左府公へ 時候御見舞及左府辞職ノ件……………	四七
三〇三	明治八年(?)十月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津従二位公へ 時候御見舞……………	四七
三〇三	明治八年十月(?)	都城人柴田東五郎探索事情 久光公廟堂ヲ退カル、ノ件……………	四七

二七四	明治八年十月	久光公ノ参議諸省卿分割意見及朝鮮問題草案	四七六
二七五	明治八年十月(旧九月)	鹿兒島幾尾ヨリ東京御家扶へ 桑原白山占ノ旧九月中久光公運動	四七七
二七六	明治八年十月	三条太政大臣上奏文(三条公自筆) 久光公ノ弾劾上奏ニ対シ	四七八
二七七	明治八年十一月二日	麿香間祇候ノ辞令	四七九
二七八	明治八年(?)十一月二日	前原一誠ヨリ大久保利通へ 病氣見舞	四八〇
二七九	明治八年十一月十二日	旧平戸藩士楠本後覺ヨリ元老院へノ建言 左府公ノ復職ニ就テ	四八一
二八〇	明治八年十一月十三日	和歌山県医生広田天民ヨリ久光公へノ建言 別紙建白書呈出理由	四八二
二八一	明治八年十一月十四日	海江田信義内田政風ヨリ元老院へノ建白 三条相国ノ弾劾	四八三
二八二	明治八年十一月十七日	太政官ヨリ不許可ノ指令ト琉球ヨリノ追願	四八四
二八三	明治八年(?)十一月廿二日	岩倉具視ヨリ大久保内務卿へ 地方官御召ノ件	四八五
二八四	明治八年十一月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津久光公へ 寒中見舞	四八六
二八五	明治八年十一月	鳥取県士族河崎清郎ヨリ前左府久光公へノ建言 国政運用上華士族ノ任用ト学制改定	四八七
二八六	明治八年(十一月?)	「ジャバングゼット」ノ評論 久光公ヲ中心トシテ	四八八
二八七	明治八年(?)十二月十五日	堤右京大夫ヨリ島津中将公へ 寒中見舞	四八九
二八八	明治八年十二月廿五日	長崎県高来郡八幡神社々司馬場作平ヨリ久光公へ 政教一体。神道ノ宣布ニ付テ	四九〇
二八九	明治八年十二月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津前左府公へ 時候御見舞	四九一
二九〇	明治八年十二月	山内忠明ヨリ政府へノ建白 西洋心酔ノ弊ヲ論ス	四九二

二七二	明治八年(?)	帝号大日本国政典……………	五八〇
二七三	明治八年	清国ヨリ英国公使「パークス」ヘノ間接通牒 台湾ハ清国ノ領土タル事……………	五八四
二七三	明治八年	琉球処分ニ就キテノ鄙見(筆者不明)……………	五八四
二七四	明治八年(?)	元老院権少書記官中江篤介ノ建白 救患七策……………	五八五
二七五	明治八年	齋藤簡ヨリ左府公ヘノ呈書 詩十五首……………	五八六
二七六	明治八年(?)	左院発表ノ国憲総論……………	五八七
〇二七七	明治八年(何月?)	久光公ノ進退ニ就キテ某氏ノ神託伺覚書……………	五八九
二七六	明治八年	奈良原繁ヨリ久光公ヘノ建言 忠義公ノ学校奨励金ノ施行ニ就テ……………	五九〇
二七九	明治八年(?)	左府公ヨリ三条相国ヘ 服制図等返上ノ件……………	五九四
二七四	明治八年	白川県士族桜田惣四郎ヨリ政府ヘノ建言 朝鮮事変ニ就テ……………	五九四
二七四	明治八年	白川県士族桜田惣四郎ヨリ政府ヘノ建言 財政救済策……………	五九三
二七三	明治八年(?)	三輪田元綱ヨリ左府公ヘノ建言 政府大改革ノ件……………	五九六
二七三	明治八年(?)	五等議官中金正衡ノ国体名分論……………	五九六
二七四	明治八年	権少教正三輪田元綱ヨリ曆法改正案ヲ久光公ヘ提出 皇国固有曆上策改正旧曆 中策旧曆變格改正下策……………	五九七
二七五	明治八年	日月雨雪等ノ熟語 五十音ノ漢字及十八變筮……………	六〇〇
二七五	明治八年	久光公手控 中川宮以下高官姓名書……………	六〇〇
		明治二年三月六日久光公官位任叙扣……………	六〇〇
		明治八年權太其他経綸事業ノ件……………	六〇〇

二七四	明治九年一月三日	楠本後覚ヨリ久光公へノ呈書 元老院へノ建白書及漢詩一首添	五六
二七五	明治九年(?)一月十三日	内田政風ヨリ法元太郎左衛門へ 金禄公債証書ノ件	五六
二七六	明治九年(?)一月廿一日	三条太政大臣ヨリ木戸顧問へ	五六
二七九	明治九年一月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津前左府公へ 年賀状	五八
二七五〇	明治九年二月廿九日	山階宮晃親王ヨリ島津前左大臣公へ 時候見舞及当時の形勢ニ就て	五九
二七五二	明治九年二月	琉球使者ヨリ三条相国へノ歎願書 清国政府へノ交渉ニ付	五九
二七五三	明治九年三月九日	東京日枝神社祠掌山本広栄ヨリ大教正千家尊福等へノ願書 神道問答ニ付 可否裁断願	六一
二七五三	明治九年三月廿五日	池田慶徳ヨリ久光公へノ礼状 久光公ノ和歌共	五九
二七五四	明治九年三月廿五日	晃親王ヨリ久光公へノ時候御見舞 御写真(六十一歳)添	五九
二七五五	明治九年三月	権少教正三輪田元綱ヨリ久光公へノ願書 曆書編纂費用ノ件	五九
二七五六	明治九年四月三日	沢田総平川村唯助連名久光公へノ上書 公ノ帰国ヲ諫止ス	五九
二七五七	明治九年四月四日	池田慶徳ヨリ久光公へ 公ノ出発帰国ニ付挨拶	五九
二七五八	明治九年四月十八日	鹿児島県下学校設立ニ付向井新兵衛ノ建言 賞典禄ヲ基準トスル 従来ノ例ニ倣ヒテ	五九
二七五九	明治九年四月十九日	九鬼隆都ヨリ久光公へ 公ノ帰国ヲ惜ム	六〇
二七六〇	光緒二年閏五月廿八日 (明治九年)	琉球国中山王ヨリ清国督撫へノ覆照	六〇
二七六一	明治九年六月一日	三条太政大臣ヨリ琉球藩王尚泰へノ令達	六三

二七二	明治九年六月十三日	土持綱幸ヨリ伊集院九郎等へ	久光公帰国後ノ政府姦策	六〇三
二七三	明治九年八月七日	山田有英ヨリ久光公へノ建言	鹿児島県下学校設立ノ件	六〇五
	同 九月二日		政府当路ノ改革ノ件	
二七四	明治九年八月十九日	法元太郎左衛門ヨリ山下邸家令へ	当務免職ノ上來春掛拜命願ノ件	六〇九
二七五	明治九年八月廿八日	山本孫九郎ヨリ山下邸家令へノ願書	御側勤免職草履取部屋出仕願ノ件	六一〇
二七六	明治九年八月廿一日	肥後甚之丞ヨリ分家へノ願書	人員御減少ニ付免職願	六一〇
二七六	明治九年八月	内田政風ヨリ久光公へノ上書及大山綱良等へノ質問	島津家ノ財産ト鹿児島県庁へノ依託事件トノ分明ニ就テ	六一二
二七六	明治九年八月	相良量右衛門ヨリ山下邸へノ願書	御側勤免職掃除方拜命願	六一六
二七六	明治九年九月五日	琉球藩王ヨリ再度ノ使者上京ノ件並ニ其使者ヨリ三条相国へノ歎願書		六一七
二七〇	明治九年十月	指宿二月田金錢本払帳		六一八
二七一	明治九年十一月廿四日	内田政風ヨリ奈良原繁へ	承恵社、県庁別途金問題約定案	六一八
二七三	明治九年	肥後某ヨリ政府へノ質問	神社ノ社字不当ニ就テ	六一〇
二七五	明治十年一月卅日	山下邸家令ヨリ町田孫太夫へ	国事勤勞事蹟編輯ニ付	六一三
二七四	明治十年二月十三日	大久保内務卿ヨリ鹿児島県庁へノ内達		六一三
二七五	明治十年三月十日	西南役ニ付勅書		六一三
二七六	明治十年三月三十日	久光忠義二公ヨリ三条太政大臣へ	珍彦忠欽二公子上京ニ付	六一三
〇七七	明治十年四月一日	副使山本孫九郎内田政風ヨリ久光公へノ伺書	珍彦忠欽兩使節ノ上京ニ付	六一四

二七六	明治十年四月一日	朝命ニ対スル久光公ノ奉答書	六四〇
二七九	明治十年四月一日	久光公ヨリ三条相国ヘノ上申手控 休戦及陪審裁判ノ件	六四四
二七〇	明治十年四月十七日	品川弥二郎熊本籠城日記	六四六
二六一	明治十年四月廿三日	久光忠義ニ公ヨリ鹿児島県庁ヘノ通達 鹿児島県庁ヨリノ答書共	六五二
二六二	明治十年四月	珍彦忠欽ニ君正使上京一件	六五三
二六三	明治十年五月 五日ヨリ 九日ニ至ル	鹿児島戦況	六五六
二六四	明治十年五月十七日	福山敷根方面ノ賊状報告	六五〇
二六五	明治十年五月	賊軍戦況及兵士取締其他指令	六五二
二六六	明治十年五月	御守衛人数姓名帳 桜島共百六十五人	六五六
二六七	明治十年(八月?)	奈良原繁ヨリ久光公ヘノ建言 公ノ東上献策ヲ促ス	六五八
二六八	明治十年八月	山下邸御留守中金錢本払帳	六六七
二六九	明治十年九月廿五日	久光公ヨリ山県川村両参軍ヘ 官軍兵卒乱暴狼藉ノ件	六七〇
二七〇	明治十年十月三日	川路利良ヨリ久光公ヘノ建言 疫病予防ノ件	六七〇
二七一	明治十年(?)十一月十九日	谷干城ヨリ久光公ヘノ建言 書状ニ通新聞紙一綴受取ノ件	六七二
二七二	明治十年十二月廿一日	久光公ヘ銀盃一組下賜 鹿児島県下罹災者救助ニ付	六七三
二七三	明治十年役當時	久光公手記 漢文	六七三

目次	
二七五	明治十年役當時
二七六	明治十一年一月四日
二七七	明治十一年一月
二七八	明治十一年三月廿七日到着
二七九	明治十一年八月八日
二八〇	明治十一年(?)
二八一	明治十二年一月二日
二八二	明治十二年一月三日
二八三	明治十二年六月十七日
二八四	明治十二年十月十五日
二八五	明治十二年十一月(?)
二八六	明治十三年一月二日
二八七	明治十三年二月十九日
二八八	明治十三年三月十七日
二八九	明治十三年七月九日
二九〇	明治十三年九月廿七日

無名氏書翰二白(宛名不明)	美々津方面ノ巷説云々	二七三
山下邸守衛人数	二七三
京都晃親王ヨリ久光公へノ年賀状	二七五
山口県吉敷郡曹洞宗關雲寺住職瀧断泥ヨリ久光公へノ願書	鹿兒島福昌寺 復興ノ件	二七五
鉾山技師独逸人「パウル、ヲチエル」ノ名刺	東京浜町島津三郎君行	二七五
伊地知正治書翰(宛名不明)	二七七
木戸内務卿ノ巡查懲罰例中追加意見	二七七
京都晃親王ヨリ久光公へノ年賀状	述懐和歌一首	二七七
山県正房年賀状(宛名不明)	二七七
久光公正二位陞叙記	二七八
三条実美ヨリ岩倉具視へ	川路大警視祭奏料下賜ノ件	二七八
久光公ヨリ伊達宗城公へ(草案)	富子様縁談ノ件	二七八
京都晃親王ヨリ久光公へノ年賀状	二七八
久光公ヨリ伊達宗城公へ草案	富子様縁談	二七八
板垣退助ヨリ島津久光公へ	西山志澄鹿兒島行の件	二八九
島津忠義公ヨリ悦之助殿へ忠字及久字使用許可ノ件	二八九
悦之助様改名済一件書類	二九〇

六二	明治十三年十一月	高知県池添祥存等ヨリ久光公へノ呈書	高知県立志社員分離之概文添	七六
六三	明治十三年十一月 同 十四年 一月	大阪府下保国社同盟帳緒言 東京府下觀光社同盟帳緒言 京都府下六益社同盟帳緒言	七五
〇六三	明治十四年一月三日	京都山階宮晃親王ヨリ久光公へノ年賀状	戊辰役追懷	七三
六四	明治十四年四月	久光公ヨリ伊達宗城公へ(草案)	忠経君卒去ニ就テ	七三
六五	明治十四年七月十五日	久光公へ授与サレタル勲一等旭日大綬章勲記	七三
六六	明治十四年十月十二日	議官海江田信義ヨリ三条相国等へノ建議	神祇官再興ノ件	七三
六七	明治十四年十月廿日	議官海江田信義ヨリ三大臣へノ建言	暴論者嚴刑ノ議	七五

二四三 横山租稅權助林海軍大佐ヨリ大隈長官へ

台湾征討ノ件

只今北京ヨリ書翰ヲ致落手候、支那政府本月廿日迄ニ大久保弁理大臣ニ返答ス可シ、其上引払ニ成ルベシ、吉田明日^{天津カ}出帆ス、右伝信只今品川領事ヨリ致落手候、十月廿二日午後九時十分発ス、

横山租稅權助

林海軍大佐

大隈長官殿

文書原寸 縦二八種 横四〇種

二四四三ノ二

御無沙汰仕候、鳥渡罷出可申と心得居候へ共、兎角痛所勝ニ而御無音申上候、

別紙建言、昨日郵便ニ而差越候、宜敷御披露被下度奉願候、旧長州人ニ而東京ニも出居候者、七八年音信無之候処突然差越候、空敷握置候訳ニも參不申候間差上候儀ニ御座候、已上、

十月三十一日

(勝海世) 安芳

(兼任) 大木様

文書原寸 縦一六種 横五四種

二四四 山口県松田謙三ヨリ国事ニ関シ政府へノ建言

勝、大木等ノ添書アリ

二四四三ノ一

(朱「寺島宗則」)

別紙勝參議ヨリ被相廻候付、御尊覽候也。(朱「大木」)

文書原寸 縦一七・五種 横二二種

二四四三ノ三

省儉封事

謹案。目今支那大事件。是 皇国安危存亡之所係。廟堂固有一定良算。而臣伏在艸莽。未及測知焉。杞人隱憂。食不下咽。寝不交睫。徒自煩悶耳。蓋聞。当局者迷。傍觀則明。愚者千慮。豈無一得哉。伏願。当路諸公。披襟

虛懷。以聽臣愚言。」夫征台之舉。客年。副島・柳原諸公。既与支那李鴻章應接。我意略通矣。然今茲天兵之發也。宜先報道諸支那政府。布告諸各國公使。然後堂々進日旗。宇内公法然矣。而急遽出師。失此二着。在我未為無闕遺。然西鄉從道君。以身担当。進入不毛。不数月而平定蕃地。群酋降伏轅門。以謝向前暴殺我人民之罪。國辱既雪矣。皇威大揚矣。宜速引兵凱旋。以撫安内國蒼生。益脩兵備。以為異日後凶。是策之上者。不待知者而後知也。」然而臣頃聞 朝廷遣弁務大臣大久保公于北京。尚喋々与支那應接。和戰二字。未聞其成案。而彼為因循。故延時月。充實兵備。連結各國。以欲陷我於其術中。詭謀灼然。猶觀火矣。」夫因循延時月。利於彼而不利於我。我兵氣日惰。而糧餉日費。彼軍備益整。而連交益密。加之時候漸向寒。而冬海多颶風。天津凍矣。舟路絕矣。因循過三四旬。則大久保・柳原諸公。或至仰金穀于彼。亦勢之必至者。臣切恐。今日之弁務大臣遂為昔日之留學生。嗚呼阿部氏仲麻呂。不遠之殷鑑也。」且聞。

台灣三千之戍兵。月費四萬金。支那往復。其費亦若干萬円。人情洵々。米価沸騰。加以徵兵督促。稅斂繁重。而外國商人。在留貿易場者。咸夙看破我内帑疲弊。不復貸与金幣物品。臣頃過神戶。察其景況。市塵舖主之逃亡者。每夜例不下三四戸。悲涼蕭慘。愍然掩淚矣。況今歲夏秋。風雨之災。各県民戸。前後被其害者。蓋十之三四。是諸公所熟知。不必待臣之曉々也。」伏乞。廟堂速發英斷。以特命名遣大久保大臣。撤台灣之戍兵。布恩于蕃地。結信于支那。以善其後。反顧而改革内政。撫育人民。鍊脩軍備。以旧土族交換徵兵。蓄力養心。沈深淵默。徐建長策。見變而動焉。則四五年之後。支那朝鮮。可唾手而取矣。何有於區々台灣哉。」議者或云。我今不能取償金于支那。則無論於墜 皇威。今夏以來。蕃地攻擊。漫然屬徒勞。而軍費亦無所塞通焉。亦尋常之通論。非必無其理。然以臣策之。則曰。小利者。大利之害。小勇者。大勇之賊。虛國有所不伐。積貨有所不取。不取。不伐。即所以大伐大取之張本。」支那之往昔。有孔丘氏者。曰。勿欲

速成。勿見小利。見小利則大事不成。又有孟軻氏者。曰。有不為。然後能有為。蓋以敵制敵。兵法之常。以支那人

文。言或過抑揚。群公執事。幸了其意。莫咎其辭也可。誠惶誠恐。頓首多罪。

之語。制支那人之國。亦今日經世窮理之一端者。非耶。夫夫久保・西郷諸公。一則耀我武于海外。一則達使命于

明治七年甲戌
十月廿四日

名東県管下淡路国十二大区
一小区寄留
山口県賤民

松田謙三

〇(朱)〇

大國。皆國家柱石之元老。宜並馳特使召還。重褒賞之典。慰勞保全。以繫 皇國之民望。兼待他日之大用矣。臣愚慷慨。不通曉時勢。先是固持征清伐韓之論。以防長人。為因循不振。向屢馳書。論之鄉友有志者。昨下在兵庫。

太政官当路
諸明公閣下
執事御中

見泉令神田孝平。及楠神宮司折田年秀二君。熟論深思。

三兩日。大有所省悟。甚悔向前血氣之小勇也。聞諸古

謹啓

十月廿五日期識

人。曰。知而不言為不忠。臣恐受不忠之誚。故今馳郵書。

倚頼房州勝公閣下。敢質之廟堂諸公。諸公果為可用。則

宜急施行諸實地上。抑需事之賊。機會之來。間不容髮。

因循誤事。固諸公之所不為。亦臣之所大不喜也。雖然。

臣區々亦忠。非噉名求譽者。古人焚諫艸云々。夙窃慕焉。

此箇傍觀愚說。幸一經電覽。請速付之丙丁兒。勿徒紛々

流伝。洩機外人。以損各府県奮發方振之兵氣也。絮話不

幸勿勞尊念。本月中。以事故之浪華。歸途過神戸。見神田・折田二君。大論國事。乍有所感發。作建白書一通。併神田君副東。遞送諸明公閣下。閣下一覽後。軫出之大

政府。賜諸公叱正則幸甚。區々愚衷。伏垂憫容是祈。草卒不宣。

別紙建白書。照準本年九月廿五日太政官布告第百貳

号。欲以無稅通送諸大政府諸公許。然考其布告文意。

東包不許糊封。則與新聞紙通送一般。抑國家機密要

件。憚他見者。如臣今所建白是也。開封差出_{布告文}ノ語

云々。似有弊者。

閣下幸議之廟堂。以改此制。今後機密封事之糊紙者。

亦不費阿堵。而使直達之。廟堂。則有志寒士之在遐

方者。皆開眉相慶矣。是非臣一人之私言。請幸見察。

冒瀆尊嚴。失敬多罪。

海舟勝先生閣下執事

旧門客迂生勝木生事
山口県平民

松田謙三九拜

□_(朱) □

冊子原寸 縦二四・五糎 横一七・三糎 五枚

〇三四 三条美美卿ヨリ久光公へ

二四 東京府士族徳田寛豊ヨリ左府公へノ建白

神祇尊崇二就テ

〔表紙〕
上

徳田寛豊

建言下口上書覚

臣寛豊

一謹テ白ス、夫大空混沌ヨリ地球ナリテ、草虫木魚禽獸

人ノ七種ヲ生活シテ各国并立ト雖トモ、其様異ハ天度

ノ同カラサルヨリ、則チ尊鄙ヲ生ルナリ、我日本ノ如

ハ天胤一系シテ四海ニ冠タルノ定理之ヲ大略ス、抑我

朝小国ニシテ独立建 皇ノ尊ヲ顧ミテ、辱モ高妙遠大

ナル真理ヲ発見ス、故ニ多日其大意ヲシテ書写シ、以

テ 天覽ニ備ヘ奉ラン、爰ニ

天照皇大々神鎮座マシマシテ、数千年來靈驗新ナル事ヲ

誰ソ是ヲ知給ヤ、依テ万擬ノ政事ヲ直シニ、

天照皇大々神宮へ奉幣使ヲ登セ、謹テ国政徳化、正兵安

民ノ祈ヲ建、恭ク 神諾ヲ請フ、託ニ随テ国道基本ノ

堅ニ至ハ、倍 王法ヲ重大シ、普ネク海外ノ公論ニ懸照シ、以テ新古ノ弊習ヲ脱却令メバ、真ニ天地ノ正理ト白ス可カ、若シ 皇大々神宮ヲ始メ奉リ、日本全国

大小ノ神祇并ニ諸靈場等此期ニ及ヒ、蔽現ノ靈瑞之無ニ於テハ、伊勢神宮以下諸國ニ崇マシ給フ靈社靈場悉ク破却シ、弥古ヲ廃棄シ、百拝泣血ノ誓文ヲ呈シテ以テ西洋州ノ起元タル那蘇教ヲ尊拜シテモ、海内一道ノ教則ニ基カセラレテトモ、時モ早ク蒼生ノ苦惱ヲ御救ヒ遊サレ度、厚キ 叡慮ノ尊裁ヲ拝戴シ待上奉ルトミ、嗚呼文事ニ疎キカ故ニ微忠貫天仕兼、之ニ仍テ 賢徳ヲ慕奉リ、建言仕候趣意ハ臣積年ノ宿志、即今果シ難ニ付止ヲ得ス有縁ノ地ニ至リ、天齡ノ終ヲ待チ、苟モ 靈魂トナリテ

天照皇大々神ノ居宮ニ登リ、万世永々、 皇統ヲ護ランヨリ他事ナシ、俯テ冀ハ後日可否ノ真事仰セ蒙ラハ、臣寬豊速ニ首ヲ捧ケ、謹テ弁解仕度、哲言如此候、誠恐誠縮頓々敬白、

明治七年十月廿八日

東京府九大区三小区
极所天然寺住士族
徳田寛豊〇

左大臣久光殿

冊子原寸 縦二七糎 横一九糎 四枚

二 山階宮晃親王ヨリ島津左府公へ

時候御見舞

(封筒) 左大臣様

侍史中

晃

(封筒) 封

(封紙ウラ書)

左大臣様

侍史中

晃

〃 〃

秋冷日々増長仕候所、弥御勇健御奉職奉大賀候、抑此一折不珍、乍赤面時令御見舞申上候驗迄ニ奉進上候、御笑納被下候ハ、深々畏入奉存候、草々期拝謁候也、敬白、

戌十月廿九日

如此時節折角御用意奉祈入候、内外風説種々御苦心
之御事ト奉恐察候、乍恐宜々奉伏願候也、

文書原寸 縦一六・七糎 封筒原寸 縦一七・五糎

横四四・五糎 横 四・八糎

二四七 松平慶永公ヨリ島津左府公へ

久光公訪問ノ件

兎角不調之候ニ御座候処、先以益御安泰被為渡奉敬賀候、

然は

尊公従先日御参

朝不被為在候由致承知候、如何之御様子ニ有之候哉、相

同度奉存候、過日来不本意之御無首申上奉恐入候、伊達(余様)

同道参上可仕と存候処、伊達ハ未た十分之全快ニ無之、

来月中ニは出勤可相成と奉存候、何卒

御用隙ニ被為在候ハ、参堂拝顔仕度候、今日会館より午

後退館、直ニ参上仕度何卒拝顔方願候、差支被為在候

ハ、二日四日之内罷出度奉存候、此段相伺候也、艸々頓

首謹言、

十月三十日

慶永

文書原寸 縦一六糎 横七三糎

二四八 久光公官位奉還ノ上書

草稿共二通

（袋紙）上

左大臣従二位臣島津久光、誠恐誠惶頓首頓首、謹上

言、

臣不肖ノ身ナリトイヘドモ、文久壬戌ノ春ヨリ元治甲子

ノ春ニ至リ、公武ノ間ニ周旋セシ処、

先帝臣ガ非才ヲ棄玉ハス、再三宸翰ノ密勅ヲ蒙リ、且

御太刀御短刀ヲ賜ヒ官位ニ叙任セラル、臣犬馬ノ勞ヲ尽

シ 聖恩ニ奉答セント欲ス、豈料ランヤ、浮説百端事終

ニ成ラズ、空ク藩ニ帰ル、既ニシテ

陛下祚ヲ踐ミ玉ヒ亦臣ヲ召ス、故ニ慶応丁卯ノ夏更ニ上京ス、料ラズモ脚氣ノ病ニ罹リ、永ク滞京スル能ハズ、請テ浪華ニ下リ保養ストイヘドモ季秋ニ至リ病勢愈加リ、終ニ腰脚痠痺寸歩モ行カズ、時勢日ニ紛擾ニ赴トイヘドモ、勉強尽力スルニ由ナシ、已ムヲ得ズ請テ藩ニ歸ル、爾來在再病癒ニ在リ、戊辰ノ乱起ルトイヘドモ病脚猶依然タリ、故ニ耳砲声ヲ聞カズ、目旌旗ヲ見ズ、遺憾極リナシ、幸ニシテ黄泉ノ客トナラザルノミ、己巳ノ春、右少弁柳原前光ヲ 勅使トシテ大ニ褒賞ノ宸翰ヲ賜フ、病夫汗馬ノ勞ナク此惠典ニ逢フ、恐縮シテ手足ヲ措ニ所ナシ、故ニ病ヲ扶テ上京シ 天恩ノ隆渥ヲ謝ス、亦官位昇進ノ 命ヲ蒙ル、再三ノ 厚恩報スルニ道ナシ、然リトイヘドモ病脚未タ快復ニ至ラス、朝ニ立テ從事スルヲ得ズ、辞シテ藩ニ歸ル、庚午ノ冬復大納言岩倉具視ヲ 勅使トシテ藩ニ遣サレ、 御懇篤ノ 宸翰ヲ賜ヒ、上京ヲ命ゼラル、病愈ザルヲ以テ明年辛未ノ春、藩知事忠義ヲシテ代テ上京シ是ヲ拜謝セシム、是歲秋廢藩ノ 命ア

リ、初賊乱ノ平ク長土薩三藩士ノ力許多ナリ、故ニ薩兵士等休暇ヲ賜テ帰藩スルヤ、戦捷ノ余威ニ慕リ衆人ヲ蔑視シ、或ハ人家ニ闖入シ、或ハ分捕ト称シテ席上ノ器什ヲ掠奪毀傷シ、或ハ白日酒樽ヲ荷テ街頭ニ放歌シ、或ハ恣ニ髪ヲ断チ洋服ヲ著テ公然徘徊シ、或ハ門地ヲ無用ノ贅物トシテ是ヲ廢スルノ議ヲ主張シ、暴行跋扈至ラザル所ナシ、主宰タル者目見ザルガ如ク、耳聴カザルガ如ク、其為ス所ニ任ス、意在テ然ルガ如シ、臣病牀ニ在テ如何トモスル能ハズ、唯切齒嘆息スルノミ、終ニ其形勢ヲ朝廷ニ及ボシ、衣冠ヲ廢シ、礼節ヲ壞リ、政教法令官殿器服、悉ク洋風ニ模擬拘泥シ、風土人情ノ異同モ弁明セズ、孟浪蕪雜ノ極ニ至ル、長大息ヲナスベシ、是皆諸藩士ノ其旧主ヲ輕侮スル者ト臣カ旧家臣五六輩ノ主張スル処、其本ヲ推セバ臣ガ不肖ニシテ制圧スル能ハザルノ罪ナリ、是故ニ壬申ノ夏西国 御巡幸、鹿児島県 御滞輦ノ時宮内卿徳大寺実則ニ委曲演舌シ、旧家臣等ノ黜免ヲ乞ヒ、且十四条ノ愚考ヲ奉ル、 還幸ノ後 御下問ノ故ヲ以テ

上京ノ 命ヲ承ク、病ニ依テ是ヲ辞ス、癸酉ノ春、更ニ
海軍大輔勝安芳・侍從西四辻公業ノ両 勅使ヲ下サレ、
御懇篤ノ 命ヲ蒙リ、御品ヲ賜フ、故ニ止ヲ得ズ病ヲ
忍テ上京シ、是ヲ謝シ、 御下問ノ条件モ逐一上陳セシ
カドモ、三十余日ヲ経テ猶可否ノ 勅諭ナシ、故ニ三条
太政大臣ニ一簡ヲ呈シ、是ヲ問フ、尋テ 皇居ニ召レ、
太政大臣ヨリ十四条ノ中服制・学制・兵制ノ三件 御採
用ナリ難キノ旨ヲ拝承ス、眼目ノ三条行レズ、尽力二道
ナキヲ以テ病体保養ノ為ニ、帰県ノ内願ヲ太政大臣ニ申
セシニ、岩倉右大臣西洋ヨリ帰朝マデ滞京スベキノ答ア
リ、九月ニ至リ右大臣帰朝ス、十月朝鮮処置廟議紛乱、
西郷・板垣等辞職帰県ス、十二月ニ至リ内閣顧問ニ任ゼ
ラル、愚意 御採用ノ有無ヲ拝承セス、故ニ辞表ヲ上ル、
本年一月佐賀ノ乱起リ西郷等応与スルノ巷説生ズ、依テ
下向シテ説諭シ共ニ上京センコトヲ請フ、許可ヲ得テ下
向ストイヘドモ彼等亦辞スルニ条理アルヲ以テ、強テ促
ス二道ナシ、 御内勅ノ行レサル臣ガ罪ナルヲ以テ復命

スル能ハズ、其由ヲ上陳ス、更ニ宮内大輔万里小路博
房・少丞山岡鉄太郎ノ両 勅使ヲ下サレ上京スベキノ
命アリ、故ニ上京セシ処、料ラスモ 御懇勅ヲ拝聴シ、
且御短刀ヲ賜フ、 皇恩愈優渥感泣ノ外ナシ、尋テ左大
臣ノ重職ニ任セラル、愚魯ノ病夫負荷スル能ハサルヲ知
トイヘトモ、 命ノ重キ速ニ辞スルニ由ナク、驚才ヲ竭
シ以テ厚恩ノ万一二報セント欲シ、三条・岩倉ノ両大臣
ト共ニ奸臣等ノ免職ヲ議ストイヘドモ事遂ニ成ラズ、職
ヲ辞セント欲スルノ処、侍從長東久世通禧ヲ 勅使トシ
テ邸ニ遣サレ、 御懇命ヲ蒙ル、止ヲ得ズ 皇居ニ参朝
シ是ヲ拝謝ス、料ラスモ 玉座近ク召レ、台湾事件切迫
ノ形勢ニヨリ、病ヲ忍テ参朝シ尽力スベキノ 命ヲ奉ス、
再三ノ 御懇命辞スル能ハス、夫ヨリ参朝シテ今日ニ至
レリ、然リトイヘドモ愚意未タ一毫モ 御採用ノ形勢ナ
ク、 皇道日ヲ逐テ陵夷シ、士ハ廉節ヲ失ヒ、農商ハ苛
法ニ苦ミ、洋教ハ類ニ蔓延シ、人心洶々タリ、此儘ニシ
テ歲月ヲ重ネバ、將ニ言フ可ラザルノ 御国難ニ至ラン

ト日夜焦思苦慮ストイヘドモ、在官ノ旧臣等過半奸臣ニ同意シ、洋風ニ浸淫シ、冗費放逸修大詐術ヲ以テ文明開化自主自由ト称揚シ、臣ガ言ヲ以テ固陋因循トシ、讒口嗷々事行レズ、言聽レズ、嗚呼奈何セン旧主ヲ輕蔑愚視スルノ諸藩士等、何ゾ

皇上ニ真忠ヲ尽サンヤ、皆富貴ヲ貪ルノ私心ヲ以テ、終ニ 国家ヲ不測ノ禍ニ陥レントス、臣是ヲ洞察ストイヘドモ孤立朝ニ在テ是ヲ制スルニ力ナク、且宿痾頻ニ発リ、昏聩愈加ル戸位素餐ノ罪万死遁ル、所ナシ、故ニ左大臣從二位ノ官位ヲ奉還ス、伏テ冀クハ

陛下臣ガ表情ヲ憐ミ、是ヲ許可シ玉ヘ、然リトイヘドモ若シ臣ガ愚意採ルベキトセハ臣ニ委任シテ、其成功ヲ責玉ハンコトヲ両条執レニモ 御明亮ノ 勅裁ヲ仰キ奉ルノミ、臣久光誠恐誠惶頓首頓首、謹以聞、

明治七年甲戌十月

左大臣從二位臣島津久光拜（朱）○

上

冊子原寸 縦二八・五釐 横一九・五釐 八枚（同文章稿共）

二四九 白川県人吉士族丸目徹ヨリ左府公ヘノ建言

至尊御学問ニ付良師伝ノ選定及滿朝ノ奸吏陶

汰ノ件

明治七年、十月某日、白川県管下、人吉士族、丸目徹、頓首頓首、謹奉書從二位左大臣島津久光閣下、徹聞治天下猶治水也、自高而注之於下、決而為江河、壅而為沼沚、不勞心力而成功焉、經數万世而無潰裂橫流之憂者、從其性也、自下而激之於高、築堤為川、造塢為湖、苦慮焦心而漸成功、不數年而有乾涸破壞之患者、不從其性也、我先王之建国也、政体簡易、天子親執万機、不敢委之於臣下、是以大權常在上、能制服天下、恩威施及於海外、三韓肅慎無不來王也、是無他自高而注之於下也、天智帝以降、政權漸歸於臣下、自源賴朝開府鎌倉、權姦相踵、上凌天子、下苦万民、干戈四起、生靈之塗炭於是乎極矣、是無他自下而激之於高也、嘉永以降豪傑之士、前後奮起、

首尊王室、至慶応中、終廢幕府、今也雖有王政復古之名、奸吏滿朝、擁蔽 聖明、其実非復古、而却摹倣洋制、風俗頹敗、人民怨嗟、今日之勢、殆失自主之權、將為洋夷之所使役、可不深察也、然而猶所恃者、今上春秋鼎盛、加之有聖明之資、天未欲喪斯國也、為今之策、宜早扶之師伝、夙夜講究聖賢之教、而陶鎔穆穆之德也、以徹之所聞、為其師伝者、則如西京春日讚岐、旧柳川藩知事、從四位立花公、固其人也、宜詳其実否擢拔之、且左右近侍之臣、擢用忠節義烈、不染時好一言一行、可為世之軌範者、洗除今日之汚習、琢磨英明之聖資、則雖有奸臣充塞於朝廷、豈得蔽震心之明乎、如是則政令決於一、天下之人知所向矣、所謂自高而注之於下、不勞心力而無潰決之憂者也、若夫除姦去邪、變革敝政、則今日之急務、不能待 主上學業之成功也、閣下奮然自任、可以維持皇國也、閣下嚮日獻言中、有至尊御學問之条、則今日徹之所言者、如有諛閣下之嫌、雖然当社稷興覆之際、固死且不顧、何暇避嫌疑哉、徹也寒生也、道途之遠、不能自至於都下、

拜謁於閣下、徹之師、新官簡、今幸在都、托以聞、伏冀恕狂妄之罪、取其可取、則何幸如之、徹頓首再拜、

白川県

丸目徹

冊子原寸 縦二四・五種 横一七・三種 二枚

二五〇 旧水戸藩土原田明善ヨリ茨城県参事へ

常盤神社祭神義公烈公ノ神号ノ件伺

旧水戸常盤神社之義付教部省江伺済与

謹而言上仕候、旧藩主義公・烈公之德義ヲ欽慕之余、昨年中士民一同懇願仕り、常盤神社之号を賜り、県社二列せられ候事不堪歡抃之至候得共、神号無之候而は祭典之節不都合之次第も有之候間、各神号を称し候様仕度、且両公ニは深く上古之典礼を被好候事故、古例ニ仍而神号を称候ハ、冥慮にも叶ハんと一同協議致候儀ニ御座候、抑我水戸義公ハ、躑を西山梅里ニ近て退讓之高義あるのみニ非ず、戦国之余習未夕除かさるの時ニ方り、尊王

正名之義闕くる事あるを思ひ、即 皇朝正史之闕逸を歎

シ、意を 朝廷之典故ニ留めて修史之御業を成し、

皇統之正閔君臣之大義を明にし、華夷内外之分人臣正邪

之別を正し玉へり、今や古例を以て之を擬稱セハ、高

讓味道根命と申して可ならん、烈公ハ非常之英材を以

て大有為之念を抱き、先志を継述し、専ら心を 皇室ニ

存し、神を敬し邪を排し、文武不岐之論尊 王攘夷之説

を唱、自ら奮て 皇威を恢弘する事を期し、東方藩屏之

任ニ居て、 朝廷之吐輔たらん事を勉め玉へり、今又古

例を以て之を申さんニハ、押健男国^{シツケノクニ}之御楯命^{ミタテノミコト}と称して可

ならんと乍恐被存候、若シ此神号を賜り、社号ニかけて

常盤座高讓味道根命、同社ノ座押健男国之御楯命と称す

る事を得せしめハ、上ハ両公好古之深慮ニ叶ひ、下ハ闕

国仰慕之至情を達するニ足らんと奉存候間、何卒右神号

を称候様御執奏被下度、此段奉懇願候也、

茨城県参事殿

右書面願之趣聞届候旨、十月廿二日教部省より指令

相済候、

冊子原寸 縦二七・五種 横一九・五種 二枚

二望 久光公ノ上書

左大臣從二位ノ奉還

本文書ハ二通共二四四八号文書ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦一六・七種 横 四〇一種(草稿)

冊子原寸 縦二八・三種 横一九・五種 六枚

二望 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ

足痛見舞

(封紙ウラ書) 島津殿

拝後 実美

御紙面拝承候、御足痛之趣御保養専祈上事候、拝後、

明治七年十月

茨城県貫屬士族

旧水戸藩士民総代

原田明善

文書原寸 縦一七・六種 横三五・八種

兀剋、

○二四 天長節二付久光公へノ御下賜品

二四三 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ

三条邸ニ於ケル会合

〔封筒〕
島津殿

実美

二四四 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ

青森県参事人選の件

〔封筒〕
島津左府殿

実美

〔封筒ウラ〕
封

過刻奈良原〔欠損〕御来参之趣拝承〔欠損〕今夕御同僚〔欠損〕申

度候間、右大〔欠損〕申遣候処、入来二〔欠損〕候間、夕五字

より拙宅へ御出奉願候、仍此段得貴意度如此候也、

十一月一日

実美

島津殿

二伸、右府入来候ハ、早速御知らせ可申上候間、其

節光車可給候、

文書原寸 縦一七種 封筒原寸 縦一五種

横四〇種

横五・六種

左府公

十一月四日

実美

文書原寸 縦一七・三種 封筒原寸 縦一七・五種

横五六・七種

横 五・八種

二票 長野県士族北山安民ヨリ左府公へ

支那事件二際シ人吉ノ新官簡、飢肥ノ稻津濟、

松代ノ高野広馬等ノ採用ヲ乞フ

(包紙ツク書)
「上言」

從二位左大臣島津久光殿

寄留麻布山元町十七番地

長野県實屬士族

北山安民

「

聞去月二十日、和議破、二十五日、公使某公發、彼地

之電報此月二日入、帝京其詳雖不可得而知是、国家

存亡之大事、安民一日不得高枕、故三日奉書、海軍卿

促勸、其參朝未知能造朝否乎、五日又奉書、陸軍

卿薦其人傑数名、而又未知能被拔躍否乎、伏惟閣下今

在廟堂、辱左府之大任必吐哺握髮、當為撰摺登用天下之

英才、而未得其人也、亦慮閣下雖英明在高位、誠一人

之耳目安得悉、其下情一々知其才而使尽、其能夫今之橫

字書生与漢学禿頭雖論議紛紜、元是猩々能類為人語者耳

不足共議大事也、安民九月已奉書、閣下以陳述、所思

而未敢言人之姓名与所長也、故録所知以薦、閣下元人

吉臣新官簡能直言而知事、元飢肥臣稻津濟能知機而容人、

元芝村臣恒岡完次郎能返省而忠言、元松代臣高野広馬能

見機而通變、是皆当世之傑、草莽之交、安民常所避三舍

者也、閣下有採焉、豈惟此四人耳哉、必当有賢、於之

者出於其際也、謹吐露赤心再拜以聞、

從二位左府島津公閣下

長野県士族

北山安民○(卷)

明治七年十一月六日

文書原寸 縦二四・五糎 包紙原寸 縦二四・五糎

横 三五糎

横 三五糎

二票 横山権助林大佐より大隈長官へ

台湾征討始末

先月三十一日、支那政府ト条約承印シタリ、本月一日、

我北京ヲ退ソキ本日本上海工到着ス、我廈門へ往キ、且ツ

都督ト退兵ノ義ヲ整エル為メ台湾へ集会セシ、後チ復命ノ為メ帰ル可シ、福原大佐及ヒ其他ハ、本月五日「チイフウ」ヲ出帆シ、委細ノ廉ヲ上申スル為本月十五日迄ニ東京へ到着ス可シ、同人到着セハ、大至急都督へ退陣ノ事ノ命令ヲ与へ、全軍ヲ引戻ス為メ汽船ノ運送ヲ我希望ス、又大至急病人ヲ向ヘル為メ汽船二艘運送ノ用意予メ有ルヲ乞フ、第一ヶ条五十万テールヲ支那政府難民撫育ノ為メト陣營道路ノ雜費トシテ払フヘシ、償金内チ拾万テールハ当地ニテ一時ニ請取、残り四拾万ハ同地ニ於テトモ二十二月廿日ニ請取ル、其レカ為メ退兵ノ事モ同日ニ限ル事ナリ、第二ヶ条我出兵ノ正当ナル事ヲ承認ス、第三ヶ条台湾ニ關係スル、此ノ後ノ議論ハ取り消シ、此後ノ難実ナル漂民ハ、生蕃人ノノソミニテ、支那政府ヨリ要護ス、弁理大臣ヨリ正院エ右伝信セハ、今上海ノ弁理大臣ヨリ致落手候、

十一月八日午前五時十五分発ス、

大隈長官殿

横山権助
林大佐

文書原寸 縦一七糎 横六三・八糎

二葉 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ

清国北京談判ノ件

(封筒) 島津左府殿 実美

急

(封筒ウラ)

御安全奉賀候、然ハ北京ヨリ電報有之候ニ付、御談申度候間御參給度候、若御取筋ニ而御參不被為整候ハ、拙者退出掛出頭可仕候、早々拝具、

十一月八日

実美

島津殿

文書原寸 縦一七・三糎 封筒原寸 縦二三糎

横 四二糎 横 七糎

二五九 三条太政大臣より島津左府公へ

台湾事件

御安全奉大賀候、然ハ今朝福原大佐・岩村内務出仕・小牧開拓出仕三名帰朝、大久保大臣より書柬条約書写等持帰り候、大意ハ頃日来電報之通りニ有之候、右書面早速可差出義ニ候得共、唯今臆^{ウツ}写申付居候ニ付出来御廻し可申左様御承知希奉申候、就而は蕃地出張兵引松等之事ニ付評議有之候間、明朝ハ九字御参官有之度候、仍此段申上候也、

十一月十一日

実美

島津公

文書原寸 縦一七種 横五四・五種

二五〇 鳥取県士族湯本文彦ヨリ左府公へノ建言

西郷、副島、前原、後藤等復職ノ件

(封筒)
東京
鳥津左府公閣下
鳥取県士族
湯本文彦
執事御中

鳥取県賤臣湯本文彦稽首再拜、再奉書于

島津左府公閣下、臣往日拝読議事憲法、詔書深有所感激、論列当世之急務、作万言書將以上于 魏闕、已而聞、停議事更欲由、閣下以奏進之托友人東遊者以進呈焉、臣策固雖迂拙、然是其所以徇天地報、神聖之志而又自謂、方今之大計亦莫以易焉、是以自信不疑敢以上之、且謂今時勢急迫、速不一新天下之耳目、則時事難為也、日夜延首以待其報者已六旬矣、昨始得友人書曰、建白書以去月十七日托堀某、以進呈于 閣下、又曰、支那講和破矣、弁理大臣及一行官員、以去月廿五日發彼地歸 朝、征討之師方起矣、事情紛紜不可說焉、臣見之憮然打案歎曰、嗟事遂至于此乎、事遂至于此乎、夫支那事件元不至于此、一旦紛紜遂致葛藤、故 朝廷委曲尽事理期平穩、然彼頑然不聽破盟背誼、則其曲直是非自有公論、誠宜皇張、六師振耀威武雷發電擊以問其罪、輝 神州之威稜于海宇也、定知 朝議亦已決于此矣、然臣竊察時勢渙散離漫人情怨畔變動不測、而俄空國之師、竭國之財以結怨于

隣敵、若或于戈相尋、国力罷弊、強敵外侵、奸民、內畔、當此時欲立、善後之策、無復如之何也、臣曾有憂于此、故前疏備論其事、乞有所改紀、變通而進呈、未幾事已至于此、則其事亦既後矣、今隙已開、兵方拳騎、虎之勢不可中下、然內地形勢適方如是、而万有一有事不如意、則土崩瓦解不可收拾、國威自是淪胥、皇風自是不競、故、其發揚威武以鞏神州之基、必於于此其屈折、國體以誤、神聖之業亦必於于此、豈可不戒、畏慎重矣哉、故臣竊以為今雖勢迫事急、固無有余暇、苟不有断然一新天下之耳目、則國事實可憂也、恭惟閣下以誠忠英略、任具瞻之重職、以當國家安危之秋、屹然為天下之重、是矣、神明之所以保護、皇祚而天下所依賴也、伏願閣下益盡誠忠、翼贊聖籌、渙發大詔、断然与天下更張振刷、整齊以一新天下之觀、聽鼓舞其公憤、振作敵愾之氣、且將是一行事件、委曲明詳、無有掩弊公布天下、使知悉事由、則三千万生靈、感發奮興、投袂而起、爭盡忠力、以報國家可企足而待也、若不能然、政府独任其事、不与天下同憂、患則其事太危矣、夫賢才國之幹、其所在天下之

望、歸焉、今天下重望之人去職、退居、故人人心危懼、渙散、形勢危迫、動闕安危事、豈容忽諸、臣願以特勅起、西鄉大將、副(補佐)島四位、前原四位、後藤四位等、復原職、附以全權、使盡忠略以担任國難也、人或疑四氏不輒出、臣謂如四氏天下之士不謀、而同辭、稱為社稷之臣、豈傍觀國難、徜徉自逸哉、朝廷推誠任用、有其道、則固將奔走奉職、鞠躬尽力之不遑、苟四氏而出、則天下之士、雲合霧蒸、爭赴國事、断可期矣、若朝廷已盡其道、然猶偃蹇自恣、則其是非自有公論、非臣之所知也、今講和已破、戰議已定、宜速發決之戒、嚴結束陳師鞠旅、乘輿親駕、振威耀武、而後特差副島四位于彼、再調停此事、弁、是非正曲、直且說以鄂羅方張然、相共交戰、自弊、是唯為彼地者、非兩國之利、今相渝脩盟、為合從禦侮之策之意、彼固非欲戰者、其勢或聽焉、彼果聽焉、則相共合從為禦鄂之策、万一彼猶頑、不聽、則我義憤益熾、而彼則益驕、是所謂懈敵怒我之策、軍之善謀也、苟能如此、而後決戰、兵未交而勝負之勢決矣、快戰取一勝、以輝國威、而後從容正其誼、再申盟約、為合從禦侮之策、是神州之

至計而守国之良図、莫以加焉、此等 朝廷固已有決議、不待嗷嗷然無知不言忠臣之義、兼聽而撰明輔之德劔、今時勢急迫、苟有所思豈可默然不言乎、且臣不幸羸弱不得從行間以效犬馬之勞、唯宜罄竭駑駘以致報国之誠、是所不以憚煩瀆敢陳三事也、 閣下不以人廢言有所採扱、実望外之幸干黷威嚴無堪恐懼之至、

明治七年十一月十三日

宇倍神社權称宜兼中講義湯本文彦誠惶誠恐再拝謹上

○(朱)

冊子原寸 縦二八糎

封筒原寸 縦二八糎

横二〇糎 三枚

横 七糎

二六二 福羽美静より三条島津岩倉三大臣へ

華族会館の件

(包紙ウツ書)

三条太政大臣公閣下

福羽

島津左大臣公閣下

美静

岩倉右大臣公閣下拝呈

(朱ト「緘」ハ重複)

○緘

(封紙ウツ書)
三条大政大臣公閣下
島津左大臣公閣下
岩倉右大臣公閣下御親展
美静 上
○緘 (朱ト「緘」ハ重複)

一簡拝呈仕候、冷気之節、倍御安泰之段奉恭悦候、抑美静指過之儀二候得共、華族会館之事不堪傍聞、聊陳述仕度所存御座候、華族ハ国家之貴人ニして万人可敬重之当然之処、却而誹謗不堪見聞之次第、国家之体裁も相拘り申候間、華族の為のミならず、大二惜む所有之候故、不得止事煩尊聞度相考候事二御座候、御用多中二ハ可被為在候得共、閣下方一夕御会同被為成候ハ、御席へ参上任度候、御都合如何可有御座候哉奉伺候、乍略以書中如此御座候、早々謹上再拝、

十一月十四日

文書原寸 縦 一八糎 包紙原寸 縦二七・八糎

横七九・七糎

横三九・八糎

三三 三条太政大臣より島津左府公へ

琉球の件

(封筒)

「島津左府殿

実美」

(封筒ウラ)

「

御安康大賀候、然ハ琉球之事ニ付評議仕度候間、一兩日
中御参朝相成候様願度候、仍此段申入度如此候也、

十一月十八日

実美

島津殿

文書原寸 縦一七・三櫃

封筒原寸 縦 二三櫃

横三一・七櫃

横七・三櫃

三四 東京府山本広栄ヨリ大教院へノ建白

神教講録附録天理之弁追加

(表紙)

「神教講録付録

天理之弁追加

第十一大区四小区

上小金村

山本広栄」

天理之弁追加

第八条

教正ノ曰ク、産靈神ムスヒノカミ太トニ占テ其吉凶ヲ見ルハ、幽ニ隠

ル、所ノ天神ノ心ヲ窺フモノナリ、其窺フ所ノ理則チ天

理ナリト云々、試ニ問ベシ、古典ニ三神ハ隱身也トアレ

バ、産靈神モ隱身ナレバ、共ニ幽ニ入テ天神ニ直ニ問ベ

キニ、迂遠ナル占相ヲ以テ、天理ヲ窺フ見レバ、其理ハ

天神ノ所レ為ニアラズ、故ニ産靈神ニ問ベカラサル所、

天神モ言ベカラザル所ノ理ナルヲ以テ、顕幽出入自在ノ

神トシテ、占相ニテ其理ヲ見モノナリ、以レ此可レ知其理

ハ造化三神思慮アリテ作トコロニアラズコト明ナリ、若

思慮アリテ作モノナランニハ、相互ニ問答アルベキナリ、

三神トモニ一ツ造化ノ首ヲ作神ニアラズヤ、

第九条

天理ハ天神ノ神理ヲ立ルトキハ、其天理ハ天神ノ靈ニ含

有スル所ノ自然ノ理トスレバ宜シ、若天神思慮アリテ作

モノトスレハ、其理不立、日本紀一書ニ高皇靈尊曰ク、

吾所レ産兒云々、一兒最悪不_レ順養養ニ云々トアリ、其性
則チ天理ナレバ、神慮アリテ天理ノ性ヲ作_ルモノナラバ、
吾子ニ悪兒ヲ生ベカラズ、亦幽ナル天神ノ作_ルモノトシテ
モ、其理立ベカラズ、亦其悪兒天上ヲ去テ、下土ニテ善
良ニナリタルヲ以テ、始メヨリ然_ルシムル天理ニテ産タル
悪兒ナリトセバ、今時人ノ悪兒家出シテ他所ニテ良民ト
ナル者ヲ見テ始メ悪行ナリシハ、後ニ良善トナルベキ為
ニ神ノ作_ルシムルモノト云ガ如シ、若然ランニハ天下ノ悪
人一人モ罪スベキコトナラズ、如是ノ説ヲナス時ハ政教
トモ其詮ナカルベシ、

第十条

禊ノ条ニ諾_ス尊ノ禍神ヲ成ハ、禍神ヲ産_ルト思フテ成ニ
アラズ、故ニ其禍ヲ直サント為_ステ、直昆神ヲ成トアリ、
若慮アリテ禍神ヲ成シ、亦天神ノ生シメタランニハ、其
禍ヲ直サント思フベカラズ、以此考ベシ禍神ノ成シハ、
神慮アルニアラズ、神慮アリテノ造化ニアラザレバ、コ
レ自然ニ成シモノナリ、其成ベキ理ハ天理ナレバ、其天

理ヲ神理トナシテモ、神理ニ因テ自然ニ成シモノトナル、
宜ク考ベシ、

第十一条

国修ノ条ニ天沼矛ノ末ヨリ、垂落ノ塩、累積テ島ト成、
コレ淤能若呂島ナリ云々トアリ、是自然ニ凝タル島ノ義
ヲ以テ自凝島ト名ツクルモノナリ、神業ニ成シモノト雖
モ、神ノコレヲ成サント思フ意ナリシモ、成シモノハコ
レヲ神ノ成モノト不云、故ニ御子ノ数ニ不_レ入_ル以此知ベ
シ、神業_ノ意ナリテ成モ、神ノ_然トノ差別
アリ、此_成成モノナリヤ、是_神神_{自然}自然ニ成シ
モノナリ、如是_{神典}神典ニ神慮ニ依テ成ト、神氣ニ因テ
自然ニ成トノ差別アリ、是其名義ノ証ナリ、

第十二条

冊_尊尊ノ火神ヲ生テ、炙焦テ死、此火神ノ生ル、モ則チ
天理ナレバ、若造化三神慮アリテ生シムルモノトスレバ、
冊尊ハ天神ノ殺タルモノトナル、然トキハ其靈ノ黄泉ニ
入_ルモ入_ルシムルモノトナリ、諾_尊尊ノ追テ往_ル往_ルシムルモ

ノトナリ、亦還リテ禊スルモ爲シムルモノトナル、如是善モ惡モ一切悉ク天神ノ爲シムルモノト爲トキハ、其狀操^{アヤツリ}木偶ノ如ク操ル者ハ天神操ラル、木偶ハ諸冊^{イザナキ}ニ尊ヲ始^{ハジ}メ一切ノ神ト人トナリ、若然^{シカウ}シニハ此所^{ココ}二人アリテ、木偶ニ刀劍ヲ持セテ、人ヲ斬ラシメンニ、木偶ノ罪トスルカ、操ル人ノ罪トスルカ、必ス操人ノ罪トセン、然ハ天神思慮アリテ、善惡ノ天性天理ヲ作モノトシテハ、天下ノ人民ノ罪ヲナス、其原ハ天神ノ操ニアレバ、悉ク天神ノ罪ニシテ、其人ヲ咎ムベカラズ、如是ヲ天理トナストキハ、政教ナンノ益カアラン、宜ク熟考アルベシ、

第十三条

古事記ニ天地初発之時、於高天原一^{ナリヤセルカミ}成神云々、同キ序ニ然乾坤初分參神作^ニ造化之首^ニ云々トアル、乾ハ天ナリ坤ハ地ナリ初分ハ、ハジメテワカル、ナリ、初発ハ、ハジメテヒラクルナリ、共ニ同義ナリ、然ハ天地初テ分テ參神ノ成出タルモノナリ、其參神ノ成出ザル以前初テ分レ初テ発ケタル所ノ乾天坤地ハ、誰ガ発キ分タルモノ

トセン、參神ノ成ザル以前發キ分レタレハ、參神ノ造化ヲ離レタルモノナリ、參神ノ造化ニアラザレハ、是非ノ論ナリ、自然ニ發ケ分レタルモノトナル、然ハ其天地トナルベキ理、初テ分ルベキ理トモニ、自然ノ理ニシテ、造化參神思慮アリテ作、天理アラヌコト論ベキ言ナキ明証ナリ、後代日神月神ノ託ニ吾祖高皇產靈神ハ天地ヲ預メ鍛造セシ功アリ云々トアルハ、天地ヲ預メ修理セシヲ云ナリ、天地分發ナセシコトニハアラズ、思マカフベカラズ、

第十四条

教正ノ曰ク、善惡ノ性トモ自然ニ生スルモノニアラズ、物ニ對テ發スルモノナリ、天神ノ所^{ナス}爲^{ナス}ノ天理ニ善惡ノ性ヲ發スルモ如是ト云々、若天理ノ物ニ對テ爲モノトセバ、古事記ノ序ニ夫混沌既凝氣象未^{イマダ}レ^{オソ}レ^{ハレ}教^{ナモ}無^ナレ^ハ名^ナ無^ナレ^ハ爲^ナ誰^シ知^ラニ^シ其^ノ形^ノニ^シ云々トアル所ノ、既凝モノハ天地^{イマダ}未^{オソ}レ^{ハレ}レ^ハ發^ナ參^ナ神^ナ未^{イマダ}レ^{オソ}レ^{ハレ}成^ナ以前ナリ、此世界大虛空ニシテ、一物モナシ、何モノニ對テ既凝トコロノ物アルモノナリヤ、其既

凝トコロノ物ヨリ、天地ノ発分レタルニ、其天地ハ何物ニ対テ成モノナリヤ、其天地ノ間ニ造化ノ首ヲ作トコロノ參神ヲ成、其參神ハ何モノニ対テ成モノナリヤ、如レ是推究スレバ、最初ノ既凝一理ハ、物ニ対テ生スルニアラズ、造化ヲ離レ自然ニ有モノナリ、此自然ノ一物是則チ天地ノ元ナリ、參神ノ因ナリ、不生不成ノ元靈ナリ、以レ此其天理ノ玄極ヲタツヌレハ、既凝トアル自然有ノ一元靈ナリ、此靈則チ神ナリ、其神ハ無名無為、亦其形モ知ベカラズ、亦思慮モナシ、此神ノ性ヲ理ト云フ、古来天理ト指モノ此性理ナリ、然ラ此性理ヲ捨テ、今時ハ成神ノ事業ヲ天理ト作ハ、本ノ理ヲ捨テ末ノ理ヲ取モノナリ、如レ是ヲ真説トナストキハ、前ニ論弁ナス如ク、參神成身ノ前ニ天地初分ノ理アリ、天地初分ノ前ニ既凝トコロノ混元ノ理アリ、其理ハ何ノ神ノ作トコロノ神理ト推究スルトキハ、遂ニ窮スルナリ、以レ此神典ノ理ヲ明ニセザレバ、神教ノ根本立カタシ、根本ノ理不立バ、枝末ノ教イカ程巧言ナストモ成ベカラズ、故ニ教正

タクニニコトバ

〔慶〕ノ犯ニハ論弁ナスコト再〔慶〕是外ニアラズ、教職

タル本分ヲ掲テ〔慶〕神

皇ノ恩徳ヲ報謝シ奉ルノミ、時ニ

明治七年十一月十九日

山本広栄

大教院

御中

冊子原寸 縦二四・五釐 横一六・八釐 六枚

二四 九鬼隆都ヨリ左府公ヘノ書翰

国学神典尊重ノ件ニ付

一簡啓達仕候、近頃寒冷相募申候、先以御安寧奉賀候、然ハ 尊公様兼而被仰立候数ヶ条之内、愆而御採用之御模様不被為在候旨相伺候、尚乍恐御模様相伺度奉存候、就而は最初御一ヶ条、

御学問之事、是は御至要之御儀ト乍恐奉存候、然は當時洋学之儀は申迄も無之、上江も諸官より御勸メ申上事と奉存候、唯心配仕候儀は、御国学神典一条當時貴古事

紀、輕日本記神代之卷申候世風相成、

勅命日本記龜末相成候而は乍恐残念至極奉存候、神代之
卷本經を豎とし一書如註書を横と致し候事、古来々伝之
由承り申候、本經之

皇統を直書致し一書之細密之事を具二記し、申伝を不落
様認致候之義と承り申候、尤其頃漢字も渡来、仏宗学も
有之故、博識衆中自由神書を和解致候手際も可有之哉承
り申候、元々天地間道理は一ツ故、附合致し居候場合も
可有之と奉存候、愚存当今致心配候て右一条二被存申候、
當時

天朝御新政と相成、一同改名奉存候、伊勢・春日・八幡
等二至迄、御尊崇古伝古法御取用之筋、神事も妄に薄凡
人風俗に被命候次第を有之由故、追々古伝廢亡二相成勢
ひ有之残念奉存候、白川家等は古伝供居候儀、右様御家
柄近頃御取用ひ無之、却而輕き懸り之仁より承り合等有
之、不苦儀は其者へ申伝へ被致御間を被合候由、噂有之
八當時之勢と八違ひ候へ共、私存意二は古伝有之家を御

差置、容易に御祭典等行れ候而は、古法追々相失ひ候事

と奉存候、其余尊公様被仰出候御ヶ条御見込通り二仰出
候儀も可有哉、近頃松浦氏は面談、少々承り合候事茂有
之候、呉々余事は差置 本朝神典古事を失ひ候様可相成
と残念奉存候、

十種伝紀熊野之天津祝詞十種一二三四五六七八九十是日
文伝也 忌部司之太諄辞三種トホカミエミタメ

三種教雲国造之是即鹿ト伝也、中臣司之鎮魂式朝廷有之
白川家音楽謡、崇神皇祭典自行之

神部 血氣 玉座
十種五行 胎内汚毒 三種八神 旬日裏情慾
宝前 殿内 洗流 三種祓 弘除

神職之勤 天皇自

日神 天座 高天原内殿 月神 寄司 蒼原朝 蛭尾 色司 国民百
防海夷賊 四神職 從代起、鹿島再繼 將軍皇孫 守天位 中臣忌部
捧神籠 五畿七道 造各耕蚕 反 百商工 事業令之 聖德太子 儒神
用摩利古親王 伐神 太子相 摩利古將軍 大職冠 鎌足 任相 田村將軍
治神 鬼 管公 兼任 宰相 日蓮 兼 天皇 宰相 將軍 芳法 經功、凡人可測

知愚老力不及、只懸其神而已矣、漢傳來四書、唐傳來五經、忘神天皇仁德天皇

來奉之五常倫、修身齊治國乎下之道正統又似不出、此外當時

者唱誤鬼神弘知世、嘗問神書曰不識所生日本國內見、神書謂

怠惰也、今者妄唱書曰白川默窃伝、終失可亦不可謀、天下

國々神職各新捨伝古勞巷、腹哀哉、天下時勢唯疑當年五穀

熟百物盛、天變地災無之、大灣伏支那和議調不審如何、

合神慮歛天意矣乎、王政復古形女存、是而已公為如何矣

乎、戒勿毒聽食勿食何、如何愚老盲不能見、此末幸逢英公吐

露、愚意而已矣、請懷字矣、頓首、

明治七年戌十一月廿一日 從五位藤原朝臣

九鬼隆都

再拜

久光尊君

玉机下密呈

文書原寸 縦一九・五糎 横一三四糎

二四三 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ

新嘗祭休暇ノ通知

〔封筒〕 島津左府殿 実美

〔封筒ウラ〕

明日御參朝之義、過刻家来を以而申上候処、明日ハ新嘗祭二而休暇二相成候間、明後朝御參給候様致し度候、仍此段早々申進候也、

十一月廿三日

実美

左大臣殿

文書原寸 縦一七・八糎 封筒原寸 縦二三糎

横四一・五糎

横 七糎

二四四 大久保利通清国ヨリ帰朝ノ件並二三井組小

野組公金ノ件

四通

東京日日新聞二通共

二四六六ノ一

全權 參議兼内務卿 〔之巻〕 弁理大臣大久保・少内史金井君、一昨廿六日十二時横浜 23

へ帰着、廿七日上陸、

大政大臣勅を奉出迎あり、

菊池海莊翁・菊池武光裔也、名保定七十七

銀盃一組 一百円

偉大也、

大久保答、

天皇陛下維新ノ偉業ヲ開玉ヒ、東征北伐速カニ平定シ、

万民 皇沢ヲ蒙ル、茲ニ七年、是皆 皇運然ラシムル処

ナリ、今般日清兩國和議調整スル所以、豈人カノ能ク致

ス所ナランヤ、是信ニ

聖意全国ニ貫徹シ、政府ヨリ下人民ニ至ルマテ一意報國

ノ赤心厚キト忠肝ノ著シキトニ因リ、自カラ感応スル所

ニ非ラスシテ何ゾヤ、今日諸子等國家ノ為ニ賀頌シ此厚

意ヲ忝フス、予感激スルニ余アリ、

吉野永有

神風の吹しのミかハ今ははた

まつろひてしなすへらミくに、

天の下でらす光りとなりにけり

なにしほひたるひのもとの国

十一月廿八日 祈文

従五位

藤原隆都

証吟

事よれハかくれと道ハおのつから

過し御靈のミちにするらん

十一月廿九日

此たびはからずも

大灣を討ち支那をしたかへ給ひしハ

先帝の御意にありと乍恐いひはへりて

文書原寸 縦一四・三厘 横二一・五厘 四枚

二四六六ノ二

二四六六ノ二

政府公金百万を兩組に預く、

小野七十万持帰り、三井ハ三十万、

三井大幸と云べきハ、廿日前に此分離を願ひ許され、三百万の抵当品を大蔵省へ出し、更にあわてたる気色なきハ賀する所なり、

銀行二百五十万円の資本、

此両組為替座、

半高ツ、双方より持寄り、

預り金ハ両組ニて半々ツ、

平均するに、此分離ハ小野の戸メを促かしたるてつだ

ひと成たる事ハ必定と思わる、

十一月廿四日 新聞

文書原寸 縦一四・三種 横二一・五種 三枚

二四六六ノ三

東京日々新聞

第八百六拾号

明治七年十一月廿四日
火曜日

江湖叢談

昨日も論じたる如く、此たび小野組の騒動ハ三井組にも

波及すべきカト氣遣ひたるに、三井組ハ三百万円丈ケの抵当品を大蔵省に差シ出シたる報告を得て大に安堵の思ひを為せり、是レ畢竟ハ我輩が説の通り、是まで三井組にてハ手を詰め、目当なき商業を広く成さざりし効能が今日に顕ハれたるなり、

初め三ツ井小野両組の為替座を(両替町の為替座なり、大坂町の為替会社にハ非ず)立たるハ政府の權威を以て無理に押付けたる景色と云ハざる事を得ず、如何ことなれバ此両組ハ従前より、特角の争ひをなし、表向ハ睦ましく附合へとも、心中ハ互ニ偏執の念を挿さミ、逆も和合すべき様子もなく、其時の政府ニ立たる人々も又自分々々の見込に依りて小野を儲なりと云あり、三井を信すべしと云あり、併し元來資本薄き日本の商人の習なるに、此両組が別々に立ち別れて家業を営なミてハ、世間にて工業を起し、商売をなす者の身に取り、大金の融通を弁する所なかるべしと、其節政府に於て會計を司どりたる役人達ハ、専ら之レを掛念し、何卒この両組を和

合せしめんと謀り、種々様々の法を以て両組を説得せられたればこそ、為替会社、商社、を手始めとし、遂に第一国立銀行を立て、和睦を結び、引続き両組の為替座を立られたるに付き、両組とも心底ハ不承知なれ共、流石に仲人が政府丈ケに其御顔に免じ納得いたしたり、故に我輩ハ無理押付と申すなり（併しこの無理押付がなければ二百五十万円の資本を積たる銀行も立たず、大金の融通も出来ず、日本人民の為にハ便利も起らざるべし、故に我輩ハ仮令堂々たる民権老先生や自由大学士の御嘲りを蒙るとも、此様な無理押付ハ利益ある所置と存じ、君主専制の抑圧政治の部ニハ入れ申さず、然て銀行の方にハ条例、成規、規則などト申す定木が極りて、頭取の自由にも支配人の勝手にも成らぬ故に、よしや此両組が不和にもせよ、真顔に商業を管なむ間ハ決して分裂瓦解の氣遣ハなけれども、我輩が疾より掛念したるハ為替座の始末なりき、

此両組為替座ハ、政府の為替を取扱かひ公金を預る二付

き、其抵当物ハ半高ツ、双方より持寄りて一ト纏になし、両組合併の名を以て政府ニ差シ出したり、扱預り金ハ両組にて半々ツ、を預るべきに如何せん、互に確乎としたる規則なきニ付き此に多き時あり、彼に少なき時あり、併し平均するに小野組に預かる高ハ常三井組より多し（小野組ハ資本入用の筋あれバなり、昨日の説を見合すべし、

然るに最初の間ハ三井組の全権達ハ頗る道理に暗らく、仮令小野組に何百を預かり何々の事に使用すると、三井組にて関係すべき筋ハ決して之レ無く、此方ハ此方ニ預かりたる金高だけの引受を為して事済む者と思ひ定めたり（譬へバ政府より公金百万を両組に預くる時、小野ハ七十万を自宅に持ち返り、三井は三十万を持ち返へるべし、若シこの金に付き不都合の起る時ハ、三井ハ三十万丈を償のひ戻せば夫レにて相済む者と心得たりしなり、

然るに中々左様の訳にハあらで、政府ハ両組にこそ申し

付ケたれ、三井・小野と別々に申付たるにハ非らず、故に政府ハ両組の内々の割合にハ更に差し構ハず、若し引負あらバ両組をして之レを償ハしむるに付、三井の引負ハ小野に掛り、小野の遣ひ込ミハ三井の迷惑と成るべきこと当然の理にて、是が即ハち合併の社中なり、此訳柄ハ漸々この頃ニ及びて三井組の人々の胸に落入り、俄に政府へ願書を差し出して両組分離の事を乞ひ、其節現今三井組の預り高ハ何百何十万と云ふ事を明細に調らべ、其高丈ケの抵当物を差し出し、不都合あらバ之を償のふべき旨を申立て政府より此分離を許されたり、是実二当中中旬の事なり、

三井組の為に大幸と云べきハ、廿日前に此分離を願ひ許されたる事なり、若し十日を怠り廿日の後に願ひ出さバ政府も之を承知せず、是非ともに小野の掛合を受べきハ勿論の筋にて、三井組も随て大騒動を引き起すやも計り難し、併し此分離ハ小野の戸を促がしたる手伝となりたる事ハ必定と思ハる、

小野組の戸ハ我輩の深く嘆息する所なれども、不幸中の幸ハ、三井組が能く三百万の抵当品を大蔵省に出し、更に周章たる景色なきハ実に我輩の賀する所なり、何故に我輩ハ箇程までに大家の盛衰に付き、或ハ心を傷め或ハ肩を開くかと不審を懐く者もあるべし、其故ハ他にあらざ、昨日も論述したる如く其盛衰ハ日本全州の金銀融通ニ差し響き、大ニ開化の進歩に関するを以てなり、嗚呼一家の理財を司とるハ誠に容易の事にあらざるなり、猶第一国立銀行の事ハ明日の条に之レを論述すべし、

○府下第七大区下渋谷村に高久文蔵と云ふ者あり、久しく眼病にて医薬祈禱さま／＼手を尽せども、更に功なくして困り居たるに、風と或る方にて此ごろ武内俊大師と云ふ婦人あり、是に加持祈禱を乞へバ如何なる難病も平癒せざる事なし、此人もとハ勢州津の産にて、今ハ本材木町三丁目の辺に住せりと聞て速かに禁呪を頼みけるに、彼の俊大師の云ふ所一々其身に覺ありて痛所に的中しけ

れば、文蔵大に感服し、是こそ活菩薩ならめト深く信仰の心を起し敬まひ奉り、呪符を頂戴して帰りけるが、其後も信心おこたらざりけり、然るに去ル十九日に彼の俊大師みづから渋谷に尋ね至りけるが、折ふし文蔵ハ不在にて留守の者へ云ふ様、かねて親の眞福の爲め四国を巡拝せんと思ひ居たりしが、漸く支度も調のひしに付き、弥々明後日出立いたす積りなり、然るに亀島町二十五番地に住する三井幸道と申す人ハ兼て懇意なれば、当九月中金二十円を預け、此通りに印紙を帖たる証書を取り置しが、此度旅用として其金子を受け取らんと昨日参り見しに、幸道ハ扱なき用向にて此頃相州へ行きたる由にて、右の金子も留守中にハ弁じ難く、出立の日限ハ迫り大に迷惑して急に御相談に参りたるなり、近ごろ申し兼たれども此二十円の証書を御預け申す間、なにとぞ金十円だけ借し給へ、又此念珠ハ我が七代の先祖某が弘法大師より夢想にて授かりたる物にて、加持祈禱に靈驗あれハ片時も身を離さねども、文蔵殿の信心に感じて御預け

申スなりと云ひけるに、文蔵が妻おうめハ日ごろ亭主の信仰する人にて、且ツハ此証拠物もあれバと思ひ、我が臍栗にて足らずや有りけん、近隣にて借り添へ数の如くにして渡しけれバ彼の婦人また云ふ様、三井幸道ハ富家と申ス程にハ在らねども二十や三十の金に差し支ゆる人に非らず、帰りさへ致さバ何時にても御渡し申スべし、此証書を以て御受け取下され、残り金十円ハ来ル三月私の帰るまで御預り置き下さるべしとて彼の十円を懐に入れ、礼云ひつゝ、出去りたり、然るに是レ全く兼て仕組たる騙術にてありしとハ後にぞ思ひ知られける、憐れ文蔵ハ眼病の久しく平癒せざるに依りて、心までも斯く暗らみけるにや、早くこの岸田吟香が製する目ぐすり精銚水を用ゆれば宜かつた物を、

○武州高麗郡笠幡村に発知莊平と云ふ豪農あり、其人と為り純真にして従来多く奇特の行なひあるが、中にも此頃また其村に学校を設立せんとて、自から人に先たち、数多の資金を出して石版并に石筆・硯箱等各々百ツ、

また学校用の書籍一通り、大時計一ツ、其外椅子・テーブル・長腰掛など総て校内日用の品々を揃へて買ひ調へ寄付せり、猶この外の入費をも莊平一人にて受け持たんと云ひけるに、村中の人々も大に感発して、共に力を合ハせ資金を集めて速かに開校に至りしと云ふ、蓋し国の盛衰ハ人民の智慧に依る事なれば、我が此日本国をして富強ならしむる者ハ其元かならず学問より起るなり、是レ大政府の専ばら力を学校に用ひらるゝ所以にして、此莊平の如き実に能く時運に向ふ所を察し、政教を補助する者と謂ふべし、只願くハ校内教ふる所の法、迂遠の旧習に泥まず、有益の書に依て、専ばら智識を研かん事を彼の村童にして先王の礼楽を説き、野老にして唐宋の詩文を談ずるが如き、只その益なきのみならず、其弊また救ふべからざる者あらんとす、

○近日の内に全権弁理大臣参議兼内務卿大久保公御帰朝あるの由にて、横浜にてハ人民一般抔喜の至りに堪えず、依て其錦帆を迎へ慶祝の意を表せんと市中頻りに其支度

を為せりと云ふ、

物価休ミ

外交小言 第五号

日本国中何地ニテモ外国人ノ貿易ヲ許ス条

如此問題ヲ遽ニ掲出セバ、世間ノ人々必ラズ雲ヲ攫ムガ如キ迂遠ノ説ヲ吐ク者ナリト云フベシ、然レトモ細カニ考フルトキハ、氣球ノ実行ヲ論ズル程ノ空議ニハ非ズ、如何トナレバ方今欧米ノ各国ニ於テハ現ニ此事ノ差支ナク、実地ニ行ハレタルヲ我輩ハ目撃シ得ルヲ以テナリ、然ラバ則チ欧米ノ例ヲ以テ直ニ我ガ東洋ニ移シ、更ニ妨碍ナカラシム、我輩ト雖トモ固ヨリ其ノ今日ニ行ハル可カラザルヲ知ル、大凡東洋諸州 風トシテ特殊ノ見識アリテ彼我对等ノ権理ヲ得ザルコトヲ何トモ思ハズ、一語ニテ曰ハ、奮発ノ氣力ニ乏シ、故ニ此問題ノ他年ノ久シキニ及ビテモ、依然トシテ行ハレ難シト予定スル者ハ、

乃チ此特殊ノ見識ヨリ生ジタル目的ナレバ、古人所謂^ナ爲サルナリ能ハザルニ非ズノ例ナリト云ハザルヲ得ズ、我輩ハ何トゾシテ今日世上ニテ口癖^{クセ}ニ唱フル所ノ開化ナル者ヲ実地ニ施シ、往々ハ一年ナリトモ早ク此問題ノ実行セラレンコトヲ切ニ冀フニ付キ、意衷ニ藏シタル前途ノ目的ヲ口外シ、其機ニ乗ジテ何故ニ此問題ノ今日ニ行ヒ難キ乎、何ノ進歩ヲナシテ之ヲ他日ニ行ナヒ得ベキ乎ヲ略論セント欲ス、

此問題ノ今日ニ行ハレザル重立タル原因ハ、日本ニ於テ未ダ外国人ヲシテ我邦ノ法律ニ服從セシムルヲ得ザル一ナリ（仮令立合裁判ヲ開クニモセヨ、我邦ノ法律ニ服從セリト云コトヲ得ズ）、日本政府ノ獨權ヲ以テ租稅ヲ改革スルヲ得ザルニナリ、地方ノ申合セ規則ヲ遵奉セシムルヲ得ザル第三ナリ、此余ニモ尚數条アリト雖トモ、概ムネ此三条ノ細目タルニ過ギズ、而シテ今試ミニ一例ヲ設ケン、譬ヘバ爰ニ外国人アリ、前文ノ約束ヲ履ミ日本ノ内地ニ居住センニ、其ノ外国人ハ日本人ガ欧米諸州ニ

住居スル如ク、諸事日本人同様ナル便利ヲ得ベキ乎（言語ニ通ジ風俗ノ變ズルトモ）、我輩ハ其ノ決シテ然ラザルヲ信ズ、其然ラザルヲ信ズルハ何故ゾヤ、日本ニテ外人ヲ待遇スルニ一種ノ通弊アリ、此通弊ヲ療セザル間ハ、仮令數十年ノ久シキヲ經テ言語ニ通ジ風俗ヲ同フスルトモ、海軍アリテ通航ヲ保護スルトモ、稅関アリテ密売ヲ禁止スルトモ、自由信仰ヲ許ストモ、轉籍婚姻ヲ許ストモ決シテ我輩ガ欧米諸州ニ住居スル程ニ安心ナル思想ヲ外国人ニ与ヘザルベシ、

簡程ノ通弊ハ如何ナル原因ヨリ生ジ、而シテ政府ノ処置ニ存スルヤ、抑々人民ノ交際ニ在リヤト考フベシ、此通弊ハ上下共ニ存在シ、開港ノ初メヨリ十六年ノ久シキニ至ルト雖トモ（聊カハ減少セリト云トモ）未ダ退歩シタル証ヲ見ズ、即チ他ナシ、我輩ガ蛇蝎ノ如クニ忌ミ嫌フ所ノ偏頗ト云フ一語ニテ、英人ノ所謂「ジスクリミネーション」ナル者ナリ、此偏頗ハ常ニ輸出入稅ニ存シ、貿易ノ便利ニ存シ、地方ノ規則ニ存シ、施行ノ自由ニ存シ、

物品ノ価格ニ存シ、平生ノ交際ニ存ス、其実証ヲ知ラント欲セバ我輩ニ問フ迄モナシ、一同文ヲ以テ横浜ノ西字新聞ニ出シ、外国人ノ報知 望マバ一週日ヲ出ズシテ千百ノ証拠ヲ得ベキコト必定ナリ、

此忌ミ嫌フベキ偏頗ノ弊ヲ起シタルハ、蓋シ旧政府ノ頃ヨリシテ常ニ外交上ニ於テ猜忌ノ念ヲ挿^{ゾク}サミタルニ依リ、其誘掖スル処、遂ニ日本全州ノ人情ニ波及セリト雖トモ、抑々又教育ノ道未ダ完全ナラズ、夷狄ヲ以テ外国人ヲ視、之ヲ輕侮シ、之ヲ僞慢セント謀ルノ惡風ヨリ出テ、一点モ友愛ノ情ヲ起シ来ラザルヨリ根スルナリ、

事物文字ノ上ニ於テ何程ノ開化ヲ修飾スルトモ、斯ノ如キ惡念ヲ全ク消滅シ畢ラザル間ハ、乃チ野蛮ノ風ヲ免ル、ト云フ可ラズ、道德ノ諄ナル友誼ノ厚キニ及ビテこそ、初メテ開化ノ実効ヲ見ルト云フベシ、我輩ガ斯ノ如クニ切言スルノ大旨趣ハ外国人ヲシテ日本國中何地ニテモ便利ヲ得セシメ、貿易ヲ營ナマシメント欲スルノ一边ニハ非ラズ、我輩ノ兄弟タル日本人ヲシテ一日モ早く、

外国人ヨリ恩惠ヲ蒙ルコト無ラシメント欲スルノ一边ニ在リ、我輩ノ朋友ハ度々欧米開化ノ国ニ遊ビ、到ル処ニ其ノ本国人ト同様ナル便利ヲ得、其人民モ政府モ更ニ日本人ト本国人トノ間ニ偏頗ノ念ヲ挿マズ、偏頗ノ処置ヲ為サズリシト聞及ベリ、然ル時ハ我輩ハ今日此欧米諸州ノ人民ニ政府ヨリ此便利ヲ蒙リタル恩惠アルニ非ズヤ、其理ナクシテ他人ノ恩ヲ蒙ル可ラズ、他人ノ惠ハ之ニ謝セザル可ラズ、空シク恩惠ヲ受ケナガラ之ニ報セザルハ丈夫ノ恥ル所ナリ、況ンヤ堂堂タル独立国ノ人民タルニ於テヨヤ、

此恩惠ニ報謝シ内顧シテ、一点モ愧ル所ナカランコトヲ欲セバ、我輩ハ須ラク友愛ノ一語ヲ大目的トシ、偏頗ノ一語ヲ大仇敵ト思ヒ、以テ品行上ノ開化ヲ進歩シ以テ此問題ヲ実行セシメント望ムベシ、斯ノ如キ時ニ至ラバ初メテ我輩ハ欧米各国ト対等ノ權理ヲ有スト公言スルコトヲ得ベシ、豈愉快ナラズヤ、

客アリ曰ク、前キニ福沢氏ガ楠公權助ノ論ヲ出セシヨリ、或ハ之ヲ激シ、或ハ之ヲ弁ジ、一時各新聞紙上此論ヲ載セザルハ無シ、而シテ此一大議論モ漸ク陳腐ニ属シ、又人ノ之ヲ論弁スル者無シト思ヒシニ、今尚此論ヲ記載スル、独リ朝野新聞ニアリト、一樵夫アリ、微笑シテ曰ク、客知ラズヤ、朝野新聞ハ元ト公文通誌ニシテ、楠公權助ヲ論出ルヨリ公文ノ二字ハ北条氏ノ旧称ニ係ルヲ以テ之ヲ廢シ、改元シテ朝野新聞ト号ス、蓋シ正成朝臣ト權助野郎ノ頭字ヲ取り、以テ朝野ノニ新奇字ヲ拈シ来ル、是レ専ラ楠權二公ノ討論ニ從事スル所以ニシテ、更ニ恠シムニ足ラズ、何ンゾ其陳腐ヲ以テ其本旨ノ存スル所ヲ斥クルヲ得ンヤ、余傍立シテ此問答ヲ聴キ、大ニ感スル所アリ、夫レ新ヲ貴ビ旧ヲ賤ムルハ、宇内新聞ノ通弊ナリ、而シテ朝野ノ独リ此弊風ヲ追ハズ、能ク芳野ニ孤立シテ桜花ノ元氣ヲ今日ニ維持スル者ハ、抑誰ノカゾヤ、何ンゾ知ラン、此樵夫モ亦南朝ノ遺民ニ非ザランコトヲ、

報 告

大学東校別製錦袋円自来支那船行之生徒方ニ告ス、
免許製

右別製之儀ハ從來献上ニノミ致候処ニ、去明治元年ヨリ販売之許可ヲ得候、其効能氣血水導通之妙劑ニテ、今般支那広東省下ニテ大取次発売致、諸府省県下エ小取次致候間、諸留學生徒方無御掛念、各地最寄ニテ御求可被下候、

本元

東京池之端仲町勸学屋芝大助述

今般英語學生徒更ニ四拾名増員入学ヲ許ス、仍テ年齢十三年以上十八年以下ニシテ志願之者ハ本年文部省第拾壹号報告ニ照準シ、履歴書持參、来ル十一月三十日限り願出可キ事、
第四大学区

明治七年十月

広島外国語学校

防寒
要器
ストーブ

去る癸酉九月第四百七十八号に略図を挙て広告せし如く、人身健康保護の為欠くべからざる者にして、予他年の工風を凝らし舶来品に毫も譲らざるものを製せり、航海運輸の費を省くを以て、廉価なる事知るべし、依て諸官宅及び各国在留教師館等の求めに應じて製造し、日を追て繁盛の姿に至り、今般銀座三丁目東側へ支店を設け、本年ハ格別精工の品を一層廉価に販売候間、御購求あらん事を希望す、

東京鎌倉町 増田

墓地取扱規則

全一冊

此ハ今般墓地ノ儀ニ付被仰出タル御布告始メ、総テノ取扱心得等ヲ不漏掲載シ、卷末ニ各所墓地ノ図ヲ詳細ニ著シ、上中下ノ等ヲ別テ色摺トシ、婦女子ニモ見易カラシムル必用ノ書ナレバ、御求御覽可被下候、

発行書肆

大伝馬町二丁目 丁子屋平兵衛

築地新栄町式丁目壹番地東角辰已向表黒塀玄闕附間口三間二尺奥行四間建坪十二坪内六坪中二階表庭木石造作置建具附至急売払度候、

当局ハ政府ノ布令報告ヲ始メ、官版書籍ノ類ヲ印行スルヲ以テ本務トシ、傍ラ人民ノ需メニ応シ、専ラ上下ノ便宜ヲ興サントス、近来器械略備リタルニ依リ左ノ各種ノ版面ヲ以テ、印行シ及ヒ洋式各種ノ製本ニ至ル迄調整スベシ、

鉛版活字 モキトコウ 電機銅板 デンキドウパン 紙型鉛版 カミガタ 銅版

亜鉛版 石版 但着色共

藏版ニ致度望ノ者ハ、版面ノミニテモ鑄造スベシ、

一鉛版ハ各号活字

右之通ニ付望ノ者ハ辰ノ口当局へ直ニ可申出事、

印書局

癸丑丁卯ノ際、尊攘ノ説ヲ主張セシ英邁剛毅ノ士、及ビ

奇僧節婦ノ志ヲ抱キ、懷ヲ述ル詩歌ハ既ニ殉難草數篇ニ

記載スト雖トモ、必ズ蒼海ノ遺珠無ンバアラズ、憐ム可

ナリ、加之ズ戊辰ノ役旧幕ノ臣諸藩ノ士抗命ノ者ト雖ト

モ、維新ノ^(虫損)□ニ露ヒ、涇渭同流シテ清濁ヲ分タザル聖恩

ニ浴シテヨリ、子孫有志者ノ祭祀ヲサハ許サル、ノ恩命

アリテ瓦玉ノ論頓ニ滅シ、衣扇ノ愛暗ニ牽ク夜台ノ幽魂

ヲ追懷スル者モ亦少シトセズ、因テ蹤跡ノ当否ヲ問ハズ、

此等ノ人々ノ詠ヲモ併セテ汎ク遺吟殘稿ヲ輯メ一小冊ト

為ント欲ス、伏テ乞フ、大方ノ諸彦嘗テ伝聞スルモノア

ラハ、其詩歌ニ作者ノ姓名・小伝ヲ略記シテ悉ク報知シ

賜ハンコトヲ、

東京木挽町貳丁目五番地

同浅草栄久町卅八番地協力社中

右届方ハ新聞原稿諸草案同様ひらき封じにて、各所の郵

便局へ御差出被成候へハ、郵税半賃銀之事、

銀座町貳丁目三番地

本局 日報社

編輯 岸田吟香

印務 広岡幸助

文書原寸 縦三一・五糎 横四三糎 表裏一枚

二四六六ノ四

東京日々新聞 第八百六拾四号
明治七年十一月廿八日
土曜日

公聞

大蔵省違書乙第貳拾六号

癸酉国役金之儀、内務省本年丙第四拾三号ヲ以十一月申

迄二租税寮へ納入之儀布達相成候処、詮議之次第有之、

納入期限更正、明治八年二月二十八日限租税寮へ納入之

儀ト可相心得、此旨更ニ相達候事、

明治七年十一月廿七日

府 県

東京府達書番外 第一大区六小区 戸長

駅邊寮昇降口上破風下へ相設候時計自來每半時報録、且夜中点灯イタシ候旨、同ヨリ達越候間為心得、此旨相達候事、

明治七年十一月廿五日

江湖叢談

弁理大臣大久保公・少内史金井君(分巻)、そのほか随員一同、蒸氣加奈川丸にて一昨廿六日夜十二時すぎ横浜へ帰着せられ、昨廿七日朝八時半上陸あり、横浜の商賈三百余人ミな一齊に礼服を着し、御迎ひとして波戸場集ること山の如し、街衢は軒ごとに国旗を翻ひらがへし、球灯きゅうとうを張り、或ハ処々に飾り物等を出し、人民ミナ欣々然として相迎へ相賀せり、大久保公ハ波戸場より馬車に乗じ、直に大蔵省出張所に至れり、太政大臣三條公(実巻)、勅を奉じて此所まで出迎ひあり、其ほか公卿華族にも此所にて面会せらる、夫れより又町会所の高閣に於て横浜人民に面会あ

り、高島嘉右衛門総代として正面に進み祝詞を述べ、其文に云く、

全權弁理大臣參議兼内務卿大久保公 閣下ノ帰朝ヲ頌賀ス、抑々 閣下我ガ

天皇陛下ノ欽命ヲ奉セラレ国家ノ大事件ヲ担任シ、清國ニ航行セラレシ以來、朝野ノ士民日夜顛ヲ延キ踵ヲ跋テ情報ヲ待チ奉リシ処、去ル八日ノ情報報告ヲ得テ日清ノ間平和ニ帰スルヲ承リ、我等喜舞抃躍ノ至リニ堪エズ、其情状実ニ短言ノ尽スコト能ハザル所ナリ、恭シク惟ミルニ、是全ク我ガ

天皇陛下ノ深仁広沢ニ基ツキ、閣下ノ処置其宜ガ致ス所ニシテ兩國億萬ノ生靈ヲ塗炭ニ陥イレザル而已ナラズ、又貿易殷盛ヲ開ラクノ基礎ニシテ、天下万世ノ大幸福ト云ハザルベカラズ、今 閣下ノ安着ニ会シ、我等謹シンデ頌賀ヲ呈ス、と述べ終て一同拝摺す、大久保公答詞あり、其文に云く、我ガ

天皇陛下維新ノ偉業ヲ開ラクキ玉ヒシヨリ、東征北伐速カ

二平定シ、万民皇沢ヲ蒙ルコト茲ニ七年、是皆皇運ノ然
ラシムル処ナリ、今般日清兩國和議調整スル所以ノ者、
豈人力ノ能ク致ス所ナランヤ、是偏ニ

聖意全国ニ貫徹シ、政府ヨリ下人民ニ至ルマデ一意報國
ノ赤心厚キト忠肝ノ著シキトニ因リ、自カラ感応スル所
ニ非ラズシテ何ゾヤ、今日諸子等国家ノ為ニ賀頌シ、此
厚意ヲ忝ウス、予感謝スルニ余アリ、爾今益々当港ノ繁
栄ハ云モ更ナリ、全国幸福ヲ相共ニ蒙ランコトヲ冀望ス、
山梨県よりも甲斐国人民総代として、有野村名取善十
郎・篠原村新海吉哉の兩名祝詞を述べたり、其文ハ爰に
略す、公の答詞ハ前と同文なり、式終りて別樓に於て酒
饌を供す、此日大氣快晴(符之)にて風光春の如し、錦旗揚々
として高く故郷に翻がへり、祝砲殷々として遙に万国に
轟けり、宴終て午後一時前、また馬車にて出立あり、横
浜人民一同送りて汽車ステーションに至り拝別す、午後
第二時目出たく帰京あらせられたり、

報知新聞に一昨廿六日大久保大臣帰朝せられ、柳橋の

酒樓に於て祝賀の宴を開らき、鼓吹大播の音響々たり
と云へるハ、其実を正さざるの誤あやまりなり、

○本月第一日大久保公天津を出帆せられ、途中上海・廈
門等に暫時逗留ありて、夫より十六日台湾に至り、西郷
都督と御談判あり、十八日朝八時ころ龜山本營より蒸氣
金丸にて出帆せられ、四昼夜にして廿二日朝八時すぎ
長崎に着、爰に一泊あり、翌廿三日直に出帆せられ、一
昨廿六日夜十二時すぎ、横浜へ入港ありして昨廿七日御
帰京あり、

○大久保參議の支那てふ国より帰り玉いぬときよてよめ
る、
吉野永有

神風の吹しのミカハ今ハはた

まつろひてしなすへらミくに、

天の下てらす光りとなりにけり

名にしをひたるひのものと国

○長野県管下信濃国埴科郡松代西条村製糸場ニ於て、五
十人操ノ器械造管ナレリ、各所在来ノ竈器械ト異ナリ、

唯蒸氣水車ノ二ツヲ以テ弁ズ、水車一転スレバ大小百三
十余ノ鑊廻や転スルコト疾風ノ如シ、蒸氣一発スレバ大小
数百ノ釜水一瞬間ニ沸騰シ、工女自ラ繭ヲ煮自ラ是ヲ操
ル、其便利殆ト富岡ノ器械ニ異ルコトナシ、是即チ松代
ノ士族大里某・宇敷某・春某外三名、一商人ト同盟協議
シ都テ簡易ノ便ヲ老究考シ、財ヲ散ジテ該地ノ良工ニ称託
シテ功成リ、本年八月開業ス、其便利各所現在ノ器械ニ
比スレハ、多ク人夫ノ省キ入費ヲ減シ、舶来ノ器械ニ比
スレバ其価モ幾分ヲ減ジ、其功ヲ奏スルコト甚タ夥シ、
依テ四方ノ看客陸続トシテ堵ノ如ク、製糸場ノ器械ニテ
簡易便利ニ無限ノ国益ヲ開ク、此挙ヤ長野県管下第一ノ
先鞭ト云ツベシ、

右県下長野大門町山城屋某ヨリ来書略、

○信州小諸近況

生糸の価ハ年々下直ニ趣クか故にて、製糸人并に生糸充
買人ども産を傾る者十に八九なり、○養蚕家ハ表ハ巨多
の金を得る故に甚だ立派に見ゆれども、内々また巨多の

雑費あるに因り家を起すに至らず、○培桑者ハ一昨年
如き田圃地券一円許の地にて、桑葉ばかりにて代価十円
にも至る利を得ると雖も、又昨今年の如き空 伐り捨る
者往々これあり、○真宗の僧侶教導職を拝命して説教す
るあり、伊勢大神の神徳を説くに、聴衆有がたがりて泣
を流し念仏を唱へ賽銭を投ず、○飯田に病院を設立し、
当地の医員と院長其他に任す、入費ハ巨大なれども人民
に寸功なし、○酒造の鑑札十円の令出てより酒造の業を
創むる者甚だ多し、方今共潰れの勢をなせり、○新旧曆
混淆して三季の取遣り恵比須講等其地其家にて各々異な
り、○商法の方向漸々変る故にや、町人商人勞症状をな
す者多し、○学校の御世話願ぶる御行届にて、方今麥則
の生徒一人もある事なし、又往復整然として貴長の人と
見れば、其知ると知らざると皆礼を成せり、偶々老人な
ど遊歩に出て退校の生徒に逢ひ、衆多の答礼に困却する
なり、○学校法厳にして軽々しく進級を免さず、故に未
だ下等小学校卒業の生徒なしと雖も、其諳射・諳記・諳

算等に至りてハ教師も後るゝ者あり、以下後便、

○昔よりオランダ人の脚步の早く、且ツ達者なる聞えありて、歐洲中に名を著はしたり、前年フランスの都府パリスより安特堤あるハ鹿特堤の間にてフランス騎兵とオランダの脚夫と勝負を争ひしが、いつも脚夫の方に勝を取られたり、近頃(パリスカ)ノリの富豪家多く賭金をなし、オランダの脚夫の中にも最も健やかなる者を雇ひ、フランスの競馬師と遅速をくらべさせたり、当日騎士と脚夫と装束を改ためて場に入る、此の勝負ハ巨万の損得にかゝはれバ、騎士ハ氣をはりて時刻を待ち居しが、脚夫ハ落つきたる体にて烟草を吹き、更にあはてたる様子なし、その体ハ頭にトキユ帽を戴きて、単衣を着し、白き股引をハき、手に革鞭と小笛とを持ちたり、此鞭ハ馳る間に犬などのからむを逐ひ、笛ハ往來を避くる料なり、扱合図の鐘なりけれバ、二人ハ飛鳥の如く逸さんにかけて走り瞬くひまに見えずなり、又忽ちの間に沙塵をあげて帰り来れり、その先着ハ脚夫にてありしと、此演技ハパリス人

の最も好むものにて此事追々諸方へ広まり、里昂及びマルセイルにても無し反ありたり、特にマルセイルよりエイの間にて為せる時ハ、里程凡ソ五ミール余の長途なれども脚夫ハ少しも疲れたる気色なし、元来オランダ人の健足なるハ体格の異なる故ならんと、死体を解剖して驗査せしに、心肺脾の諸腑ともに闊大なる者多し、又平生脚夫を業とする者を試るにオランダ人の外にハ、斯の如く早やき者なし、畢竟歐洲の北地にて、幼少の時より寒中氷りつめし河の上を走り馴れしに因るといふ、

物 価 日 表

相馬壱斗三升 庄内壱斗三升八合 酒田壱斗四升式合
本石壱斗四升式合三合 津輕壱斗四升七合 山家小俵壱斗式升五合六合 ○雜穀壱円二付大豆式斗壱升ヨリ式斗三升五合 小豆壱斗八升五合ヨリ壱斗九升 金時壱斗五升五合ヨリ壱斗八升 大麦四斗四升 小麦三斗三升 平豆壱斗三升五合 太白豆壱斗三升五合 竹林麦式斗三升

ヨリ式斗五升 ○塩壹円赤穂式俵七分 大塩式俵八分本
 才三俵九分 洩止才無品新才四俵式分 ○水油拾樽坂水
 七拾四円五拾銭 四円 三円六拾銭 七拾銭 地水六拾
 五円五拾銭 六円 五円五拾銭 荏八拾円 七拾九円
 新胡麻百円 ○一円ヨリ九拾円金七拾六円五拾銭 洋銀
 六十式匁

投 書

門閥ノ論疑結シテヨリ解ケザルコト既二千有余年、苟モ
 至貴ノ族ニ非ザルヨリハ絶テ台槐ニ列スルコトヲ得ズ、
 慣習ノ久シキ時ト人ト之レヲ怪シマズ、故ニ菅公ノ賢明
 ナル陸進シテ右大臣トナル、当世以テ非常ノ特典トシ、
 有識者モ亦之レヲ危殆スルニ至ル、而シテ公ハ數世ノ縉
 族ニテ菅原是善卿ノ長子タリ、中世武門ノ盛ナルヲ当
 リ、平清盛公暴進シテ太政大臣トナル、其父ハ忠盛ノ刑
 部卿タリ、織田信長公・徳川家康公孰レモ土地ヲ有シ、
 民庶ヲ統へ、所謂數代ノ大名ニテ、則チ方今ノ華族ナリ、

特リ然ラザル者太閤秀吉公アルノミ、維新ノ政人ヲ任ズ
 ルニ賢良ヲ以テシテ門地ヲ嫌ハズ、故ニ豊公ノ外士族ニ
 シテ官名苟モ大臣ヲ冒ス者、蓋シ弁理大臣大久保利通公
 アルノミ、公ハ國家ノ元勳柱石ノ名臣ナリ、故ニ朝廷厚
 ク之レニ任ゼラル、昨今清國ノ和約ヲ弁理シ、錦帆無恙
 東京ニ達シ賜フト宜ナリ、大臣ノ國家ニ報ユルノ効亦如
 斯ク至重至大ナリ、世誰カ又公ノ賜ヲ拝セザル者有ラン
 ヤ、抃躍ノ余遂ニ此ヲ書ス、

寿山融謹述

○

本年蚕種ノ景況慨然見ルニ忍ビズ、各社新聞紙上ニモ此
 説如丘、是レ皆來季ノ弊害防禦ノ為ナラン、余ガ友松氏
 云フ蚕種御国内外用ユル所、其數百五十万枚ト聞ク、是
 レ公平ノ方法ヲ設ケ万全ヲ計ルニシカズト、余問フ、其
 數百五十万ニ止メ公平ノ策アリヤ、曰、アリ、夫レ養蚕
 ハ其基^キ地ヨリ生ズ、其依テ発ル所以ヲ知ラズンバ何ゾ其
 実ヲ得ンヤ、地ヲ以テ本トシ本立テ益生ズト、余聞ク、
 キリ桑畑ノ調査ヲ以テ大体トシ桑種ナリ、糸、壹段式畝歩

二付原種掃立壹枚ヲ許シ壹反式ト棄桑凡三百貫目土地、此原種ニ隨ヒ作主ノ尽力ニヨルナリ、此原

種総様ヲ以テ百五十万枚ヲ平均シ、割合ヲ許可シ桑畑ニ増減ニヨリ年々一、豊凶ニ拘ハラズ桑税ヲ定メ上納ス、概略原種様ナラズ

壹枚掃立生繭平均拾二貫目ナラン、製種六拾枚以内ヲ期トス、此積原種式万五千枚桑耕地三千〇〇町〇〇歩此坪九百方ニシテ割等六

十枚ニ当ル、三万枚ナレバ五十枚ヲ許シ、又式万枚ナルハ百五十万ニ至ラズト雖モ六十枚ヨリ許スナカレ、過分

ノ製造ヲ許スハ惡製ノ基ナリ、故ニ豊凶ニ拘ハラズ年々ノ桑税ナレバ糸桑ヲ以キリ桑ト詐譎スルノ利アラズ、又

中キリ糸桑ノ中種桑ニモナラントスル桑畑ナリト称ル蛾ノ分五分以下ノ桑畑ハ願フトモ益ナシ、然ラハ則チ人心自ラ実地ニ至リ、公平ニ

シテ御国益ノ一助トナランカ、余モ皇国養蚕ノ一人ナレハ来季ノ損害ヲ免カレシメント、蚕種大総代衆及ヒ四方

ノ諸君ニ愚意ヲ述ヘ高評ヲ乞フモノハ長野県下稻荷山ト云フ所ニ住ム扶桑撰主人也、

○

前月中水量の愚説を出せり、然るに本月八日の新聞に高

橋君の重聞を辱せり、同じ水にても茶罐の茶ハ苦く、土

瓶の茶ハ甘きを以て視れハ、高論の如き妙理あるならん、

僕涓滴も心付ず、元より山川数百里中の事、たとへ百五

拾文の泊り錢にて、昼弁当をつめてくれ波錢一箇にて、

草鞋のはかれる世界にても、水呑同様の僕等が力に及ぶ

事に非ず、これハ各藩留主居の会酔の後、渴飲の波及せ

しが、或ハ諸国行脚僧の仏像に阿迦奉りし事の流伝せし

ならんと独り澄スしておけるなり、今を遡ほる事廿余年の

昔にハ窮理といふハ宋儒心性の一派のみにして、方今の

如く浩蕩無涯の窮理ハなかりし様に思ふゝなり、何にし

ても愚説不穿鑿にハ違ひなし、前方云々といふ文字を斟

酌ありて本州にある逃水の如くどらまへ所なしと見なし

玉く、僕ハかゝる時ハいつも罪を狂水先生にブツカクル

也、

岸水主人記

秋田県管下佐藤君、福沢氏ノ学問勸八編妾ノ議論ヲ見

テ驚嘆セル云々ノ投書ヲ一読シ、余亦福沢氏ノ卓説ニ

感服シ試ニ夫婦新論ヲ作ル、

夫レ造物者ノ宇宙ヲ主宰スルヤ、上ニ天アレハ下ニ地アリ、日アレハ月アリ、昼アレハ夜アリ、強アレハ柔アリ、男アレハ女アリテ各其用ニ適ス、自然ノ理ナリ、夫レ物アレハ則アリ、古訓昭然タリ、天神肇造ノ始メ一男一女ニ止ツテ、万世配偶ノ常經トナス、然ルニ支那ハ一男數女ヲ娶リ、西藏ハ兄弟妻ヲ共ニス、兼配過娶ト両ナガラ其道ヲ失ナヒ俱ニ宜キ所ニ非ラス、一陰一陽ハ造物者ノ定ムル所ニシテ一夫一婦ハ天地自然ノ公道ナリ、吾嘗テ戸籍ニ關係セル時試ニ吾ガ一県内ノ人口ヲ檢スルニ、大略男女各々相半セリ、且ツ年々ノ出生死亡モ亦之ニ稱ヘリ、然ルニ富貴ノ人ハ妾ヲ置クコトヲ得レトモ、貧賤ノ人ハ其慾ヲ逞スルコト能ハザルハ自然ノ勢ナリ、仮令バ此二十名ノ人アリ、皆富貴トナリテ銘々妻アルニ妾ヲ置ケバ男十人ニ女二十人ノ割合ニ出生セザレバ算用ハ合ヌコトナリ、然ルニ現在男女各半ナレバ、全ク貧賤十名ノ妻ヲ奪フノ理ニ当ル、古人ノ説ニ夫婦別アリト、蓋シは一夫一婦ツ、區別スルノ意ナリ、然レバ一夫ニシテ二婦

ヲ妻妾トナスハ、剛ヲ以テ柔ヲ制スルノ理ニシテ乃チ蛮野ノ弊風ナリ、決テ造物者、男女ヲ配偶スルノ意ニ非ラズ、難者曰ク、天下幾万ノ娼妓アルヲ見レバ婦ハ現在余アルニ似タリ、予之レニ答テ曰ク、是レ天下幾万ノ僧侶アルヲ以テナリ、今日僧侶亦妻ヲ娶ルコトヲ得レバ娼婦ハ必ラズ減少セザルヲ得ズ、頃日東京日々新聞ヲ読ムニ、支那ニ一夫ニシテ二婦ヲ妻妾トナス者アリ、閩門ノ治ラザルヲ憂ヒ、断然ト腰間ノ一物ヲ両断シ、半片ヲ妻ニ与ヘ、半片ヲ妾ニ与ヘシト、故ニ匹夫ト雖トモ妻アルニ妾ヲ置ク時ハ必ズ和睦セザルヨリ、支那人ノ如キ弊害ヲ醸生スルコトアリ、王公大人亦然リ、嫡ヲ廢シ庶ヲ立ル等ヨリシテ遂ニ天下国家ヲ滅亡スルニ至ル者、古今其例少カラズ、之ニ由テ之ヲ觀レバ、貴トナク賤トナク妻アルニ妾ヲ置クハ造物者ノ意ニ非ザルコト、智者ヲ待タズシテ知ルベシ、吾嘗テ本草書ヲ読ムニ鶴、鴛鴦ノ類ハ一雌一雄ニシテ、決シテ他ニ通セズトアリ、然ルヲ況ヤ人ニシテ過娶兼配犬猫ノ如ク倫理ヲ紊タリ、情慾ヲ恣ニセバ、

何ヲ以テ万物ノ靈トナリテ、天理人道ヲ明カニセンヤト云フテ、江湖ノ隱君子ニ是非ヲ質問スル者ハ、小田県下第二大区小十八区二住スル上來道人、

報告

箕作麟祥

大井憲太郎 訳

箕田真藏 訳

一民選議院選舉法

全巻冊

右ハ仏蘭西法律書「コードフラセ」中ノ民選議院代議

士選舉法ヲ訳シタル書、ナヲ以テ數年來民選議院ノ設立

アリシ國ノ選舉法タル、如何ヲ知ラント欲スル諸君ハ一

読ス可キ書ト謂ツ可シ、此度刻成弊鋪ニ於テ發兌スル、

依テ之ヲ稟告ス、

箕作麟祥

大井憲太郎 訳

一仏蘭西邑法

一名邑政法

右近日刻成是亦弊鋪ニ於テ發兌セントス、但シ其書主目ノ如キハ發兌ノ日ニ方リ重テ之ヲ稟告ス可シ、

發兌書鋪

川瀬右町

村上勸兵衛

四日市

林半兵衛

今般当校内製作学教場へ生徒六十名ヲ限り自費ヲ以テ入場通学ヲ許シ、邦語ヲ以テ之ヲ教授ス、年齢十八以上三十以下ニシテ志願ノ者ハ元來従事スル所ノ學術、或ハ職業ノ履歷書ヲ携へ、來ル明治八年一月八日限り当校へ申出ベシ、

但シ此教場ハ専ラ諸製造ノ術業ヲ実地ニ就キ習得スル所ナレハ、生徒通常ノ筆読ニ差支スシテ進業ノ目的アル者ハ敢テ漢洋ノ学力ヲ問ハス入場ヲ許スベシ、然ト雖トモ人員ニ定限アリ、故ニ入場ノ節試験ヲナシ、其中学力アル者ヲ選択スルハ勿論タルベシ、其教則及ヒ日課等ノ如キハ本年文部省報告第二十六号ニ就テ覽閱スベシ、

七年十一月

東京開成学校

神田於玉池松枝町拾貳番地ニテ建家ニ階トモ拾八坪余惣
瓦葺建具付、外物置壹ヶ所共至急売却候間、御望ノ方ハ
同所へ光来アランコトヲ、

官北 支那 戦争 記 全三冊

此書ハ我ガ万延元庚申年乃チ清朝咸豊ノ末世西曆一千八
百六十年、清国英法ノ二国ト釁ヲ生ジ、清軍戦敗シテ咸
豊帝北京ヲ避ケ一旦滿地ニ逃亡セシ後、終ニ再ヒ降和ノ
約成ル迄ノ戦争記ニシテ、原書ハ英人ノ撰ナルヲ此度翻
訳ナリ、巻首ニ參議大隈公ノ序文アリ、三国用兵ノ利鈍
人情ノ向背マテ歴々掌上ニ指スガ如シ、近代希ナル面白
キ珍書ナレハ、購求ノ程奉冀候、

売弘

須原屋茂兵衛

村上勘兵衛

日報社

当銀行頭取小野善助、副頭取小野善右衛門、取締役小野
助治郎・行岡庄兵衛、支配人江林嘉平、今般免役致シ候
得共、当銀行ヨリ発行致候紙幣并諸手形証書類等、右役
員ノ名前記入有之候共、右在職中当銀行へ關係致候分ハ
總テ当銀行ニ於テ引受候間、引換御望ノ方ハ右証書御持
參次第速ニ金子御渡可申、此段広告仕候也、

明治七年十一月廿四日

第一国立銀行

杉先生訳述
交易通史

全四冊

定価壹円

交易航海ハ物産ヲ増シ工作ヲ盛ニシ貨財ヲ殖シ學術ヲ進
ムル最第一ノ者ニシテ、国ノ貧富強弱皆之ニ由ラサルハ
ナシ、若シ此道ヲ講究セサレハ何ヲ以テ富強ノ基ヲ立ン
ヤ、此書ハ世界古今ノ交易航海及ヒ自由交易保護税法等
ノ事ヲ記セル経国有用ノ珍書ナリ、人々必ス熟読玩味シ
玉フヘシ、

発売書肆

東京

弘文堂

芝浜松町二丁目廿八番地道の境内ノ池向ヘニ新築十五坪
余、東南二房相ノ連峰及ヒ高輪ノ漁火、表面ニ芝山内ノ
佳景眺望宜シ、建具疊附造作代敷金ナシ、廉価ニテ御貸
シ申候間有志ノ諸彦隣家ヘ親訪ヲ仰ク、

銀座町貳丁目三番地

本局

日報社

編輯

岸田吟香

印務

広岡幸助

文書原寸 縦三一・五糎 横四三糎 表裏一枚

二五六 山階宮晃親王ヨリ島津左府公ヘ

時候御見舞

(封筒)

左大臣様

晃

玉案下

(封筒ウラ)
封

(封紙ウラ)
島津左大臣様 山階晃
侍史中

寒光日々増進候段、益御安全御奉職奉大賀候、尚委曲御
左右奉窺度奉存候、抑此一折不珍乍赤面時節御見舞申上
候驗迄ニ進上之仕候、御笑納被下候ハ、本懐之至畏入
奉存候、万々期拝眉之日候也、
敬白、

戌十一月廿九日

二白、不序之時令、折角御用意奉祈入候、日清解ニ
衆々無事之由、乍蔭奉慶祝候、併内外種々御苦心ト
奉恐察候也、

文書原寸 縦一六・五糎 封筒原寸 縦一九・三糎

横四六・五糎

横 五・五糎

〇二五六 大原重徳卿ヨリ島津久光公ヘ

二 青森県士族山田登ヨリ政府ヘノ建言

勸農其他二就テ

(表紙)
上

僻地居住之老愚賤臣憂國之旨趣不憚辞情鄙拙上
進以聞

一 国ヲ富シ兵ヲ強フスルノ政務ハ先ツ国力ヲ養フニ在リ、
古言ニモ夫レ国ハ民ヲ以テ基トシ、人ハ食ヲ以テ命ト
ス、人命ノ繫ル所衣食ノ二ツニ在リ、亦農ハ民ノ本ニ
シテ政ノ本ハ食ヲ足シ兵ヲ足ラシム、民之レヲ信ス、
故ニ能ク地力ヲ尽ス者ハ小国ト雖トモ富強ヲ致スニ足
ル、況乎大国ニ於テヨヤ、然レハ地ハ万物ノ府蔵也ト
テ天ノ生成ヲ得テ穀貨咸ク並ビ出ツ、因茲群生養ヲ取
リ生活スル所以也、熟々考フルニ国富ミ粟多キ根本ハ
必ス農耕養蚕ヲ第一ニ重ンズ、文奢末作ヲ禁シテ民ノ
遊食スル者無キ則ハ互ニ農桑ヲ業トス、故ニ田圃ヲ多
ク墾ク則ハ粟多ク生シ、粟多キ則ハ国富ムベシ、国富

ム則ハ兵強シ、兵強キ則ハ戰フテ勝ツ、戦ヒ勝則ハ土
地広ク掌握有ル可事必然也、天下国家共ニ耕織ヲ務ム
ルハ本教ナルヲ以テノ所以也、乃チ 天子ニ藉田、后
妃ニ蚕養ノ務アリ、是レ耕織ヲ重ンスルノ聖教ナレハ、
上

天子ヨリ下士庶人ニ至ル迄農政ヲ専務トシテ人民ヲ撫
育教導スル則ハ国家安泰也、所謂石城十仞湯池百步帶
甲百万アリト雖トモ、粟米無キ則ハ一日モ之レヲ守ル
コト能ハス、是故ニ国ニ九年ノ蓄ヒ無キヲ不足ト云ヒ、
六年ノ蓄無キヲ急ト云ヒ、三年ノ蓄無キヲ国其ノ国ニ
非スト云ヘリ、於是天下国家ヲ保ツ人君ハ米粟ヲ蓄ヒ
玉フハ善教善政ノ根基ニシテ、国ヲ守ルハ粟ヲ蓄フヲ
要トス、古人謂フ、五穀食米ハ人民ノ司命ニシテ黄金
刀幣ハ人民ノ通施也ト、宜ナル哉、

一 夫レ陸奥国津輕一郡ハ古来ヨリ田圃租税定免ニテ取箇
ヲ定ムル主法トス、然レハ田圃肥瘠ノ地性ニ従ツテ上
中下及ヒ下々、又ハ銀納地ト五段ニ仕分ケ、石盛ヲ定

メ田位ヒヨ極メタリ、之カ為ニ人民安堵ノ生計ヲ營ミ、大ヒニ国家便利ノ融通ヲ開キ、米価昂低ノ沽価ニ基キ、平準ノ法度ニ因リ、夫々諸万品ノ直価照準一定シテ人心ヲ穩便ナラシムル也、殊ニ当郡ハ上方九州四国関東ノ風土トハ違ヒ、素ヨリ東北辺隅ノ僻遠ナレハ、寒月ハ多ク暖月ハ少ク、人情ノ氣質風俗モ亦異ニシテ稼穡ノ遲速モアリ、因是其土着相応ナル古法ノ宜キハ偏廢無ク、只無用華奢ナル旧弊ノミハ頻リニ相省キ、土地民情ニ從テ儉素淳朴ナル便宜ノ規定有之度事也、近世世評ノ風説ヲ仄カニ伝ヘ承ルニ、御趣意ニ因テ租稅米御取箇ノ儀ニ付キ田位上中下打込ミ、平均シテ一般ノ見取米可被仰付之旨、且ツ右租稅米高ノ内代銀納モ有之由、街談巷説區々タリ、因是鄉村田野ノ農民專ラ伝聞シテ大ヒニ痛嘆セズト云フ者ナシ、具情態如何ナル子細カ審カニ存知セス、況乎恍惚タル一老愚何ソゾ田農耕作ノ道理、素ヨリ不案内ナレハ論議スベキニ有ラザレトモ、農民ノ疾苦徒ラニ措口傍觀スベキ条理ニア

ラズ、上下和睦ハ經世安民ノ本ニ関ルモノナレハ、民間之レカ為ニ小大トナク、囂々タル患苦ノ民心上ミニ通達無クンバ疑惑ノ止ム時ナカラン、因之彼是ト方土ノ風俗民情ヲ考察スルニ、抑当県從前收納ノ限月ハ十月朔日ヨリ十一月十五日マテ皆納ノ定法ナレハ、毎歲如斯取箇ニ依テ、秋八九兩月中(附之)ニハ田圃檢地檢見ノ役向鄉村順廻致シ、作毛ノ有無出穀ノ多寡ヲ檢量シテ、夫レノ貢米ノ員數ヲ定ム、然モ旧領主ノ時ハ右貢米ノ中ヨリ凶荒手当米並不時臨時備米、及ビ家士族卒給祿、或ハ東都大坂廻米、其他地払米等準備致シ置ク事也、就而ハ別ニ銀納ノ事ハ農家ニ於テ手配無之、設令ヒ銀納ニ可相成物ヲモ皆米ヲ以テ納メ来ル也、然ルヲ今新タニ改革シテ銀納ナレハ、收納米ヲ百姓共ニテ売払フ事ニ至ラハ商戸ノ者奸利ヲ貪リ、買入ニ及バ、米価意外ニ引下ケラレ、売買ニ成リ行キ、且ツ官札ニテ飯令ハ四斗入壹俵代銀七十目ナレハ、藩札ニテ百四十目上納ニ付兩替違ヒ打金ノ合銀ヲ出サデハ叶ハス、故

二其沢ヒヨ商人ニ利セラレ、農民内証ニ取テハ自然損毛ノ耗費ヲ増加スヘク、一家毎ニ多少ノ行違ヒ有之丈ケハ民間ノ疾苦当然也、殊更従前田圃ノ肥瘠上中下ノ位ニ従ツテ一反歩ノ出穀定積有之事ナルニ、今般御趣意ニヨリ其年ノ出来作ヲ見積リ、一凶ノ見取米ニテハ定積ニ相拘ハラズ懸引致サバ田位村位ニ相当セス、甲乙増減可有之哉モ測リ難ク、民情不穩自然未進ノ扱ヒ可有之、更ニ勸農ノ教導ヲ惰リ、農業ヲ以テ養育活計難行屆時ハ遊民ニ陥リ、商業ヲ事トスルニ至ラハ、天下国家ノ大本ヲ失ヒ、只手ヲ懷ニシテ南北東西ニ駆廻リ、只顧口頭ノ奸計ヲ巧ミ、貪利ノ愚民多ク成行ク時ハ稼穡ノ本道ヲ踏外シ、今日僅々タル生計ヲ求メ、国家ノ大道微弱ニ成リ、貧窮ノ民出来ラバ不容易所置ニ至ラン、旁以前後始終ヲ顧ミラレ、其風土民情ノ適宜ニ従ヒ、一二平易ノ御政治ヲ御施行有之度、日夜方寸ニ懸ケ懇願奉ル也、兎角經濟ノ道ニ賢キ人材ヲ登庸セラル、ニアリ、然ラハ手ヲ拱シテ管内無疑成就セン者

欽、譬へ堯舜ノ聖代ト雖トモ、皆以テ賢ヲ擧テ其才器ニ応ジ其職位ヲ授ケ玉ヒテ、治國平天下ニ至ラレタリ、日新ノ御時勢一日片時モ御猶予セラルベキニ非ス、実ニ農事ハ天下国家至宝ノ大本、其ノ本乱レテ未不治ト愚驚々々不及申上候、深ク御照察之上人オヨ御採用セラレ玉ハ、御苦勞無ク治平ノ良策此外ニ不可有事ト奉存知候、

一総テ農事耕作手續キ方ト申スハ、仮令ハ前年秋収後ニ彼是ト心ヲ配リ、夫食米ノ準備ハ不及申、農道具痛損ノ修覆且ハ溝池堤堰、或ハ牛馬ノ飼葉旁商量シテ、肥養ノ為ニ糞溉ノ手当無残処仕置方專務トシテ、農事ヲ失ハザル心得有ルベキヲ要トス、

一古今豊凶ヲ歴考スルニ、先ツ津輕一郡ヲ見レハ、大概五七年或ハ十年乃至二十年三十年ニハ凶年饑歲ノ有ル事ハ版籍ニ記載スルヲ見聞ニ及ブ、古語ニ一穀不升ヲ歎ト云ヒ、二穀不升ヲ饑ト云ヒ、三穀不升ヲ饑ト云フ、然レハ歎ヲ防キ家ヲ治ルノ道ハ容易ニアラス、蓋シ今

年豊稔ニシテ来年必凶荒ナラスト言フ事勿レ、平常思慮シテ入ル事ヲ量リ出ス事ヲ謹ミ、而シテ粟菽薪蔬共ニ各自儉用シテ其有余ヲ以テ饑荒ヲ待ツベシ、然則ハ一年ノ凶荒ヲ凌クニ足リスベシ、故ニ国ヲ治ル在官有職タル人備荒ノ策アルヲ良有司ト称シ、家ヲ修ル者防歎ノ計アルヲ良田家ト称スベシ、

一 当県貢米收納方、従前ノ規定ハ壹俵四斗入定法ニ相定メ、農民ヨリ取箇仕来之処、去ル末年ヨリ壹俵四斗ニ升五合ノ升目ヲ以テ取箇申付ラレ、且ツ三重俵ニテ相納メサセ、因是農民共一同煩苛ヲ相厭フ而已ナラズ、内証ニ向キテハ難苦アルカ故ニ不服、専ラ是非ヲ申唱ヘニ付テハ民情ノ好マサル所ヲ省キ、従前ノ規定ニ相復セラレ度奉存候、

一 田圃植付ノ時、従前ハ毎年農耕入用夫食米トシテ、村々農家共江貸付米有之処、去ル末年ヨリ拝借無之故ニ、貧民共大ニ苦患ノ形勢也、願クハ仁恕ノ御垂憐ヲ戴カセ、農務專要ナルヲ勸奨有之度奉存候、

一 倉粟ノ蓄積ハ固ニ国ヲ保護スルノ急務也、水旱饑饉ノ年ニ民ヲ養ヒ、賑給ノ為ニ儲蓄スル物ナレハ、徒ラニ倉庫ニ積ンテ窮民ニ施与セスンバ、無用ノ文具ト云ハシカ、此ノ制度ハ村里毎ニ儲積アリテ民ヲ救助シ、凶年ニ備フベシ、数十年ニ及ンテ貫朽陳粟ナラン時ハ、其半バヲ金銀錢ニ換ヘ、其半ハヲハ新粟ヲ以テ年繰換ヘ置キ、倉中空乏ナラシメズ、出入開閉嚴重ニ村長其村里宿老共ノ春秋点檢ヲ受ケテ、粗漏無ク守ルヲ至要トス、

一 億万ノ人民ヲ安堵セシメ、其業ヲ樂ミ、上下和睦ノ政治ハ諸県推ナヘテ其ノ本ハ積蓄ノ良法ヲ布キ施スノ外有之間敷哉ニ奉存知候、揆郷僻地ニ生ヲ受ケタル老愚、謾リニ過分ノ誣言ヲ高告センコト恐縮無キニ有ラスト雖トモ、天下百姓皆是王土ノ民人ニテ、米粟ヲ以テ今日命ヲ繫キ、一日モ不可闕ノ至宝ニシテ、田圃耕墾ハ不及申、実ニ勤王ヲ奉護スルノ基タルベシ、故ニ治乱共ニ準備ノ策ヲ設ケ玉フハ和漢王代ヨリノ政基

トス、因茲愚按ニ先ツ津輕一郡ノ境土ヲ以テ考ルニ、
租米高大凡十四万石余トシテ積蓄ノ元ト米一萬石ヲ除
ガレ、其郷邑ノ倉粟毎二分割シテ納メ置キ、年々春時
種芸ノ節仕入、助情ノ為ニ農民江貸与へ、秋收年貢ノ
後ニ至リテ一俵ニ壹升ノ耗米ヲ償ヒ、貧民仁恤ノ
天恩ヲ蒙ラシメ玉ハ、大ニ田間ノ益ト成ル而已ナラ
ズ、衆皆感激シテ勸農ノ時務ヲ勉勵スヘク、且ツ郷邑
ニ於テモ豪家分限ノ者モ、各自

朝廷ノ洪恩ニ忠勤ノ志ヲ奮發シテ、小前百姓ノ貧民ヲ
憐ミ、補助ノ為ニ平常委積ヲ企及シテ、米粟相応ニ相
設ケ饑渴ノ苦艱ヲ救フベシ、然則ハ其難時ニ臨ンテ奸
民ノ暴寇損害ノ憂患ヲ免レ、人々平穩ナルハ必然タラ
ン乎、

再按仮令八十四万石ノ内ヨリ、一萬石ヲ元米ニ成シ
下サレ、此俵数二萬五千俵、此耗米一升ト定メテ二
百五十石、即チ六百二十五俵、然則ハ元利米都合二
萬五千六百二十五俵ト成ル、此高ヨ翌年ノ資本ニ積

テ利米ヲ納メサセ其耗ヲモ補ヒツヘシ、如斯毎歲繰
込メ、幾年トモ無ク積年ニ及ンテハ、積蓄ノ高辻モ
増益アルベク永続被為行度御事ニゴソ、

一津輕一郡中日用ノ米穀及ビ万物価直ノ儀、御維新以來
逐日累月過分ノ騰貴増長スルガ故ニ、大小ノ人民活計
之道殆ト困窮難苦紙筆ニ難尽事也、然レハ億兆保安之
御仁恤御規則、辺境ヘ貫徹未行渡哉ニ被伺候事、

愚按ニ大低諸府県鈞合ヲ以テ、玄米壹俵四斗入ニシ
テ価銀幾程ト白眼合ヲ付ケ、売買融通可相成哉ト考
察スベシ、隨而諸物ノ相庭ヲモ右ニ相比ラベ、直段
向引落スベク市在自他ノ相庭昂低變化有之則ハ、彼
我考量熟決ヲ遂ケ、人民其宜キヲ得セシメ、岐度相
庭可相定事也、

一津輕郡中鄉村田地用水必用ノ樋水門手堅ク、出来ノ仕
方ヲ以テ年数幾程保ツヘキ定法、穿議ヲ尽シ後世ノ法
ヲ可相究事ヲ要スベシ、

但樋水門当今ハ上ミヨリ御世話無之故ニ、田間ノ貧

民私費出来ノ見込ナク、彼是ト難渋ノ事共申居ル
コト也、因之従前ノ通り諸入費ヲ上ミト下民ト四
分六分ノ割合ヲ以テ其費用ヲ補ヒ、勸農ノ道被相
行度奉存候、

一 橋梁ハ人馬往来不危仕方僉議衆評ヲ遂ケ尽シ、年数定
メ可有之ハ勿論、村長共ニテ取締リ、春夏秋冬検査ス
ルヲ要トス、小破ハ其村領ニテ割合修補可致置事、

一 水害隄防堅固ノ仕方ハ石普請ニ非サレバ数十年ノ持堪
ヘ難相成、向後年々農隙ノ時節ニ郷村ニテ其最寄便利
ノ山所ヨリ石取置キ、早春雪船曳ニテ引賦リ、農暇ヲ
考ヘ得テ全備ノ普請可有之事ヲ要トス、

但従前ノ管繕方ニテ普請及ヒ修補ノ仕様向キハ、只
管其職掌ノ官吏私曲ヲ先務トシテ、姑息輕忽ノ執
リ計ヒナレハ、暫時ニ破損センモ難計、実ニ無詮
事柄ニ因テハ、自今以後旧来ノ弊風ヲ廃止シテ毎
年修覆ノ失費無キ趣意ヲ考量ノ上、手堅キ主法可
相立事ヲ要ス、

一 御維新以来華士族卒三等ニ建置レ、夫レノ二家祿ヲ
定メタル上ハ徒食空シク給ハルベキニ非ズ、然レハ海
外洋夷侵侮ノ資、或ハ日本内地暴寇異変出テ来ラン時
機ニハ、其防禦護衛ノ備ニ総宰ノ長官ヲ其国郡ニ相建
テ、郡邑ノ便ニ士卒ヲ分數部伍アリテ予メ其不虞ニ設
ケラルベキハ枢要トス、顧フニ平生人間トシテ世務無
キハ素餐之罪莫大也、嗟夫吾カ

朝ハ上古 王代ヨリ伝来セシ弓劍ノ徳ヲ以テ、乱臣賊
子ヲ懲シ天下国家ヲ治メ玉ヘリ、故ニ愚案スルニ昇平
無事ノ時ト雖トモ、士タル者己レカ業事修行ヲ空フシ
テ、其天祿ヲ耗費スベキ道理一点モ無シ、常ニ文武ノ
芸術ヲ修鍊シ、忠義勤 王ノ志ヲ撓マズ、急変アル時
ハ其機ニ臨ミ、速カニ其枢要ニ建置レ玉フ為ニ華士族
ニ家祿ヲ与ヘ賜フト思ヒシニ、即今ノ士氣ヲ伺ヒ觀ル
ニ、一向農商ノ産業ニ傾キ土風ヲ重ンゼサルハ実ニ不
注意言語同断也、冀クハ

御維新ノ 御趣意ヲ以テ、日本武国タル淳古質朴正直

良風ノ御武威ヲ海外ニ奮発可被^ラ在 御時勢欤ト奉恐
察候、

但当代發明ノ西洋砲及ヒ蒸氣軍艦ハ軍戰至当ノ重器
利器ナレハ、吾カ

朝ノ士タル者、其撃発ノ手段進退便利ノ理會ヲ練
習シテ、事理共ニ其宜キニ応ゼン工風ヲ求メ得ル
ヲ本意トスベシ、殊更

天朝ヨリ彈藥等ヲ下シ賜ハリ、一月三次ホト実丸
打払ヒ、大砲力ノ勝劣ヲ試撃アリテ、士卒ノ巧拙
ヲ検査有之度可為專務事也、兎角謀慮ヲ逞フシテ
短兵急ノ働キ第一トスベシ、

又云、日本上代ニハ天鹿兎弓・天羽々矢・天瓊
矛・天逆矛・天叢雲ノ御劍ナト固有ノ武器アリ、
即チ劍ハ檢也、非常ヲ防檢スル所以也ト云ヘリ、
本朝ニテ武士ヲ稱シテ弓矢殿、武家ヲ弓馬ノ家ト
稱ス、可深考コト也、是武備ヲ重ニスル所以也、
必ス廢業スベキモノニ非ス、

一外国御交際以後、本朝士卒ノ風俗何ト無ク懦弱ニ陷
リ、

神武天皇ノ遺風ヲ取失ヒ、武儀相緩ミ、只顧活計ト唱
へ、賤商ノ業ヲ營ミ、徒ラニ利欲へ趨奔シテ今日拝戴
ノ家祿ヲ素餐スルノ景況ナルハ奈何ナル所存ナラン、
士卒ノ本業トスベキハ常ニ忠孝文武ヲ以テ、國ノ大事
ニ臨ミ、其難ニ赴キ、誠意ヲ以テ人君ヲ守護シ、四境
ノ外寇ヲ防禦センハ当然ノ職務タルベシ、然則ハ士タ
ル者ハ譬へ天下太平無事ノ時ト雖トモ、今日平常ニ劍
戟砲銃弓馬ヲ習練シテ進退ノ筋骨ヲ自由ナラシメ、急
變ノ場ニ的當スルヲ予メ演習日ヲ相定メ、設令ハ一箇
月ニ幾度ト日數ヲ立テ、便利宜キ場所ニ演武社ヲ結ビ、
各々會合アリテ武備ノ用意有之度モノ也、右ハ諸府県
へ御教示ヲ下サレ、貫屬ノ士族卒ノ内ヨリ芸術敏達ヲ
試ミ海陸軍兩省ニ撰用セラレ^(ママ)ベク、且ツ兵隊及ヒ歩卒
へ御取入ニ成ル則ハ、無用ナル貪利ノ者ハ進聚不可有
也、所謂王師整々堂々タル軍威ト稱誉スヘキ者ナラン、

兎角座上ノ理屈ニ泥ミ巧舌ナランヨリ、其技業ニ明カナランハ有用ノ者ト謂フベシ、況ヤ理業共ニ秀俊ナラバ虎ニ翼ヲ加ル如ク、尚以テ全備ト可稱シテ大ニ諸生ヘ教導有益ノ師長ト成ランカシ、

一 無職ノ士族卒タリト雖トモ員外ニ可為害ハ無シ、万一兵乱軍事ノ時ハ出張ノ兵隊死傷有之事必定也、然ル時ハ兵勢不都合ニ相成リ、人数ノ手分ケ手配リ差支可申、其期ニ臨ミ是非トモ無職ノ内ヨリ兵隊ヘ繰上ケ、關隊ヲ相補ハスンハ軍威機會ヲ失フニ至ラン、右ノ策略ハ予メ無事ノ時日ニ警備致シ置キ、仮令ハ遊軍予備隊ト号ス、一番隊ヨリ一隊五十人位ト人数定ノ上ニテ幾十番隊ト手配リ、其内へ人品ヲ精選シテ司令長ヲ相立置レヘク事ナラン欵、勿論海畔山谷境目ノ守衛ニモ手分ケ可致事機密ノ策ト謂ハン、兵事ノ時機ニハ身命ヲ以テ忠義ノ御用ニ可相立旨、兼日御布告アルヘキ事ナラン欵、

一 県庁ノ諸官吏、各自職掌至要ノ実地ヲ踐ンテ勤勞ヲ尽

スハ素ヨリノ任也、併ラ其官吏ニ於テ怠慢ノ僻心アルヲバ免除ノ沙汰ニ可被及、万事沙汰評定ハ其局中ノ官員偏頗ノ事ハ固ク停止シテ至公至平ノ精論ニ基キ、必シモ私意ヲ巧ミ、因循臆ノ病ヲ一齊ニ攘ヒ去リ、衆ト与ニ懇議ヲ尽シテ其長官ヲ補佐アルヲ本意トスベシ、吏務ヲ存シ知ル雖トモ、其郡県ノ風土人民ノ情態ヲ察知セスンハ、徒ニ心ヲ勞シテ其実功挙ラス、却テ民ニ妨害ヲ施与スルニ至リ、大ニ不都合ノ処置アル者也、

一 官員等已カ見込ノ所見ヲ判然ト陳述セス、彼方此方ヘ引掛ケ、論ヲ設ケテ尽力セサルニ於テハ決議ト申ス者ニ非ス、正邪順逆分明ノ正義ヲ建白アルヲ要務トスベシ、又官員ニ因テハ巧言ヲ以テ阿諛奸佞ノ行ヒヲ為ス者ハ擯斥アルベシ、或ハ其生質ニ因テハ聚斂ノ鄙策ヲ設ケ為ス、一己ノ功ヲ立ント欲スル者ハ、大ニ下民ヲ害スルノ患胎ヲ醸スナレハ貶スヘシ、

一 市在奸巧ノ者私慾ヲ恣ニシテ他ノ患難ナルベキヲモ顧ミス、漫ニ職掌ノ官員ニ阿リ、餽饋苞苴及ヒ金帛ヲ鬻

ク者ハ懲シメノ為ニ其好意ヲ挫斥シ、公道ノ議論ヲ以テ各自義節ヲ正フベキ事ヲ要スベシ、

一其俗吏ニ因テ賄賂重ケレハ所願ノ通りニ沙汰シ、輕キハ其所願ノ半バヲ沙汰スルニ泥着シ、非義ト謂フベシ、因是向後賄賂ヲ受ケ納ル者ハ貶斥シテ、其汚貪ヲ停ムヘキヲ要トス、

但所願ノ者金帛賄賂ヲ持運フ者ハ過代トシ、其罪ノ

次第二応シテ閉戸ノ日數多少可有之事、

一長官之徒、己カ親屬知音周施ノ者ノ知愚勝劣ヲ論セス、人ノ為ニ官ヲ許諾シ、己ニ対シテ議論ニ及フ者ヲ忌嫌フテ登庸セサルハ、国家万民ノ為ニ無益ナル無用ノ者トスベシ由、是偏頗ヲ堅ク可禁事、

但人オヲ簡取スルニハ長官タル人、平常深ク丁寧反

覆ニ其名実ノ有無ヲ研究シテ、至当ノ任ニ可処事、

一惡弊ノ第一トスルハ、情実暗愚ノ陋吏ハ賢能ヲ嫉妬シテ廉士ヲ妨害スルニ至ル、国家政道ニ於テ大ナル賊臣ト謂フベシ、古言ニモ官察正カラサレハ必ス政体ヲ誤

ルト云々、假令ヒ俗吏ト雖トモ私曲奸欲ヲ忌ミ、正直ニ立ツ輩ハ政治ニ於テ益アリトス、

一当郡県庁建置レシ以來、県庁布令ニ因リテ山林有来リノ樹木ヲ市在望願ノ者へ、猥リニ入札払申付ラル、処、大半伐荒ラシノ山所モ多分有之旨、従前ハ山下村々見繼ノ上へ盛木繁茂センモノヲ、如今杣入ヲ許シ、売却セラレ、山下村々百姓共今日活業ノ潤ヒヲ取失ヒ、大

二嘆息嗷々タリ、旧藩ノ時ハ百姓共家作入用木或ハ耕作仕入助情伐、又ハ惡木透ス伐等見繼、勵合ノ為メ員數検査ヲ遂ケ伐取ラセ、補助ノ憐愍ニ与ヘ来リシ事也、兎角山林伐尽ス丈ケハ殊ノ外水源涸渴シ陰湿ノ氣薄ク、出水ノ時ハ砂石押流シ、淵毛瀬ニ変ジ、田地用水モ心ノ尽ニ引入リ難ク、且ツ開墾江引入ル時ハ、元来水不

足ノ事ヲ顧ミス、色々水ノ手ヲ引クカ故、水脈相狂ヒ、霖雨ニハ不時ノ漫水激流シテ川添ノ田地崩崩シ、損モ不少事也、古言ニモ山林ハ時ヲ以テ斧ヲ入ル、ト云コトアリ、因茲向後隔年廻伐ノ上諸材木伐出シ、假令ハ

十箇山ニテ一年休山ナラバ、一箇山八十年ノ休ミニ相成、自然盛木ノ姿ニテ良材モ伐出シベク、双方有益ノ道相生スベシ、尤山下村々江其村領ノ諸山預ケ置キ、村長共吟味ヲ加へ、其上へニ山林課ノ役員不時ニ廻山見分シテ、伐荒等無之様厳ニ申渡シ、若シ盜竊有之時ハ其預リ山下ノ村々江過怠トシテ過料人夫割入、材木ヲハ引上ケラレ御締向被仰出度奉存知候、

一 凡ソ富国ノ要ハ勸農ノ道ヲ勉勵スルニ在リ、当県ハ皇国ノ東隅ニシテ自然上国ノ情態ニ疎ク、勸農ノ教法起立セサル故、国損不少愚賤積年牧民ノ教法ヲ興隆セント欲スレトモ、如何セン性也痴鈍暗昧ニシテ、時ニ不逢空敷歲月ヲ送ツテ知命ヲ過ク、今哉 王政日新ノ時ニ当リ積年ノ微志奉獻芹、万一御採用被下置候得ハ本懐ノ至リニ不堪、其概略左ニ、

一 氣候考之事

当県ハ津輕一郡ニ雖有之、平賀・鼻和・田舎・外浜ト氣候不均、土性モ違ヒ稲草モ右ニ準ス、其年ノ氣運ニ

隨ヒ、耕作仕法相改ムル時ハ大凶荒ニ可逢、年柄ニテモ中変ニ免レ、中変ハ少変ニ免レ、小変ニ可逢年ハ全災ヲ免カレ、是レ人心ノ窮理スルニ在リ、依テ地方官ニ於テ年々氣候相考へ、猶亦勸農ニ厚志ノ者ヲ撰テ耕作説教ノ任ヲ授ケ、百姓ヲシテ切ニ教諭ヲ加へ、其年ニヨリ稲草吟味ハ勿論、用水懸引別シテ肝要也、

一 一組ノ内三番迄秀作ノ者ハ御賞可被下置、三ヶ年打統御賞頂戴ノ者ハ其年ノ収納可為免許、壹村ニ一番秀作ノ者モ御賞可被下置事、

一 百姓江肥養御世話被下置度事

当県ノ大産ハ米ハ最大ノ産ナレトモ、數百年ノ星霜ヲ經ルニ隨ヒ、自然土地ノ潤沢衰フルカ故、追年出穀相減シ、右補益ノ道ハ肥養ト人力ヲ尽スニ在リ、愚賤ニ拾年以前出坂ノ折、上国ノ田畑耕作ノ次第、終道百姓江相尋ネ帰藩後、百姓荒田村吉五郎ト申者ニ相諭シ、試ミニ油粕肥養ニ相用ユ四五年ノ間試サセ候処、其国益広大ニテ、先ツ其概略左ニ当今田方生地二万七千町

歩ト見、内三ノ一ハ上糞用ユル時ハ、是迄ノ出穀高ヨリ別段拾三万五千俵ノ出穀相増、実ニ政事ノ枢要ニテ、御仁恤不可過之富国強兵ノ基礎ト可云欵、

但男稻女稻種精々吟味之事、

一 田畑開墾ノ事

当県ハ奥羽ノ辺隅ニテ上国ト違ヒ空地芒処多ク、田畑開業ハ富国強兵政務ノ枢要ナレハ、従来ノ趣法ニ基キ、更ニ開墾ノ御布令有之時ハ人民感激仕リ、不経年シテ開墾成就無疑ヒ、夫レ青森県ノ貧富ハ北海道開拓隆衰ノ根元ニテ等閑ノ地ニ非ス、在上ノ諸君子深ク意ヲ政理ニ留メ玉ハンコトヲ、

一 水車並器械可相開事

水車並諸器械ハ人民活業ノ要具ニテ、従来人力ヲ費ス処ノ勞ヲ省ヒテ、以テ外業ニ尽ス時ハ物産ノ業自ラ相開ゲ、諸民活計ニ富ミ、交易千歳継給スヘキ基元自ラ興隆セン、

一 楮並漆仕立興隆ノ事

従前専ラ盛産ノ規則相立テ相応ニ相開キ居レリ、然ルニ廢藩置県ノ際ニ当リ自然廢業ノ姿ト相成リ、是レ皆官員ノ面々風土人情ヲ察セスシテ国産開業ノ道ニ疎ク、唯定額ノ勤向ヲ以テ職掌相立者ト心得、聊下情ヲ問フノ心無キ故、御仁恤ノ御政体ハ一毫モ無之、甚夕民情ニ背キ、

天朝ノ御旨趣更ニ貫徹セス、願ハ在上奉職ノ君子、深ク富国ノ術ヲ体認有テ、盛ンニ開業ヲ興起シ玉フベシ、

一 茶産開業ノ事

右産ハ国土相応ノ樹芸ニテ、人家日用可相嗜品ナレトモ辺土ナルカ故、廉漏ナル品ニテ事足り、然二三四拾年来自然奢侈ニ押移リシヨリ、上品ノ茶相用ユルト雖トモ土地不相応ノ産ト而已心得、殊更製法ニ暗ク、勞シテ無益業ト思ヒ、誰モ開業ニ心無ク、近年県内慈雲院住僧、従来寺内ニ植養セシ茶ヲ製スルニ及ンテ、其風味上国ニ不劣、此ニ於テ人皆初テ国土ニ相応ナル事ヲ少シク知レリ、今ヲ去ル事貳百年以前、国君茶園ヲ

国内ニ相開クト雖トモ、辺土ノ風習上國ノ情態ニ疎ク、自然廢業トナレリ、今也諸産開業ハ人心ノ望ム処、殊ニ外国交換ノ際ニ当リ、茶ハ尤モ利益ヲ得ル事不少者ニ付キ、深ク再興ニ心ヲ用ヘ、盛ンニ開業可仕時運ト云ヘシ、併シ方今開産ノ地面ニ乏シク、依テ其趣意法方左ニ、

一 凡ソ僧侶ハ諸人ノ施物ヲ受ケ、日用相凌ノキ、其情態殆ト遊民ニ均ク、茶ハ元來僧侶深ク嗜ムヘキ物ニ付キ、専ラ茶産僧侶ニ開業被仰付度事、

一 桑仕立養蚕開業之事

養蚕ハ土地相応ノ産ナレトモ、僻遠ノ国土ニテ固陋ノ風習難去、只米穀ノ産ヲ以テ事足レリト而已思ヒ、國産ニ心無ク、今日身ヲ纏フ衣服ノ産業スラ尽力スル者無ク、只産ヲ開クノ名有テ無実故、国土相応ノ諸産ト雖トモ廢業ニ至リ易ク、誠ニ可悲事ナリ、先ツ養蚕開業ノ趣法概略、

第一桑仕立ヲ專要トス、蚕食足ラザルハ廢業ノ基也、

第二氣候ノ考ヘ無ク蚕ヲ養フ時ハ、手当相違ノ為メ不作ニ逢ヒ、第三家族ノ多寡ヲ不計シテ蚕ヲ養フ時ハ不作ニ逢ヒ、是レ廢業ノ基也、

此ノ三ノ目的ヲ得テ蚕業ヲ開ガンニハ、不勞シテ盛業ニ至リ、殊更当今外國通商ノ時機ニ当リ、分テ蚕糸蚕種ハ 皇國天然ノ美産ニシテ世界ニ無類ノ品物故、外國ノ賈人深ク希望スル処ハ各國交易ニ大利アル故也、是レ天ヨリ國土江賦与スル産ナレハ、人事ニ於テ開業ヲ不勤ハ天理ニ乖戾スルモ同然タリ、依テ人事本然ノ至理ヲ丁寧反覆ニ教導ヲ加ヘ、而シテ業ヲ開ク時ハ年々数十万金ノ輸入ハ何ノ疑ヒ欵之レアラン、

一 阿片産開業之事

当県ノ阿片ヲ津輕阿片ト申唱ヘ、専ラ上品ノ名ヲ得テ従前士族ノ妻子共大ニ阿片ノ業ヲ相勵ミ、一方ノ國産ト可成時ニ至リ奸商等量目ヲ盜マンガ為メ、阿片ニ似寄ノ外品ヲ入レ交ヘ、諸人ヲ欺キ、一旦利益ヲ得ルト雖トモ其以來阿片ノ名ヲ汚シ、廢業ニ至リ、奸商等一

時ノ小利ヲ貪リ、永世ノ開業ヲ破ルハ可憎ノ至也、

一多葉粉産ノ事

一薬種自然生並培養ノ事

一硫黄花ノ事

一硝石焼出ノ事

一諸木樹芸ノ事

一漁網ノ事

其外国柄相応ノ産業雖有之トモ多端ニ付キ相略シ、

一当今県内ニテ大業ニ可相開ハ鉾山ニシテ、金銀銅鉛数

十ヶ山雖有之數百年廢山ニ至リ、畢竟田畑開墾江諸人

深ク心ヲ用へ、鉾山開業杯ハ迂遠ノ業ト相心得、自然

廢業ニ至レリ、然レトモ於当県盛ニ開業セント欲ス

ル時ハ、鉾山開業ニ過タル天業ハ無カルヘシ、乍恐於

天朝紙幣御引換外債御返済ノ廉、幾千万兩ノ御金高二

可有之、然レハ空シク土中ニ埋メ置クハ甚タ可惜事ニ

付キ、依テ当県内ノ鉾山御開業有テ、周ク万民ノ融通

トシテ御開キ在ラセラル、ハ、御仁恤ノ一端ト奉愚

考、則チ鉾山取調へ左二、

一金山ノ部

一川原沢

一蟹沢

一早瀬野山ノ内

一寒水ノ沢

一寒水ノ沢

一手捻

一芦沢

一虹貫山ノ内

一冷水ノ沢

一戸立沢

一金洞ヶ沢

一甚兵衛ノ沢

一戸門山ノ内

一千浪ノ沢

一浪岡山ノ内

一茶碗分沢

一朝影山

一淡瀬山ノ内

一芦唐嵩

一銀山ノ部

一佐武沢

一湯ノ沢

一雲屋ノ森

右者古来ヨリ銀山ノ申伝アリ、

一銅山ノ部

一尾太山

一銅山ノ沢

右者古来ヨリ銅山ノ申伝アリ、

一鉛山ノ部

一芦ヶ沢

一温川ノ沢

一伊良川

一隠レ沢

一瀧ノ沢

一瀧ノ沢

一番鳥ノ沢

一釣木沢

一岩倉ノ沢

一伊呂ノ沢

一大間越山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一岩倉ノ沢

一隠レ沢

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一相馬山ノ内

一 大瀧股ノ沢 目屋ノ沢 一 上徳ノ沢 同 一 鍋倉ノ沢 同 一 鉛川ノ沢 同
 一 金山ノ沢 同 一 大聖院 同 一 瀧ノ沢 同 一 濁り沢 同
 一 箱ノ沢 同 一 尾太山 同 一 八光沢 同 一 平沢 同
 一 中ノ沢 同 一 木戸ノ沢 大秋山ノ内 一 檜沢 三ツ目山ノ内 一 虫喰ノ沢 同
 一 赤倉ノ沢 同 一 鶴家戸ノ沢 早瀬野山ノ内 一 戸沢 淺瀬石山ノ内 一 天下平 同
 一 大田辺具ノ沢 一 神堤ノ沢 一 冷水ノ沢 一 トツカエノ沢 同
 一 鉄山ノ部

一 夫レ鉄ハ金銀ヨリ貴ク、第一武備用具ヨリ人間万事ニ付鉄ノ力ヲニ非レハ一日モ生命ヲ保ツコト能ハス、実ニ貴ブヘキノ至宝也、故ニ従前当領主祖先ヨリ四代目信政深ク心ヲ尽サレ、上国ヨリ鉄吹二十余名差トシ、外ケ浜大国ト申所エ鉄山開業致シ、然ニ後年ニ及ンテ各国ヨリ運漕ノ鉄下直ノ為メ自然廢業ニ至リ、然共吹方ノ法ヲ失ハンコトヲ厭ヒ、版籍奉還迄ノ間、鉄吹子孫ノ者エ一人扶持具置キ、依テ先主ノ旨趣ヲ体認ノ輩再興度々ニ及ヘリ、雖然上リ高ノ多寡定額ノ見居無之為メ屢廢山ニ及ヘリ、近頃安政ノ末年ニ至リ、商家今

村万次郎ト言者、盛産ニ深ク心ヲ尽シ上リ高ノ多寡ヲ考へ、吹具ノ器械ヲ發明致シ、初而盛産ノ見居ヲ究タリ、然ニ廢藩置県ニ及、而又廢業ノ姿ニ至リ歎スベキノ至也、

右ハ古來ヨリ鉄山ノ地所ナリ、

其外金銀銅鉛新山數十ヶ山有之、依テハ從

天朝鉾山師御下シ山相吟味ノ上、一般ニ開業仕度奉存

候、

総論

謹而考フルニ日本国体ニ上中下ノ位アリ、郡邑ニ大中小ノ等アリテ且ツ群生ノ中ニ士農工商ノ分位アリ、土地ニ膏腴磽确アリ、其方角天度ノ遠近ニ因テ寒暖ノ違ヒアリ、民性ニ剛強柔弱ノ別アル物ナレハ、山川海陸ノ産物各其風土民情ノ適可ニ随テ、古來藩租遺法ヲ立テ、国政ヲ定メ国民ヲ治メ來ル也、然レハ古法トテ一概ニ偏廢有ルベカラス、仮令古法ト雖トモ当世ノ御時態ニ相応の中スルヲバ撰用シ玉ヒ、従前陳久ノ積

弊ヲバ澡洗シテ、聊タリトモ惡風ヲ禁斷可シ、實以テ政道ハ根本ヲ立ザレハ必ス法制行ハレス、所謂明鏡所以照容往古所以知今トアリ、万物皆根元アリ、政事モ古典ノ良法ヲ存ス、正邪順逆虛實是非ヲ深察折中シテ施ス時ハ、四民各其業ニ安堵可シ、却憶フニ政務ノ國家ニ在ルハ、譬ハ地上ニ草ノ滋生スル如ク、其蕃キヲ芟払ハザレハ蕪穢シテ為ムベカラス、自ラ狐狸ノ棲ト成ル、政治モ其如ク煩多ノ物ハ改メ、省略シテ易簡ノ法ヲ立スンハ、貪欲ノ濫官ヨリ種々無根ノ奇巧奢侈ノ事ヲ言上シ、終ニ奸人佞媚ヲ生スルハ必定也、是則草ノ叢生スルニ似タリ、能ク事ヲ治ムル者ハ務テ是ヲ省ク、事ヲ省ク者ハ衆事ヲ陳ネテ、之ヲ視テ然後其煩冗ナル者ヲ省ク、故ニ従前其時世ニ相応シテモ、即今ノ世態ニ不応所置ハ廢去スベク、亦古法ト雖モ当今ノ世務至当ノ所置ニ趣法ヲ立ラルヘシ、一概ニ古法ヲ禁絶シメハ所謂温故知新、或ハ本立而道生スト申シ、先言ニ協合セス、只以テ時ト処ト暫ク民心ニ從ヒ、其國郡

ヲ従前支配アル人主ニ委任シ玉ヒテ、

朝廷ヨリ一年ニ兩三度監督ノ官吏、或ハ按察使ヲ以テ不時巡覽有ラセラル、ナラハ、法嚴ナルニ輕視アル間敷、其指置ハ參事以下官員ノ才器ヲ見聞シテ、採用黜陟有ラセラレ、其國郡庶民希望ノ英物ヲ選舉シ玉ハム、實ニ神明ノ如ク懼レテ奸邪佞者ハ退キ、賢人才能ハ進ミ出テ、必ス風俗淳厚可相成、古言ニモ得人國盛、失人國危ト云々、仰冀ハ善政ヲ施スニハ人材ヲ登庸スル第一ノ根本ト謂フヘキ者乎、

前件ノ条々辺土ニ成長仕候テ

御大政ノ儀、明ニ相心得不申言上仕度寸心不少、自ラ分限ヲ相踰ヘ、妄ニ

御政治ヲ議シタル警言不敬ノ罪、甚大恐多候得共、普天ノ下率土ノ浜毛王臣ニ侍ヘレハ、御治世ノ儀ハ平常方心ニ懸ケ、此節下逼迫万民相衰ヘ、御大切ノ御時ト只管相憂ヒ候ヨリ、区々タル藹藹ノ鄙言ヲ以テ治道ヲ堯舜ニ告候トヤランニ似タリト雖共、若シ

言路ヲ被為開下情ヲ被為聞、塵芥ノ御用ニモ相立テ
御採用被成下候得ハ、縦ニ承平ノ膏沢ヲ貪リ、枕席
ヲ安ンス候、

御洪恩ノ毫末ヲモ可奉報ト暗愚狂妄、自進之愧辱ヲ顧
ルニ不遑如斯ニ候、縷々恐多唯當時ノ先務ト覚ボ敷
キ事件ヲ相記シ、謾ニ奉冒

威尊候、伏テ冀ハ毛髮ノ微志御狂納被成下、御治平
万々一ノ御助ニモ相成候ハ、設令狂妄ノ罪ヲ以テ
重刑ヲ賜ハリ候共、万々本懐ニ奉存候、誠恐誠惶頓
首拝、

明治七年第十一月 青森県實屬士族虎彦祖父
山田 登

冊子原寸 縦二七・五種 横二〇種 二九枚

二四〇 福永藤左衛門ヨリ久光公へノ上書

時弊匡救策

(表紙)
「上」

乍恐奉考

朝廷之御動靜候不孫不恭之紙面、何卒御寛容之程
奉希上候、

一第

主上御召服之事

奉評は恐縮之至なり、去々年

御巡幸を奉拝候に、異域之御服を被為 召候、堯之
服を服し堯之言を称し、堯之行を行は、是堯而已、
小臣言をつくすこと能はず、

一第 二御国体之事

遠きハ延喜天曆之御政体被為伝候半、近きは徳川の
初り、亦上古ニ不恥軟、此多世之規範準繩斟酌損益
二而、今朝廷之御政体を被為居候半ハ如何有らん、
殷ハ夏之礼ニ因ル、近世之礼による事故有の如し、
然るに遠く西洋之国格を取来て王の国に施す、地に

大小あり、貧富あり、風変り人異り、譬へハ瓶子の口に橙実を用ひ、十尺之木と一寸の木と長短を較ぶるの如し、必ず合さるなり、大言ながら文盲粗戾之匹夫洋国に淫するの徒、政体之權を執か宜を失事しるべきなり、

一第三御礼式并御祭礼之事

年頭之御大礼朔望之拜賀無御間断被為行候半、五節句之御礼式被為癡候以來、下々におひてハ猶以百礼百式皆癡し、人々身之規則を失ひ廉恥礼讓なく、只利にのミ走り、金錢の世となり、錢さへ取レハ何もよし／＼と申、衰頹の季世実に可傷之甚なり、桃の節句或ハ屈原を祭り、七夕の星を祭る古事を尋レハ、女(虫撰)の戯れに似たりと雖も時々御式事きれて、貂に同し、古礼源を論すれば取に足らすと雖も孔子も郷人の讎に戻り給はず、願くハ我朝の古事來歴を撰はれ御礼式を被為建度御事欤、御宗廟之御祭礼新穀の御祭等ハ猶以被為行候半、いつれ高山大川海神等

之御祭も万民幸福之為ならハ、四海に父母たる御仁心の溢れ給ふ御所為に候半欤、

一第四天下之食を奪ひ給ふ事

普天之下王にあらざるなしと云を以て、凡王土に産するの物ハ皆王の物とし給ふ(ほゞ)ならし、今朝廷に天下の米をすへて府庫に納めしめ、其上惣高御買入之事を醸し給ふと聞内、下々金有て米なければ、一日も命を保す、其金を以て府庫の米を申請食とせハ、帝恩何所にかある、天下ハ天下の天下一人の天下にあらざるを思ひ給はざるなるへし、普天の下王土卒士之侯、王臣なるか故に王土を分ち与へて食を産せしめ、王臣にはましめ給ふなるへし、万民有て天子也、天子有て万民なり、今天子我土地に産するの物を皆王の物とし給ふときハ万民の体古王たる、天子の尊何所にかある、故に天下の食を奪ひ給ふときハ禍乱一時に生ず、其烈しき眉毛を焼(虫撰)むとしからん、

一第五奸兇を除御国体を定め給ふ事

治に居て乱を忘れすと云り、当時東京之壯觀榮耀至治に過たり、蒸氣車・伝信器・馬車・人力車往來統横異人和人路頭に充滿、群議月に日に盛んなりと聞内外ニハ諸侯を癡し、諸国の兵隊を解士氣を奪ひ、漢学を退け洋学を促し、商賈を盛にし兵器を京師に集め、果は

皇上を夷にし奉る、是等を熟觀するに枢機の官臍下に一物有か如し、恐らくハ大患を生せん、君ハ舟なり、臣は水なり、水能舟を浮へ水よく舟を覆すと孔子のたまへり、諸侯已に水の為に覆され給へり、先蹤遠からず、速に此者共又は兇暴の徒を除去、御政体を改革し、上下各分を守り淳風に挽回し憂患の根を裁に有り、而して後都鄙共に大に学風を起し、実行を勵し、武を講し、兵を練り、等級を以褒貶し、廉恥礼讓を以て四維し、防禦を嚴にし、外寇に備へ、四境只蝟の如くな(虫損、さカ)しめ、外国に交るに礼信を以通商

せハ長く無事ならむ、

一第六封建郡県の事

此立法ハ先哲多く論すと云(虫損)郡県となる成事ハ不説と聖教有れとも、御国体に拘はる論せずんハ有へからず、第一万人の不服ハ此一挙にあり、

上峻徳を以天下を統御し給はんには、封建郡県の差別によりて治乱の機分れんや、然といへとも当時外域往來交接の世、各国各体を固メすんハ有へからず、郡県の世ハ、

朝命可畏也と雖も、神社を尊崇するかことく目前国主有て賞罰を下すか如くにあらす、四維張らず、人々私志を擅にする事を得、下輩町人殊に利を逞し花靡驕泰士族是の為に押さる、此時に及んで士族何をかせん、経営に道なく食なく業なし、只無頼の徒たるのミ、外寇に臨ていかて死を致ん、是をミるときハ速に封建を復し、旧家を君とし、器に当らざるハ列に同姓より人物を撰んで家を襲しめ、第一にハ

朝廷に宜を計て税を納め、其余を以儉約を用ひ、衣食を足らしめ文武を講し、氣象を養ひ、廉恥礼讓を

教へ、兵を練らハ富国強兵の術以外にあらざるへし、

凡諸国に主を置くハ兵隊に区々の士有か如し、足利尊氏京師に軍するや、大勢を二隊とせしを以て正成

の為に笑を遺せし^(虫損)か如し、国主国中の人命を

掌り、大柄を執り正を以て君に事へハ、其他何の恐

るゝ事か是あらん、然るに当時の態今日の快晴を見

て明日の風波をしらす、国乱有を知て外寇有るをし

らす、戒しむへきハ外寇に有り、一旦烈風逆浪起ら

ハ上下皆狼狽せんのみ、其幾を察するに、第一にハ

外寇不時に江戸海に乗込火を用ゆるに有り、恐るへ

きなり、東京備有とミハ、東ハ奥羽北海、西ハ九州

中国四国、西京に迫るにあり、中々鎮台兵の敵にあ

らず、若々外寇に充対する事能はず、柔順を以て無

事を計らハ大なる恥辱なるへし、乍然封建を復する

の一条におひてハ群議衆論の帰する処有へし、願く

ハ他に譲らせられ度御事欤と奉存上候、

一第七天下の士気を奪ひ給ふ事

国々の兵隊を解、訓練を廢し講武所を破り、脱刀を

免し官職を減し禄を奪ひ、士は棄て看ミ給はず、然

るときハ人之常情自然ニ義氣流れ、人品下る、下る

時^(虫損)恒の心なし、怖るへきの甚しきなり、凡諸国の

士食なきか故に東京にいてゝ官職を願ひ、苦情を云

者充満す、不願得は日々に食に苦しむ如之諸国に残

居て窮する者、其数計るへからすのよし、譬へ変を

生せずとも御仁政と云へきか、仁愛ハ理世安民の地

盤なるを亦顧ミ給はず士気を奪ひ、女子の如くなら

しめ給ふハ、変を生ずる事能さらしむる一時儉安の

策とミへたり、万一異議を企つる者あらハ、朝廷に

集め給ふ所の銃砲を以一発打殺すへしと去る者言ひ

しとぞ、残忍不仁の甚しき者なり、

一第九洋学を修し漢学を退け給ふ事

此一条大なる僻事なるへし、洋学を講するを聞に、

算術・語学或ハ草木禽獸器械を知り、遠きハ日月星辰の究理にして、己れが為にするの学にあらず、五常五倫の身に功なるをしらず、暴戾にして人事治らざるハ漢学を講せざるの罪なり、天下の人孝悌忠信以て体せずんハ禽獸国なるへし、洋学も一品なれハ廢するに及はざるへし、

一第十軍律西洋式を用ひ給ふ事

西洋の律例を聞に父子妻子兄弟なく、無芸無頼之者を買て有用に備ふるの法とミへたり、彼国にしてハ良法なるへし、わか日本ハ士族を以て兵隊を組めハ此法行はれざるなり、凡教導団に入る、以来再び己れ独り団を出る事を不免、逃亡を恐るれハなるへし、故に至而嚴法方法也、先不浄所の掃除より初ル、水を汲、地を払ひ、朝暮の賄ひ或ハ畳をふき、板敷を洗ひ、麴なれは嚴謹あり、入牢あり、親類朋友面会を免さず、父母の病ひ看ル事を不許、漢学を禁し調練にのミ日を送り休日有とて、長卒ひて出ルとな

り、わか士族を教導するにハ法に過たり、故に入学の者不服異論沸騰す理りなるへし、無理に圧抑したりとて異なる用をなきゝるへし、戰場に臨んで号令に順されは長官切捨るの法なるのよし、無頼下等同然に切らるへきや、願ハ近衛兵ハ勿論、鎮台兵共に一二の等をかへ職工の上に位し、彼之長を取て日本式を立給は、人心悦服し法式全相立候半欵、

一第十一洋行を廢する事

洋行の人数過分のよし、失費も鮮とせず、大藏省の會計不足の一事なるへし、彼地に入り彼の風態を見、彼の動靜を察して事足るへし、凡外域の万事万物惣而書有り来ル、座して而して可視なり、彼に遊学するに大弊を生ず、庸人洋行すれハ彼地の花美壯觀に酔て其風姿を羨ミ、大統領共和政事をミて我朝之万古不易の

皇統を怠りわする、時ハ禍乱計るへからず、将来洋行ハ可禁絶といへとも、彼の動靜をミるに便なれハ、

性質貞実なるを撰んで十人位ハ被遣ていかならん、
一第十二曆を改め給ふ事

曆法を不知して猥りに論するハ盲者の見にして可笑
の甚也といへとも、試に論しミン、太陽曆ハ七千年
に一日の差ひを生ずと、

詔書を奉拝す、然レハ差目の少きを的として曆を調る
とミへたり、却て月の盈虚、潮の満干、氣候の違ひ
目ハ闕てとらず、彼の云一月一日の月の字ハ太陰の
称なり、其月の字を用ひながら其月を外にして曆を
作るは天地の心なりきや、曆ハもと人の為にして作
毛の見合なるへし、人間天に在る者ならハ、太陽曆
を用ひて太陰曆ハ窮ミすして可ならん、此ちに住ミ
て天地の氣を得て命とするなれば、天と地と太陽太
陰を合せたる曆こそ有用の曆ならめ、堯舜以来閏月
を以て四時と定むといへり、堯舜の聖更に疑を貼(貼)
さす、天地の数本来天一地二、奇あり、偶あり、丁
有り、半あり、算法の俗言に半の余りをホコレと云、

此ホコレの数中にハ猶奇偶ありて懸る事なし、日月
盈虚のホコレ積りて閏月を生し氣候を合す、又其余
の小數盈虚年積りて品物各合せざる時に至りて
曆を改るなるへし、委細を論すれば凡天地間の物日
月星辰四季風雨晦明皆動物ならざるハなし、各面々
二動か故に吉凶消長の理進退存亡の道、本来恒有の
理にして恒有事能はず、常ならざるか故に其動也、
緩急遅速之間僅に差目を生ず、其差目至眇にして目
に見えず、目ニミえぬ差目積りて形ちを生ず、
動物皆各差目を生れハ出没凸凹様子揃はず、是理外
の理なるへし、其揃ハざるの差目至眇にして所謂ホ
コレのホコレなり、此ホコレ割て謹なく果なければ
破算して捨て、別に日月星辰等の合を取て算をはし
む、改曆の理なり、人の靈なる所以なり、千百年を
へても猶合算なふしてホコレあるハ天地自然の理な
るへし、天地の数偶と丁とのミ有るならハ、永年不
易の曆算あるへし、唐の世僧一行曆学に達すといへ

とも、不易の曆を作る事能はず、後世聖人出て曆を

改なるへしといへり、更に覺束なきことなりき、

ことしもとの曆の正月元日によミ侍り為、

御一笑聞之上奉るも猶覺束なきことなり、

月と日とやはらく中に生れくる

はるこそとしのはしめなるらめ

以上、

冊子原寸 縦二六・七糎 横二〇・五糎 一二枚

二四七 安達頭ヨリ久光公へノ建白

公ノ勇断国政一新ヲ望ム

(包紙)
献言書

安達 頭

安達頭謹テ再拜

左府公閣下ニ白ス、閣下憂國ノ至誠ヲ以テ曩二十四条ノ
議ヲ献セラレシハ天下人民ノ知ル所ナリ、今支那ト和議

既ニ定マル、是レ上ノ幸慶ニシテ、下千万人はヲ悦ハサ

ル者ナシ、実ニ国家ノ盛事万世ニ亘リテ光アリト謂フヘ

キナリ、夫支那ノ償金ヲ我ニ納ル、名ハ以テ彼ヲ制スヘ

ク、威ハ以テ彼ヲ服スヘシ、所謂我武維揚ル者はニ於テ

カ在リ、豈幸慶ト謂ハサル可ケン乎、願フニ朝ニ歌頌ノ

声アリト雖、野ニハ未タ憂苦ノ情無キコト能ハサル者ア

ルニ似タリ、嗚呼之ヲ頌スル果シテ愛國ノ情ナルカ、將

タコレヲ憂フル者ハ則チ愛國ノ実アルナリ、何ヲ以テ之

ヲ言フ、初征台ノ役興リシヨリ大久保大使支那ニ航スル

ノ際ニ至ルマテ、物議洶々皆政府ノ所置ヲ危疑シテ已マ

ス、夫政府ノ利トスル所ニシテ人民モ亦コレヲ利トスル

ハ心誠ニ服スルナリ、今人民ノ害トスル所ニシテ政府独

コレヲ利トスル者アルハ、其事恐ラクハ不公不正ニ属セ

ン向キニ政府ノ事ヲ決ル、皆人民ノ意外ニ出ツ、今和議

定マリテ師ヲ班ヘスモ亦人民ノ意外ニ出テタリ、其意外

ニ出ルハ一ナリト雖前日ノ拳ハ憂フヘク、今日ノ事ハ悦

フヘキニ似タリ、然レトモ頭ヲ以テコレヲ觀ルニ、今日

得ル所前日失フ所ノ九分ノ一ヲ補フニ足ラサレハ、其費果シテコレヲ何ノ処ニ帰センヤ、且夫兵士ノ外ニ死亡スル者モ亦少シトセス、其哀ミ果シテ之ヲ誰ニカ属セン、此時ニ当リテ政府更新一致ノ挙アリテ、以テ人民ノ望ミニ適セスハ内ハ夷ニ其弊ニ堪ス、外ハ自笑ヒヲ貽スニ至ラン、是其悦フヘキ者忽チ變シテ憂フヘキ者トナラン、然リ而シテ此憂ノ端ヲ啓ク者何人ソヤ、大久保・大隈兩參議是ナリ、故ニ二人ノ事ヲ処スルヤ、人民危疑シ服セサル者常ニ多シ、今其事跡ヲ挙ケテ之ヲ糾サハ必一語ノ以テコレニ答フル者無カラントス、況ヤ大隈ノ如キ蕃地ノ事務終ルヲ待チテ、其職ヲ解カシメントノ議アリシト聞ク、大久保モ亦其人物伯仲ノ間ニ在ルニ非スヤ、今ニ臣非常ノ功ヲ奏スルニ似タリト雖、コレヲ前日ノ失策ニ比フレハ、其罪既ニ己ニ償フニ足ラス、然ラハ則支那ノ事國家ノ幸慶ニ非スシテ二臣ノ榮辱ヲ資スルノミ、安ソ二臣ノ榮辱ヲ以テ全國ノ利害トスヘケンヤ、夫全國ノ利害ハ人民ノ服スルト服セサルトニ在リテ、其服セサルヲ

以テコレヲ論スレハ、二臣ノ功罪固リ顯ノ説クヲ待タサルナリ、今日ノ事、閣下匡救ノ力ラニ依ラサレハ、二臣ノ功罪世ニ明カナラスシテ、人民聖德ヲ瞻仰スルニ由シナク、政府皇恩ヲ宣承スルニ道無カラントス、閣下上ハ皇帝陛下ヲ補翼シ、下ハ内國人民ヲ保護スルノ職ニ在レハ、事謙讓ヲ先キトセス、躬ヲ以テ天下ノ重キヲ任シ、下情ノ憂苦ヲ洞察シ、一タヒ督責ノ語ヲ下サハ權臣万斤ノ鉄石ヲ頭上ニ加フルカ如ク、皆畏縮手ヲ束ネテ大政ノ權獨閣下歸スルコト必セリ、閣下此時ヲ以テ勇決猛斷、能ク國家ノ基ヲ建テハ人民誠ニ悅服シテ、國家ノ幸慶、是ニ於テカ始メテ旺ニ不世ノ盛事ト称スルニ足ラン、顯不肖ナリト雖愛國ノ人民二代リテ敢テ具瞻ノ情ヲ陳ス、若他日更新一致ノ挙アルニ際セハ、顯才疎ニ識淺シト雖亦奮勵以テ殊遇ノ万一ヲ報セント欲ス、今事旦夕ニ薄ル機失スヘカラス、故ニ忽卒筆ニ命シ、昧死シテ以聞ス、狂暴ノ罪万々垂恕ヲ仰ク所ナリ、惶懼惶懼、

十一月

文書原寸 縦二八・三權

包紙原寸 縦二八權

横 二〇權 三枚

横四〇權

二五三 信州安曇郡農藤森善一ヨリ久光公へノ建白

西洋ノ軍艦大砲ヲ粉碎スルノ方策 同文二通

建白

国ニ勢ヒ有トキハ条約泰然トシテ動カス、庶民業ヲ安ンシテ富強ハ隅ニ及ヒ、国勢無ハ列国蔑視シテ自商法乱レ、細民商客的ヲ失シ疲弊進退ニ迫ル、故ニ武ヲ学テ英傑ニ化セシメ、文ヲ学ンテ聡敏ヲ開カシム、雖然ト万国ニ相對シ、相模スルノ隊陣ニシテ万国ニ必勝ノ列陣ヲ觀ス、各国ニ学フノ文例アツテ各国ニ輝ス可ノ文章ナシ、機械製造亦不如、且大砲アリ、蒸氣鉄甲アリ、之ヲハナツ、山岳忽チ焦土シ彼ヲ連ス、蒼海忽陸ト為ル、衆人之ヲ懼ル、衆心恐ル、トキハ国邦必ス衰弱ス、是以テ大砲ヲ防キ、鉄甲ヲ破ルノ法策ヲ設献、

殿下御試檢奉願上候、多罪誠惶謹言、

明治七年十一月

信州安曇郡成相新田村

農 藤森善一

文書原寸 縦二・六權 横三三・五權 同文二枚

二五三 大倉鏗三郎ヨリ左府公へノ再願

旧主石川勅負黜陟ノ件ニ付

懇願書

兼々奉懇願置候石川勅負方黜陟之儀ニ付、去月十六日以御連名乍恐申上候次第、御奏達相濟候者々以御仁慈、何分勅宣之儀御教諭被成下置候様仕度、此段一同伏而奉願候、恐惶謹上百拜、

尚以正院御奉仕衆左院議長衆江モ申上候ニ付、何分以御評論御下知之儀伏而奉願候、

石川勅負元從者総代 大倉鏗三郎〇
明治七年甲戌十一月

正院御奉職
島津久光殿下
御直披

士進



文書原寸 縦二四・七糎 横三二・五糎

二函 堤右京大夫より島津中将殿へ

寒中見舞

〔封紙ウツ書〕
「島津中将殿 堤右京大夫」

追申、殿方江茂宜御鶴声願入候也、

嚴寒難堪御座候処、愈御安全被成御座珍重存候、御惣容御同様令賀候、隨而拙家一列無異二罷在候、乍憚御休憩可給候、将乍輕微一品寒中御見舞申入候印迄二致進覽之候、於御笑留八千万大幸存候、仍如斯候也、敬白、

十二月一日

文書原寸(折紙) 縦一六・二糎 横四六・五糎

二函 長崎県島原村民中村真金ノ「杞憂痴言」

台湾征討ノ輕拳ヲ論ス

〔表紙〕
「杞憂痴言」

杞憂痴言

窃ニ方今ノ景況ヲ視察スルニ、征台ノ一挙ヨリ滿清ト葛藤ヲ生シ、和議既ニ破レ、殆ント交戦ニ及ントスル勢アリ、此古今未曾有ノ大患ニシテ上下戮力同心シ、赴難殉国ノ秋ニシテ臣子タル者座視傍觀スルノ時ナラムヤ、抑一治一乱ハ国家盛衰ノ機数ニ関スト雖、亦綱紀張弛ノ係ル所大也、往古神功后ノ新羅ヲ征シ熊襲ヲ助クル罪ヲ問ヒ給ヘハ、韓王忽チ降テ蕃臣ト称シ、緑水北流紅日西出ノ盟言アリ、爾来歳貢ヲ絶タズ、於是乎国威外域ニ振ヒ、皇徳四海ニ被ヒ、其遺勲余烈猶数十世ニ及ヒ、勃海肅慎ノ諸蕃方物ヲ献シテ率服スルニ至レリ、嗟隆ナル哉、時勢変換

皇威漸ク衰ヘ、内乱頻ニ起リ献貢遂ニ惰ル、此時ニ当リ

豊大閣奮然臂ヲ振ヒ、天下一掃ノ後漸ク其罪ヲ正サント欲シ征韓ノ役アリ、赫然トシテ復古ノ勢ヲ觀ル、嗚呼豊臣氏ニ数年ヲ假サシメハ国威殆ント宇宙ニ及ントス、惜哉、徳川氏ニ及テ港ヲ鎖シテ内地ヲ護リ、弓ヲ囊ニシテ治安ヲ求ム、然リ而シテ昇平ノ久キ愉惰因循人倫輕薄ニ陥リ、風俗華美ニ流レ、其弊習終ニ外侮ヲ招クニ至リ幕政益姑息、於是壯士慷慨扼腕、斃ル、者数ヲ知ラス、遂ニ大政返上、大樹僵レ復古ノ盛典將ニ興ラントス、然シテ

勅使屢朝鮮ニ至ル、何ソ凶ラン、彼カ擯斥ニ遇ヒ、且其侮慢ヲ受ク、之ヲ古典ニ考レハ臣子忍フベカラザル者アリ、此征韓ノ議起ル所以ナリ、加之魯国既ニ北門ヲ覬覦シ跋扈禁マス、是亦憂国ノ志士切齒痛憤スル所以也、而シテ昨年十月ニ至テ征韓ノ論議 廟堂ニ沸騰シ、政府大二動搖、參議五名遂ニ辭職ス、爾來人心恟々、今春一月赤坂ノ變有リ、二月榮城ノ乱アリ、今日ニ到ルモ人民ノ危懼紛紜猶止マザルノミナラズ、征台ノ一挙ヨリ俄ニ

外患ヲ醸ス、内外多端ノ際

天子宸襟ヲ悩シ給フ所、 廟堂君子ノ焦心スル所ニシテ、臣子鞠躬ノ時機也、然ト雖兵ハ国ノ大事慎マズンハ有ヘカラス、勝敗強弱ハ国ノ大小、兵ノ多寡、器械ノ利鈍ノミニ係ラズ、主將ノ明暗ト人心ノ向背トニ依ル、然ルニ維新以降内情整ハズ、民心和セズ、上下相反スル所以ノ者、抑何ソヤ、復古ノ名有テ其実無ク、

皇威伸ルニ似テ大ニ縮リ、国綱張ルニ似テ頗ル弛ミ、技學日ニ開テ士風月ニ衰ヘ、開化愈進ンテ国体益頹ル、人材林ノ如ク立チ、能者雲ノ如ク集テ外国ヲ恐ル、コト虎ノ如ク、侮慢為ニ甚シ、此天下有志輩ノ大ニ憾ル所ニシテ、民心安カラサル所以也、抑国体ノ立タザル所以ハ外侮ヲ防ク能ハサルカ為也、外侮ヲ防ク能ハサルハ海陸ノ軍備張ラサルカ為也、軍備ノ張ラサルハ民心未タ旧習ヲ脱セス、 政府只管外国盛大ノ富強ヲ羨ムニ在リ、且其富強ノ基ク所ト盛衰ノ機ノ由ル所トヲ察セスシテ、徒ニ西洋各国ノ制度ニ模倣シ、尋常ノ策ヲ席上ニ運ラシ、非

常ノ改革ヲ四方ニ施シ、衆庶ヲシテ一時開化ノ域ニ赴カシメ、俄ニ各国ト盛大ヨ争ンコトヲ欲ス、嗟吁固陋ノ民心何ソ俄ニ此ニ至ラム、夫レ各国今日ノ盛大ヲ致スヤ一朝一夕ニ非ス、百戦大危難ヲ犯シ刻苦勉勵数十年ノ久キヲ歴テ漸ク此ニ及ヘリ、然ラハ則政府一度大英断ヲ以テ大危難ヲ凌キ、座薪嘗胆シ、百折千挫撓屈セサル時ハ、民心ノ固陋旧習自ラ一洗シ、俊傑其間ニ起テ以テ非常ノ改革ニ及バ、国体始テ立チ外侮始テ受ケサルベシ、富強始テ致スベシ、今ヤ人心相離レ、上下相背キ、豪傑或ハ山野ニ耕シ、倭人或ハ海浜ニ釣シ、仁人或ハ囹圄ニ繫カレ志士或ハ徒役ニ服ス、是皆国ヲ憂ヒ君ヲ愛スルノ情誼割切ナルヨリ、或ハ不平ヲ抱キ、或ハ罪ヲ得テ此ニ及フノミ、豈

天皇陛下ニ背ノ理有ランヤ、深ク察セスンバ有ヘカラス、且聞 廟議猶紛々異論アリト、如斯内情ヲ以テ此大患ヲ醸スルニ至ル、恐レサルベケンヤ、顧ミサルヘケンヤ、請フ、四方ノ君子深遠ノ謀慮ヲ回ラシ、至誠ヲ尽シ、朝

野ノ離反ヲ綴合シ、愚夫愚婦ニ至ル迄一点ノ遺憾有ラシメス、侃然以テ外難ニ当ラシメンコトヲ、

附録

嗟吁国家盛衰ノ機ハ今日ニ在リ、綱紀張弛ノ機モ亦此時ニ在リ、此機ヲ察スルコト能ハザル者、豈能ク大事ヲ弁センヤ、抑征台ノ一挙、今日之ヲ顧ルニ事甚タ輕挙ニ属スルカ如シ、蓋シ維新以降国綱ノ張ラサル所以ハ、只管外貌形容ヲ修飾シテ内情ト実力トニ注意セズ、之二依テ外寇頻ニ起リ、内情随テ沸ク、而シテ之ヲ公法ニ照シ、其罪ヲ問ハサル者ハ内力ノ外寇ニ抗スル能ハサレハ也、強ヲ恐レ弱ヲ凌クハ素ヨリ公平ニ非スト雖、亦人情自然ノ勢也、当時内国ニ三難事アリ、魯西亞ノ蚕食、朝鮮ノ侮慢、台湾ノ暴行是也、此三者ハ惟三国ニ関スルノミナラズ、自然各国ノ交際上ニ響ク所モ亦大也、然ラハ則内力熾ナル時ハ何ソ敵ノ強弱大小ヲ問ハム、戊辰以来征韓ノ議前后幾回カ沸騰スルト雖、政府之ヲ聽サ、ル者ハ未ダ金穀ノ全備セサレバ也、而シテ昨年十月ニ至リ、緩

急ノ異論ヲ 廟堂ニ生シ、遂ニ緩論ニ決シ、參議五名職ヲ辞ス、是ヨリ民心ノ方嚮モ亦自ラ相分レ、人心恟々終ニ佐賀ノ乱ヲ致ス、然トモ一朝忽チ鎮圧シ賊魁誅ニ伏ス、是実ニ天下ノ大幸ニシテ一般大ニ賀スヘキノ秋ナルニ、民心却テ安カラサル如ク、猶余燼ノ起ランコトヲ懼レ、即チ此鬱結ヲ台湾ニ漏サント欲ス、木戸參議大ニ諫ム聴カズ遂ニ辞職ス、大隈參議蕃地事務總裁ノ任ヲ以テ長崎ニ降り、専ラ輜重ノ事ニ従フ、此時ニ方テ大久保參議佐賀ノ処置畢テ上京、捷ヲ奏ス、偶外国公使某モ亦征台ノ事ヲ諫ム、廟議乃チ揺ク、大久保之ヲ停メムコトヲ欲シ、長崎ニ至レハ則チ贖贖已ニ崎港ヲ発ス、不得止シテ京ニ帰ル、嗟吁、廟堂君子ノ深慮遠謀ニ出ルト謂フベカラズ、然ト雖事一回此ニ及テハ勢止ム可ラズ、初副島大使(種臣)ヘ応答ノ一言ヲ以テ曲ヲ彼ニ帰シ、台湾ヲ以テ我ニ屬シ、猶贖罪金若干ヲ出サシメテ可也、於此韓國始テ畏怯、魯国始テ逡巡、国体始テ立ツ、而シテ若シ聴カサル時ハ、天壤無窮ノ 宝祚ヲ奉シテ赴難殉国ハ固ヨリ臣子ノ義務

也、四百万人ヲシテ一度死地ニ陥レ、積年ノ弊習ヲ一朝ニ濯洗シ、全国一致千挫不屈トキハ絶世ノ英雄必ス其間ニ起リ、非常ノ改革ヲ以テ天下ヲ挽回スル、豈難カランヤ、於此乎国体内ニ立チ、

皇輝外ニ振ハム、嗚呼今日ノ好和曲ヲ買得テ怯弱ヲ示シ、辱ヲ四表ニ肆シテ侮ヲ各邦ニ招ク、加之国内疲弊ノ際、佐賀征討ノ費続テ征台、随テ今般ノ兵備其費凡千万元、征台以來ノ冗費六百万元ニ垂ントス、是誰カ過ソヤ、国ヲ誤テ忠臣ト呼ビ、君命ヲ辱カシメテ智謀ト称シ、疲弊ヲ致シテ義拳ノ虚名ヲ買ヒ、国光ヲ汚シテ万歳ヲ唱ヘシメ、君ヲ惑ハシ衆ヲ暗マシ、恬然無恥猶其位ニ在リ、人亦之ヲ怪マズ、天下一具眼ノ人無キカ、人或ハ欺クベシ、豈神明ヲ欺クベケンヤ、此杞憂ノ由テ起ル所以也、聊カ憶フ所ヲ記シテ以テ識者ノ評論ヲ待ツノミ、

明治七年十二月三日

長崎県下高来郡島原村平民

中村真金謹誌

述懐

落瀧都限毛知良爾真降垂降理爾下流国能未哉

又

皇賀代乃衰閉行久乎梓弓挽弓回佐牟手力毛我那

又

大丈夫刀懷閉流我毛今志世乃狀態表志見礼婆涙志流留

冊子原寸 縦二五種 横一七種 九枚

二五六 松平春嶽ヨリ久光公へ

伊達宗城同道訪問ノ件

(封紙ウラ書)欠損

□(欠損)几下

○(朱)滅

慶永

寒冷日々相増候処愈御清安奉珍重候、然は久々不本意之御疎音申上奉恐入候、少々申上度儀も有之、又相何度儀も御座候故、伊達從^(宗城)二位同道、来ル七日午後參上奉拝顔

度候、御差支も不被為在候哉相何度奉存候、恐惶謹言、

十二月三日

文書原寸 縦一六・五種 横五七・五種

二五七 三条相国ヨリ大久保參議へ

面談ノ件

(封紙ウラ書) 大久保參議殿 実美

滅

」

今夕入来之義相頼置候処、兎角病氣不快候間、出立日限も間合有之候ハ、明夕退朝掛入来相頼度候、先右申入候、尤発途之間合も無之候ハ、今夕推而面会仕度候、勿々不備、

十二月六日

文書原寸 縦一九・五種 横四七種

二四六 藤森善一ヨリ左府公へノ願書

輕氣球一個營造下賜ヲ乞フノ件

(表紙)

筑摩県管下信濃國安曇郡新田町村

藤森 善一

上

恐懼百拜犯ニ敵威ニ書獻ニ

殿下麾下ニ。農聞往時和氏斷ニ四肢ニ。悲歎哭泣。呈連城壁玉ニ。閣龍國煩得ニ資助ニ。身投ニ大洋激波中ニ。米州発見奏ニ偉績ニ。各其有レ所見凝ニ意氣ニ。焦ニ思慮ニ而後達シ志。今於レ農亦然。雖レ欲ニ氣球之得ニ豁利ニ試レ之。有レ業有レ職徒黙止。且偏境鄙僻地不レ整ニ機器ニ。空過ニ光陰ニ。不堪ニ遺憾ニ。自奮発ニ上京。數通建白ニ之ニ。雖レ然類ニ誣言ニ不レ可レ用。故丹心訴ニ

明公貴閣ニ。仰願以ニ國費ニ。輕氣球一個營造下給。於レ然農殺ニ一身ニ碎ニ心胆ニ。自極ニ蘊奧ニ以報ニ皇國之神人ニ。事不レ就。罪有ニ鼎鑊ニ後日処レ之無レ恨伏乞照恐慄誠惶

謹言

筑摩県管下信濃國安曇郡新田町村

明治七年十二月九日

藤森善一〇

島津左府殿下執事御中

二十九年

冊子原寸 縦二四・五糎 横一六・五糎 三枚

二四七 川路利良ヨリ大久保利通へ?

(包紙ウラ書)

川路

八等出仕

別府景通

十等出仕

松元幸方

右旧鹿兒島藩ニテ糾明奉行、其後司法檢事解部を經、当庁江出任相成、此節酒田越訴人を調ヘタル人ニ御座候、先刻も申上ケタル通り糾問は其調ヘ人の意見ニ因ツ、十分誣ル事を得ルものニ有之、況哉酒田ニ於テハ被告とし

て原告を糾問スルニ有リ、且三島・吉田の両士は糾問ニ暗シ、極メテ糾問者は旧の糾問者ナラン、既先年早川判事を被遣、現ニ調ヘタルも尽セリとセズ、就テハ別府・松元兩人三島氏の望ミニ因ツテハ其県官同様見做シ、一往糾問を命セらるゝも妨ケナシ、但当分佐賀江派出せる警部巡查を其県令ニ於テ指揮スルも同シトス、一ツハ亦同氏の望に因リテハ一往かの県官員ニ採用シ、此節の糾問ニ掛ケられ候も害ナカルベシ、
右酒田県江書面御遣しニ付、御含ミニもと奉存愚意申上候也、

十二月十日

川路利良

文書原寸 縦一七・八糎 横九・九糎

二四〇 伊達宗城卿より島津左府公へ

政規草案

但シ草案ナシ

(封紙ツラ書)
左府公閣下

宗城拝

侍史

愈御勝常奉賀候、過日は拝趨如例御懇情奉感謝候、陳ハ其時及御約束之政規草案ト冊子呈覽候、尤御内密ニ希度、尚其内亦上堂可相伺候、且昨夕大塚別荘ニ而獲飼候緑鴨一雙付便呈庖下、於御笑留幸甚奉存候、頓首百拝、

十二月初旬

尚以、冊子ハ御覽済御返却所希御座候、已上、

文書原寸 縦一七糎 横四〇・五糎

二四一 久光公ヨリ華族会館ヘノ答書

華族会館設立之趣意ハ万民之標準ト為リ、

王室輔翼ヲ専務トスル不待言、然ルニ徒ニ西洋窮理技術之末芸ヲ研究シ、修身齊家治国平天下之要道、実践ヲ講明セサル時ハ、博学多才時世ニ阿諛シ、利ニ趨リ色ニ耽リ、言行不一致之者輩出候而何之詮欵可有之、却而閉館之方可然ト存候、然共例之頑固之愚見迎モ御採用ハ無之

ト存候得共、偶御相談承候ニ付鄙言致吐露候、宜御亮察
希候也、

十二月十一日

久光

華族会館御中

文書原寸 縦一七種 横一〇六種

二二三 斎藤貞藏(簡) ヨリ左府公へノ呈書

浅田宗伯推薦ノ件

(包紙ウツ書)

「上」
御侍中様

斎藤貞藏

九拜

(端裏書)
「副願書」

斎藤貞藏

再拜

右浅田宗伯茅屋江罷越申聞候ハ、当節無扱儀ニ而衆医ニ
被為要、是も 皇国ノ御為と奉存候間、愚老參上相願候
儀ハ是迄年々ニ御座候得共、則為当年脚氣傷寒ニ而洋医
殊之外不手際ニ而、漢医大ニ効しを得、已ニ外国医より

脚氣傷疾等風土違候故、此方ニハ存候通ニ不參候間、日
本医江託し候様と申候由之所為、夫かハ不存候得共、此
節漢医ハ御廃止、洋医計ニ可被仰付哉之專御評議と被為
有候義ニ而、衆医大ニ慨歎いたし候而、何卒別紙願書
御当方様江差上具候様達而相願候所、宗伯より奉願候を
万一人ニ被見候得ハ、別而妬心相崇ニ何様之後害も難計
御座候間、私ニ御近臣中迄差上具候様申聞候、右漢医御
廃止ニも可相成儀等、私一向乗込も不仕候得共、婆篇
鵲蒼生張仲景已來伝來仕居、日本名医ニも中々名手数人
御座候間、幾何万之全生仕候儀を一時御廃し相成候事ニ
而ハ、洋医すら風土違之由申候程ニ付、日本何程之人民
難渋仕候儀夥敷御座候間、東京中大区々々ニ会社を造立
仕候様、精拙検査之上何程か税納いたし、漢医も滅亡不
仕様奉願度趣ニ御座候間、何共乍恐目下私始メ難渋仕候
間、御偷置被成下願之通也、又ハ如何様共漢医も存在仕
候様之御仁恵被成下度、私よりも奉願上候、万一宗伯參
上奉願候方、宜敷と被 思食候ハ、何時ニ而も罷出可

奉願候、依之副願書を以奉申上候、頓首再拜、

十二月廿二日

斎藤貞蔵

上
閣下 侍史御中

文書原寸 縦一六・七糎 包紙原寸 縦 二四糎

横五五・八糎 横二〇・五糎

二六三 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ

三条公ヨリ左府公訪問ノ件

(封筒)
「島津殿 実美」

(封筒ウラ)
「封」

二伸、岩倉も一同参上仕候此段も申上候、

明廿日午後二字参堂仕候而も御差支無之哉、御勝手拝承

仕度候、早々不備、

十二月十九日

実美

左府殿

文書原寸 縦一七・二糎 封筒原寸 縦一七・二糎

横二七・三糎 横 五・八糎

二六四 三条太政大臣ヨリ島津左府公へ

三条公ヨリ左府公訪問ノ件

(封筒)
「島津殿 実美」

(封筒ウラ)
「封」

今日二字出頭可仕申上候得共、三字過参上候間此段申上候也、

十二月廿日

実美

左府殿

文書原寸 縦一七・三糎 封筒原寸 縦二二・七糎

横二九・三糎 横 七・二糎

二六五 山階宮見親王ヨリ島津左府公へ

時候御見舞

(封筒) 左大臣様 晃

玉案下

(封紙ウラ書) 左大臣様 晃
玉案下

冬景十分二候処、弥御安泰ニ被為入候哉、委曲令拜承度候、
晃無事乍恐御安慮被下候、抑此一折不珍乍赤面時令御見
舞申上候、驗迄二奉入宅覽候、御笑納被下候ハ、本懐深々
畏入奉存候、草々期拜謁候也、 敬白、

戌極月廿九日

時氣不序折角御用意奉祈入候、内外御奉職辺嚙御苦

心ト奉恐察候、奉為皇国草々宜々奉願上候也、

文書原寸 縦一六・五糎 封筒原寸 縦一八・五糎

横四六・三糎 横 五・三糎

(封紙ウラ書) 左府公閣下 土方久元

奉拜啓候、昨今御腰痛之御趣折角御自愛奉專祈候、陳は
真宗分離之儀ニ付、教部大輔より委曲過日申上置候趣、
右ハ彼之宗ニ於而差急候情実有之候由ニ付、別紙御熟覽
之上御預印被成下候様可申上旨太政大臣殿御内愈を以參
殿仕候得共、御処旁ニ付不得拜謁候間、此段以書中言上
仕候也、頓首敬白、

十二月廿九日

文書原寸 縦一九・三糎 横六九糎

二四七 白川県正泉寺佐田介石ヨリ左府公ノ左右へ

帰国ニ付從來ノ建白書ニ対スル御下問ヲ望ム

建白ニ附奉願覚書

別紙建白五卷并函五枚、去甲戌九月左院江差出置候、然
処数卷の建言書なれハ、速に巡覽も行届ざる事に候哉、

二四六 土方久元卿より島津左府公へ

真宗分離の件

未夕左院より正院ニ差出ニ不成由承知仕候、依之別ニ

改而三大臣公閣下ニ右建白奉呈候、私儀右建白之ため昨

秋以来心血を洒き相認、早已ニ貧囊も傾尽し、甚困却ニ

立到申候へ共、折角遙々此一事のため、故ラに上京仕已

ニ三年ニ垂々とする際ニ到迄脚を留メたる事ニ候へハ、

何分御採用の有無承り不申候而ハ帰県難仕、因而至急御

採用之有無御沙汰被為在候様奉懇願候、尚右建白之儀ハ

私愚意之十分一をも尽し不申候へハ、仮令誤訛有而不足

取ものと御覽被為在候とも、屢々御糾問被仰付度、左候

ハ、如何様私に於て他の意表ニ出る処の貯有而、未夕頭

ハれさる処も可有之歎難計候間、何卒其俟不被為棄置、

満 朝御不審之処ハ飽迄御下問を奉願候、是れ介石之た

めニ願ニハ非ず、

天朝并国家のためニ奉願処候也、此段御照鑑奉仰候也、

白川県飽田郡小島町正泉寺

佐田介石

明治七年甲戌十二月

文書原寸 縦二四・三纏 横一八纏



○六 石川鞠負勤王事蹟確認ニ付旧従者一同ヨリ

左府公へノ歎願

合三通

東京府知事へノ請書等ニ通相添

二四八八ノ一

御請

去ル十三日御呼出ニ而御尋之趣奉拝承候、旧主石川鞠負

儀本領安堵被 仰付 御判物 頂戴仕居候ニ付、大倉鋳

三郎より奉願候儀、何れ茂相違無御座候、就而は段々御

尋之次第同人江申聞候処、別段何之異存無之候、旧主勤

王遵奉之筋相立候様奉願上候儀ニ御座候、私共江御尋ニ

付以連名此段御請奉申上候、以上、

明治七年甲戌十一月十七日

服部弥平太[㊦]

望月金太郎[㊦]

大戸 三七[㊦]

真壁 広行[㊦]

大倉鋳三郎[㊦]

石川鞠負旧従者

東京府知事
大久保一翁殿

二四八八ノ二

謹而奉願候

御多端之折柄彼是之儀申上候は甚以奉恐入候得共、旧主
従方何れも遵奉筋相立居候処、功労空敷消失候而は、実
以一同恥辱之至りと奉存候二付、先頃中より種々申上候
は

御尊家正院御奉職候事故、何分拾遺補闕之処、宜様奉願
候迄二御座候、恐々敬白、

石川鞠負旧従者一同

明治七年甲戌十二月

総代証〇

正院
島津久光殿下

御披露

二四八八ノ三

謹而存寄書

石川鞠負儀黜陟二付先頃中より諸官省江奉申上候処、
此間御達之次第何れも奉拝承候、右二付謹而申上候、
辰年五月十五日、

今上帝以御褒詞本領安堵被 仰付御判物頂戴、其後現米
式百石為御宛行被 仰渡、右御書付京都府之御判故、
是ハ西京詰勤奉之事ナレバ御手当向と従者共心得居候
処、減石之趣一同奉歎息候、左候ハ、右御達之節、則
御同様大政官御判物二而御沙汰之次第被 仰渡候ハ、
何之子細無之右様無御座、御判物二相違有之候而は、
俗ニ云主人之判と番頭之判と申様二而、甚以此段御不
都合之御儀と乍恐奉存候、右様御座候ハ、君とシテ臣
下ヲ欺次第伯道之至リ王道ニ無之、実以綱常倫理も相
乱れ、泣涕歎息之至りと乍恐奉存候、石川家主従有功
勞罪条之儀更ニ無御座候、何卒此段以御賢慮名義被立
置候様仕度、此段以存寄書申上候、以上、

御奏達

石川鞠負旧従者

一同〇

文書原寸 縦二四・五釐 横一六・五釐 三枚

二六六 岩倉右府ヨリ新政過程ノ録上

伏惟ルニ、

皇綱紐ヲ解キ武臣衡ヲ秉ル七百余年、嘉永癸丑米艦入港以降和戦開鎖ノ論黑白分争シ、異同相攻メ、遂ニ志士ノ激論トナリ、

皇妹ノ降嫁トナリ輦下血ヲ躐シ山陽兵ヲ暴ラス、紛々擾々寧歳アルコトナシ、

先帝睿聖ノ資ヲ以テ精ヲ励シ治ヲ図ル、何料ン、中道ニシテ億兆ヲ遐棄セントハ

陛下英明祚ヲ踐ム、未タ一年ナラス將軍慶喜政權奉還ヲ請フ、陛下英断之ヲ允ス、実ニ慶応三年丁卯十月十五日也、同十二月九日特旨摂関幕府以下ヲ廃シ、新ニ三職ヲ置ク、翌戊辰正月三日慶喜兵ヲ拳テ反ス、遂ニ之ヲ討

平ク、八月廿七日即位、元ヲ明治ト改メ一世一元ノ制ヲ

定ム、九月東北戡定、尋テ東京ニ臨幸ス、明治二年己

巳正月廿三日薩長肥土四藩名分ヲ正シ、朝權ヲ一ニセ

ンコトヲ図リ、蹶起封土奉還ヲ請フ、優詔シテ版籍ヲ録

上セシム、嗣後諸藩陸統奏請ス、三月七日再ヒ東京ニ

幸ス、五月十二日官制ヲ改メ三職公選法ヲ行フ、十七日

官軍函館ノ賊ヲ平ク、六月二日戊辰出征將士ノ賞典ヲ行

フ、十六日公卿諸侯ノ称ヲ廃シ華族トシ封土奉還ヲ聽シ、

旧諸侯ヲ改メテ各藩知事ニ任ス、於是名分始テ定テ、復

古ノ制始テ立ツ、九月十四日函館征討、將士同廿六日復

古ノ制始テ立ツ、九月十四日函館征討、將士同廿六日復

古功臣ノ賞典アリ、是時ニ当テ名ハ三治ニ属スト雖モ其

実未タ拳ラス、諸藩世襲ノ久シキ旧習猶存ス、陛下政

教ヲ宣布セントス、諸藩各其法ヲ異ニス、

陛下刑法ヲ公行セントス、諸藩各其律ヲ異ニス、陛下

兵制ヲ更張セントス、諸藩各其趣ヲ異ニス、陛下財法

ヲ整理セントス、諸藩各其帰ヲ異ニス、朝權ノ及フト

トヲ拳テ、朝廷唯其什一ヲ有スルノミ、夫如是何ヲ以テ万民ヲ臨撫シ、各国ニ対立センヤ、陛下深ク之ヲ憂ヒ三年庚午十一月三日臣ニ勅シ、木戸孝允・大久保利通ヲ帶從シ薩長二藩ニ赴キ更革翼賛ノ命ヲ伝ヘシム、毛利敬親・島津久光皆命ヲ奉ス、久光疾ヲ以テ西郷隆盛ヲシテ代リ朝セシム、隆盛・孝允・利通乃チ内旨ヲ奉シ、土藩ニ赴キ深ク相結約ス、四年辛未二月六日復命、遂ニ三藩ノ精兵ヲ徴シ、近衛ノ兵ニ充テ、以テ朝廷ノ兵權ヲ樹ツ、然後ニ深ク内外ノ時勢ヲ考ヘ廢藩置県ノ策ヲ協議以聞ス、七月十四日陛下乃チ列藩知事ヲ召シ、廢藩置県ノ詔ヲ下ス、各人遵法敢テ違フモノナシ、於是乎大權始テ一ニ歸シテ復古ノ実始テ拳ル、是陛下英明ノ致ス所ト雖モ四藩唱首ノ功亦偉ト謂ヘシ、然而復古ノ業ハ中興ト曰ト雖モ其難キコト創業ト異ナラス、之ヲ内ニシテハ制度憲法ヲ確立シ、之ヲ外ニシテハ交際條規ヲ釐定スル、能ク宇内ノ形勢ニ通シ、其良法ヲ採択スルニ非サレハ不可ナリ、陛下深ク之ヲ慮リ十月十八日臣ヲ特

命全權大使ニ任シ、參議木戸孝允・大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尚芳ヲ副使ト爲シ、歐米各国ヲ歴視シ改約ノ事宜ヲ預議セシム、臣等勅ヲ奉スルニ當テ、太政大臣実美等相議シテ以テ謂ク、廢藩ノ後人情未タ綏カラス、苟モ新法ヲ施行セハ恐クハ騷擾ヲ生セン、燒眉ノ急ニ非サルヨリハ宜シク旧章ニ率由スヘシト、仍テ三職卿輔連署奏准ヲ經タリ、十一月四日臣等程ニ上ル、始テ米國ニ至リ改約ノ議ニ及ハントシ、窃ニ謂ラク、改約ノ事宜ヲ議スルハ結約議定ヲ急ニスルニ如スト、即チ利通・博文ヲシテ歸朝之ヲ奏セシム、五年壬申五月十七日二使結約全權委任ノ命ヲ奉シ、再ヒ米國ニ至ル、既ニシテ之ヲ實際ニ施サントスルニ臨ミ、臣等復考ルニ結約ハ重事ナリ、一國着手他邦ノ障害且測ラレズ、能ク各国ノ情ヲ審ニシ彼此對考、然後之カ宜ヲ制セハ其侮ナキヲ保ツヘシト、乃チ結約ノ事之ヲ不諧ニ付ス、臣專對其當ヲ得ス、遂ニ使命ヲ辱ム、恐悚措クトコロヲ知ラス、此歳ヨリ翌歳ニ連リ政府亦新法ヲ拳行ス、司法

卿江藤新平ノ律例ヲ改定シ、地方ニ裁判所ヲ置クヤ、外務卿副島種臣ノ清ニ使シ征蕃ノ端ヲ開クヤ、新曆服制ノ挙、租税改定ノ件及ヒ太政官章程ノ潤飾等一ニシテ足ラス、遂ニ内外情実相通セサルモノアルニ至ル、六年癸酉九月十三日臣等一行帰朝、其翌陛下朝ニ臨ミ復命ヲ聴ク臣等ニ暇ヲ賜フ數日、十月二日臣始テ朝ス、時ニ遣朝鮮使ノ議起リ内閣ノ力為ニ騒然タリ、太政大臣実美疾ニ罹リテ朝セス、陛下特ニ臣ニ勅シテ大政ヲ撰セシム、臣乃チ上表遣朝鮮使ノ議ヲ拒ム、廿五日參議西郷隆盛・副島種臣・後藤象二郎・板垣退助・江藤新兵其職ヲ辞ス、七年甲戌一月十四日臣刺客ノ變ニ遇フ、二月十九日佐賀県土族暴動ス、參議大久保利通ヲシテ之ヲ鎮セシム、尋テ征討総督ヲ遣ル、四月廿五日平定ヲ奏ス、五月十五日台蕃問罪ノ師ヲ発ス、陸軍中將西郷從道都督タリ、又全權公使柳原前光ヲ清國ニ派遣ス、既ニシテ台蕃附順清國葛藤ヲ生ス、八月六日更ニ弁理大臣大久保利通ヲ清國ニ遣ル、抗論數旬盤結解ケス、和好殆將ニ破シント

シテ事僅ニ諧ク、十一月三十日清國我義挙ヲ証シ、國貨五十万ヲ致シ、條款ヲ交換シ以テ旧誼ヲ復ス、利通十一月廿七日前光十二月廿五日ヲ以テ帰朝シ、從道廿七日凱施ス、此挙ヤ使臣武官ノ勉勵ニ由ルト雖モ、亦闔國一致ノ外揚スルトコロ、陛下ノ洪運天授ニ非スシテ何ゾヤ、然而臣退テ考ルニ、陛下曾テ臣等ヲ薩長ニ使セシメ、又臣等ヲ外國ニ赴カシムルモノ大ニ内外ヲ權衡シ、政体ヲ釐革セント欲スルニ在リ、而シテ臣等帰朝以來匆卒年余ヲ経テ、未タ当初ノ聖意ヲ對揚スルコト能ハス、就中征蕃ノ挙臣ノ首唱ニ係ル、一旦功ヲ奏スト雖モ得ル所失フ所ヲ償フニ足ラス、臣ノ罪万々遁ル、所ナキヲ知ル、將ニ別ニ罪ヲ乞フモノ有ントスルナリ、抑維新以降ノ景況大約是ノ如ク、施設ノ艱難亦是ノ如シ、而シテ今ヲ以テ昨ヲ觀ル、之ヲ時運ニ付センカ、將タ人為ニ屬センカ、深ク察セスンハアル可ラス、嚮キニ大政ノ復スルヤ朝廷式微ノ後ヲ承ケ、兵權財力一モ有ルコトナク、逆ヲ討シ乱ヲ定ムル諸藩ノ力ニ資ス、尋テ薩長肥土

積勲累功ノ威、土地人民ノ富ヲ挙ケテ一朝之ヲ 朝廷ニ
歸ス、其奉上無私ノ誠一時ヲ風動ス、廢藩置県ノ舉実ニ
此ニ基ス、然則 陛下今日ノ績ヲ底スモノ、専ラ諸藩ノ
一致翼戴ニ出テ、之カ勢ヲ制スルモノ、亦実ニ諸名臣ノ
協同輔贊ニ由ル、凡事ハ同ニ成テ異ニ敗ル、股肱齊ハサ
レハ以テ身ヲ護ル可ラス、上下和セサレハ以テ国ヲ保ツ
可ラス、 陛下深ク意ヲ此ニ留メヨ、今ヤ内地無事辺海
始テ静ナリ、 陛下誠ニ宜シク、此時ニ於テ銳意励精前
ニ鑑ミ後ニ慮リ、益諸名臣ヲ愛重シ、之二責ルニ大計ヲ
以テシ、之二委スルニ重任ヲ以テシ、協同一致各其才ヲ
効シ、其能ヲ竭シ内ヲ整ヘ外ヲ務メ、以テ当初ノ 聖意
ヲ貫徹スルコト有ヘシ、其復古ノ成績ヲ遂ケ、宇内ニ雄
峙スル所以ノ二勝ヘス、臣屢 陛下ノ為ニ既往ノ大勢ヲ
陳ス、今又愚衷ヲ併録シ以テ聞ス、幸ニ乙夜ノ覽ヲ賜ヘ、
臣具祝謹上、

明治七年十二月

冊子原寸 縦二八・五糎 横二〇糎 八枚

二六〇 筑摩県安曇郡農藤森善一ヨリ左府公ヘノ建

白

建白 勸業及農具ノ改良等

昔時上一人驕。邦国為ニ災害ニ。其於レ今哉。謙有レ上。還
下万民奢侈無レ度。人心動搖。転変無レ常。是自主自由之
権乎。或迷溺ニ眼前小利ニ。心傾レ畜還為レ畜標迫。志寄
商還為レ商破産。自怠ニ耕耘ニ。是不羈独立之謂乎。且外
夷以レ利攻ニ八方ニ。内驕外攻。居然見レ之者。疲弊瘠縮
而可レ累ニ国債ニ。屈指間也。則用不レ以ニ劍撃ニ。以レ利而
欲レ呑喰ニ我 神州ニ者也。焉黙堪レ見レ之。不如。鴻図大
日本開ニ

帝徳ニ。以長略遠撫ニ而明ニ国旗表ニ。雖然事不レ可ニ急端ニ
緩而可レ見レ虚。故過日奉 輕汽球之豁利。亦捧ニ勸業辞ニ
以待ニ
公断ニ。誠恐謹言

勸業辭

夫大日本ハ、

神武天皇繼天建極シヨリ以來、武威ヲ海外不墜、皇后三韓征伐ニ於ル、豊公ノ明伐ニ於ル、方今清國ノ償金ニ於ル、皆以テ万国龜鑑トスル所、勇猛武烈ノ国風也、茲ニ惟ルニ万邦協和建^レ条令^ヲ、結^レ盟約^ヲヲ相交易スト雖モ、各国互ニ制令ヲ異ニシテ区々煩雜ナルガ故ニ、其買其商反覆無常転変移違上下、其利ヲ利トシ、其欲ヲ欲トシ、其貧ヲ貧トシ、永久全保ノ權不可有故、歐羅巴諸州ニ於テハ戰爭無^レ隙攻撃無^レ間、方今氣船・鉄車・電報・輕氣球ヲ以テ四海一家トナリ、万国比隣トナルトキハ地球必一王起テ之ヲ都総シ律ヲ定メ勅ヲ下シ、而後国令郡令ヲシテ統轄セシメ、民ヲ教民ヲ化スルニ非ンハ如何ソ、能ク細農微商安業安職スルコトヲ得ン、故ニ天奇ヲ際シ妙ヲ下シ、其期ニ到ラシムルコト近キニ在、抑モ 大陽ハ一ニシテ善万邦ヲ照臨シ、大陰ハ一ニシテ善ク八隅皎マタリ、群星列々焉能蒼生ノ暗暍タルヲ晴暉スルコトヲ得

ン、是以テ地球一王政令一ニ非スンハ、長ク泰平ノ域ニ不到コト推テ可知也、其然リ而一王何レノ地ニカ發リ、何ノ域ニカ起ラン、則扶桑ハ度北緯三十度ニ起四十度ニ經リ、寒暖人体ノ堅康ニ適シ世界万国ノ中央ニ位ス、亦地形飛龍夫中ニ奮躍スルノ勢アリ、天ノ時地ノ理到レリ尽セリ、未タ人智ト人和也、故ニ文ハ學校盛隆ニシテ日日夜夜ニ進歩シ、武ハ德兵鎮台シテ之ヲ磨シ之ヲ練ス、其兵タリ卒タル人必兄弟不^レ闕^レ牆、心志同一ニシテ国威ヲ天球ノ間ニ轟サンコトヲ欲ス可シ、亦怠慢有ヘカラス、

十二月一日左院建白二条

今ヤ奇機妙工專行レ確定貫通ノ術計不違枚挙、後世可畏ノ聖言不空、武以テ孫吳ノ韜略ヲ亡シ、文以テ先人ノ權ヲ奪トス、就中輕氣球ノ一種アリ、泰西人未タ之ヲ極メス、雖然地位高低ヲ計リ、且軍中相用ヒ洪豁ノ利有之事件ハ於洋書判然タリ、都而各国ノ形勢機トシテ用ヒサル、無物トシテ採サル、無故百般諸務速達ス、夫輕氣球ノ要

タルヤ、上天文ノ真形ヲ写シ、列星ノ遊恒ヲ窺ヒ、人智ノ博識ヲ高シ、下軍門ノ動搖ヲ見、堅陣鉄壁伊レ破リ、万民ノ急便ヲナスコト、細々徹々茲ニ不可掲、因テ人ヲシテ相登御スルコトヲ得セシメハ邦国ノ大幸何事カ之ニ加シ、亦居レ治不レ忘レ乱者也、余ハ仰
鴻察、誠恐謹言、

(付紙①)

(付紙②)

左院建白之写

夫機械ハ一以テ百千人ノ用ヲ便ス、故ニ諸人心ヲ傾テ是ヲ專ニス、其然リ而テ兵機・工械・商機皆以テ其宜ヲ得タリ、独未タ農具不発、農ハ是国ノ根源ニシテ外夷ハ不知、日本ニ於テハ深く耕シ強耘セ不ンハ今日ノ衣食乏困ス、今ヤ交易専務ニシテ衆人心ヲ商ニ寄シ、志ヲ蚕養ニ

歸シ、或ハ工ニ耽リ文ニ溺レ、或ハ驕奢ニ移リ利ヲ放ニシ欲ニ泥ンテ農ニ怠リ、殆水田^{ホト}田^ト阜畑^ト荒耗ニ及ハントス、各国制令ヲ異ニシテ交際雜遝ナルカ故ニ、利欲ヲ放ニスルコトヲ禁スルニ難ク、馬車人車アリ、奇品異物市中ニ蔓延ス、驕奢戒ニ安カラス、商ニ進ミ蚕ニ勉ム、是可勸シテ止ム可ラス、曾テ聞、泰西ノ地荒蕪多闊ニシテ人少シ、故遊牧多シテ耕者稀也、且偶耕耘スル者ハ器械ヲ以テ一人十人ノ成業ニ充ルト、何ソ早く勸業ノ社ヲ開キ、豪農富民僱金ヲ募リ買受ヲ以テ確乎不拔ノ利ヲ求メサルヤ、於官モ何ソ之ヲウナカサル、將外国ニ此機械果シテ無ンハ亦何ソ之ヲ思考セサル、抑モ国郡県ノ勢ヲナストキハ一人一家兵ニ非サルハ無、一夫一僕卒ニ非サルハ無シ、其兵其卒機ヲ以テ闊ク耕シ、亦風車ヲ以テ搗挽、雜業ヲ減スルトキハ百人ヲ以テ千人ノ用ニ充、残ル九ヲ以テ武ニ進、文ニ備ヘナハ国ニ常備ノ兵多交商ニ融通シ、養蚕ニ融通シ、工職ニ融通シ、相融通シテ富国強兵トナルモノ也、

(付紙③)

筑摩県管下 信濃国 安曇郡 新田町村

明治七年十二月

島津殿下 御執事御中

農

藤森善一〇
二十九年

冊子原寸 縦二四・五種 横一六・五種 五枚

(付紙④)

輕汽球ノ法博物新編ニ詳細也、雖然球一ニシテ上下ス

ルカ故ニ危懼多シテ亦誤チ有、茲ニ掲ル所ハ球三ヲ以テス、故ニ泰然シテ登リ、悠然トシテ下リ、且大虚ニ

シテ自由ヲ得ルコト左ニ知ヘキ也、



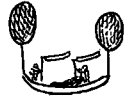
付紙原寸 縦二四・五種 横一六・五種

(付紙②)

經氣路上堂圖



同早定體圖



同下如體圖



同經氣路體圖



同下如體圖
取趨之圖



同早定體圖
天門亮學圖



同經氣路體圖

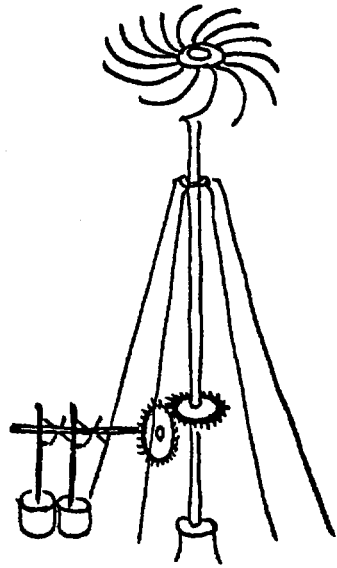


付紙原寸 縦二四・五種 横一六・五種

(付紙③)

風車一名巴車能ク糶ヲ摺、米ヲ搗、粉ヲ挽キ、亦石炭ヲ不費、人力ヲ不借、井水ヲ汲テ活動清泉タラシム、

付紙原寸 縦二四・五種 横一三種



三〇一 桑原白山占ノ久光公旧十一月運勢

欽奉考

久光公十一月中御運氣

一三三三 遇未濟之晋

当卦ヲ以御運氣ヲ奉考ニ。当月初ノホドハ。何かモノ、不_レ和ガ如意ナド有テ。宜カラザルガ如。見レ共。次第々々ニ。朝日ノ水上ニ。昇ガ如御勢イトナリ。大

二御吉兆トナルベシ。是ヨリ。外ヨリ。コバムコト共

モナリガタク。宜キ意ナリ猶寛々ノ御行ヒ在マシテ。

弥御吉兆

戌十一月

桑原正晟

再拜

文書原寸 縦二六・七糎

包紙原寸

縦二六・五糎

横四一・五糎

横 三九糎

二四三 鹿兒島幾尾ヨリ東京御家扶へ

桑原白山占、久光公運勢

二通

二四九二ノ一

(包紙ツワ書)

「此封の俵

(欠換、御カ)

□前江御差出し被下候、

幾尾

ㄨ

ㄥ

…
…
…

地山謙

地風升

謙ハ亨ル君子有^レ終、地ハ卑ク山ハ高シ、今屈ンテ止^ル於

地下ニ讓テ不^レ矜^ラ、安^{シテ}不^レ競、有^テ不^レ滿、謙ノ象ナリ、君

子有^{リトハリ}終者事可^キ成就^ス之占也、二変シテ地風升トナル、

升ハ上リ進ム也、地中生^ス木^ヲ發長而上リ升ル之象、又タ

升ハ賢之无^レ所^ニ阻碍^ニ而登者也、故賢人得^ル時之卦也、先

ツ御運氣大吉象ナリ、

旧十二月

文書原寸 縦 一八糎

包紙原寸

縦二八糎

横三五・八糎

横四〇糎

二四九二ノ二

(包紙ツワ書)

「上

池田

白山

(封紙ツワ書)

し

ㄥ

追々寒さ相増し候得共、御堅勝候半と大悦奉存候、上
様御運氣愈さし上申候間、成合候趣被仰上可被下御願申
上候、東京表之儀定かならぬ風聞のミ承如何之御儀と乍
恐存上候処、御運氣添宜敷大恐悦奉存候、先々御安心可
被遊候、恐々謹言、

十二月二日

文書原寸 縦一四・五糧 包紙原寸 縦二六・五糧

横三四・五糧

横 一九糧

二四三 岩倉右府見込書久光公手写横帳一冊

岩倉氏見込書写

- 一清国事件既ニ非常御内決ノ上ハ第一軍費不容易儀ニ付、
以 思召出格御省略被 仰出、宮内省定額中モ可成丈
ケ御差出之事 但御評決次第速ニ、
草稿ニ立ル事
- 一太政官中可成丈ケ節儉諸省使之可為目標事、
- 一諸省使費用節略先達被 仰出之処、今以何等之儀不申
出故二日ヲ期シ御催促之事、

一諸省使奏任以上ノ昇級申出候節ハ、其者事歴并昇級ニ
付而ノ訳柄具状可差出事、

一諸省官員減少ノ見込相立可申出事、

一諸省当時建築中トイヘトモ、觀美虚飾ニ関スル者可取
除事、

一非常ノ節官禄ノ諸所分云々、国債ヲ起シ軍費ヲ募ル事、

一官禄返献ノ向キ云々、 御沙汰ノ事、

一海陸軍訓練

一天覽之事、

一海陸将校

一御前召云々之事、

一宮内卿輔江此度事件万事申合之事 但御定額殘金并御手許金、
等自今方法御取定之事

一山田司法大輔進退之事、

一河野権大判事昇級之事、

一陸奥陽之助御採用申立之事、

一文部省定額金申立御評議ノ事、

一田中文部少輔昇級之事、

- 一 高知県令并二小南云々ノ事、
- 一 東伏見宮御願立之事、
- 一 建国法之事、
- 一 未納云々凶歳云々小禄士族米渡等ノ事、
- 一 東京米会社之事、
- 一 黒田申立朝鮮搜索之事、
- 一 条約改定掛リ人撰之事、
- 一 領事一件ニ付大臣ヨリ李公使工尋問之事、
- 一 地租改正改メ御評議之事、
- 一 岡山県出兵願答之事、
- 一 前原出京之上御登用云々ノ事、
- 一 器械・衣服・薬品等必用ヲ除ノ外可成国産製用ユベキノ儀御処置如何ノ事、
- 一 和破レ戦ニ移ル時ノ順序
此事大久保柳原頼知ニ基ヘシ
一其旨趣判然御布告文ノ事、
- 一 但各官省使府県其職務ハ条規ノ通不可怠云々ノ事、
- 一 地方官工別段御達并貫屬取締之事、
- 一 各国公使工公告文ノ事、
- 一 派出我公使領事同断、
- 一 在清我公使領事引払并両国人去留之事、
 - 一 但各人雇入之支那人民処置之事、
- 一 支那各港我進軍之際ニ当テ、該地在留之各国人民ニ処スルノ道如何之事、
- 一 局外中立ニ至テ雇外国人如何処分スルヤノ事、
- 一 鉄道電信処置取調之事、
- 一 都テ戦争ニ関スル公法取調置ヘキ事、
- 一 進軍大条例
- 一 廟決海陸軍將工賜リ、細条目ハ大将自制ノ上全軍ニ公布シ可然哉ノ事、
- 一 将略戦略ノ係ル処ハ、主任者ノ度内ニ在テ略言スヘカラスト雖大着手ノ枢軸ハ予メ協議ノ事、
- 一 則陸海軍両省工先達テ 御沙汰ノ旨アリ、宜被 聞食欵ノ事、

○極秘条件

一 弥戦ニ決スルノ日西郷、木戸被召ノ事、
板垣等

一 六師ヲ被為卒之事、

一 宮大臣ノ内長崎出張大総督ノ事、

横帳原寸 縦一四種 横二〇種 六枚

二 函 松方正義ヨリ大隈大蔵事務総裁ヘノ建議

勸業奨励資金支出ノ件

正義今勸業ノ責ニ在レハ、則其講習スル処、其奨励スル
処ヲ察セスンハアルヘカラス、苟モ詳察スル所アリ、敢
テ之ヲ白サ、ルヲ得サルナリ、窃ニ惟ク、国家之富強ヲ
致ス所以ノモノハ地勢ノ便宜ヲ詳ニシ、民心ノ帰向ヲ察
シ以テ農ト工商トヲ講習奨励スルニ在リ、其レ之レヲ講
習スルノ道必ス緩急アリ、之レヲ奨励スルノ宜キ必ス先
後アリ、其急ト宜ク先ンスヘキ所ノモノトヲ択テ、而テ
國ノ便宜ニ順テ、以テ農ト工商トヲ講習奨励セスンハア
ルヘカラサルナリ、我建國ノ制ヲ思フニ、固ヨリ稼穡ヲ

基本トシ、地方亦五穀莫実ニ適ス、故ニ開闢以降今日ニ
至ル農事ヲ主務トシ、商ト工トノ如キ聊カ農力ヲ助ルニ
過キス、今ヤ海外諸邦貿易交通ノ道盛ニ行ハレ、機工ノ
製品頻リニ運輸スルニ至ル、是レ彼ヲシテ饒足セシメ、
我ヲシテ耗斃セシムルノ危淵ニ臨ムト謂フヘシ、宜ク彼
農ト工商トヲ勸奨シ、農ハ其地力ヲ尽シ、工ハ其機巧ヲ
極メ、商ハ其貨財ヲ活動シ、各其義務ヲ竭サシムルハ今
日ノ奮励スヘキノ急務ナリ、然レトモ亦今之レヲ現ニ施
サント欲スルトモ機械ノ巧ニ乏シク、航海ノ術ニ暗ク、
什一ヲ逐フニ拙シ、此三闕アルヲ以テ未タ俄カニ外人ト
其富ヲ競フコト実ニ難シ、機巧貿易ノ術一朝能スヘキニ
非ス、航海器械ノ費用又我人民ノ俄カニ能ク弁スル所ニ
非ラス、農ト雖トモ土質・本草・器械・牧畜ノ術ト費用
トニ至テ敢テ難カラストセス、然レトモ固ヨリ我風土慣
習ノ適術ニシテ、之レヲ工商ノ諸術ト費用トニ比衡スレ
ハ亦難シトセス、故ニ其能スヘキヲ先ニシ其地力ヨリ生
スルノ利ヲ以テ漸次ニ工商ノ鴻利ニ及ホスノ術ヲ施スニ

若カス、夫人民ノ扱テ生活スル所以ノモノハ何ソヤ、衣食ナリ、衣食ノ本ハ何ソヤ、農ノ勸力ヨリ生セサルハナシ、然ハ則今日農務ノ最要ニシテ、而モ大ニ勸奨セサルヘカラサルハ論ヲ俟サル也、抑我國ノ産物概テ農ヨリ出テサルハナシ、而シテ其務ムル処、亦從來ノ農ヲ以テ未タ尽セリト云ヘカラス、開墾シテ田畑ト成スニ適スルノ地アリ、桑茶草木ニ適スルノ地アリ、牧畜ニ適スルノ地アリ、各其風土ト地味ノ宜キニ從テ大ニ之ヲ振興セハ、各地方官以テ民事ニ勤勞シ、士民各其業ニ就クノ目途ヲ得、其鴻益經年ナラスシテ功驗ヲ見ルヘシ、此レ其本ヲ務ムルモノニシテ其投スル処ノ資本僅少ナリト雖トモ、其生スル所ノ利許多ナルヘシ、其利許多ナレハ税額モ從テ増スヘシ、此目下ノ本ニ勤メスシテ新奇遠大ノ鴻業ニ趨レハ、恐ラクハ其大利ヲ得ル年ヲ經サルヲ得ス、其遠大ノ鴻益ヲ待ツテ目下ノ本ニ務メサレハ、税額モ愈減殺スルニ至ラン、夫レ此ノ如クナレハ、遂ニ兩ツナカラヌヲ得サルノ患アラン、之レ其本ヲ務メスンハアルヘカラ

サル所以ナリ、然トモ此事ヲ起サント欲スル、必ス先ツ其費用アリ、今ヤ許多ノ人民ヲ勸奨シ、各其業ニ就シメ各其地方ヲ尽サシメ以テ国家ノ公利ヲ起サント欲スル、其施行ノ際実ニ不易々、況ヤ各人ヲシテ資財ヲ出シ其業ヲ成シメント欲スルヲヤ、是誠ニ難事ニシテ而モ今日ノ容易ク行ヒ得ル所ニアラス、希ハクハ大藏歳出ノ内ニ於テ全ク勸業誘導ノ資本トシテ若干ノ歳額ヲ立ラレ、其費用ニ供セラルレハ租税寮ニ於テ各地方ニ配賦シ、地方官ニ委ネ其出納ヲ掌トラシメ、而シテ専ラ農工ヲ奨励セシメハ經年ニ至ラスシテ其効功ヲ奏スヘシ、或曰、大藏ノ歳入ハ全ク歳出ノ經費ニ償フ能ハス、何ヲ以テカ其費用ニ充ル、曰ク、天下ノ事緩急先後アリ、海陸兵備禦侮折衝ノ如キハ一日モ闕ク可カラサルモノト雖トモ、其他或ハ不急ノ務ニ屬スルモノアラン、今ヤ徒ニ不急ノ務ニ汲々トシテ其資財ノ因テ生スル所ヲ不顧、是其根本ヲ培養スルヲ知ラスシテ其枝葉ノ繁茂センヲ望ムト均シキ而已、乞フ、其枝葉ノ不急ヲ後ニシテ、其急務ニシテ且培

養スヘカラサルノ根本ヲ確立シ、而后順次ニ其不急ノ費用ヲ供給セハ、所謂原泉混々盈科而后進モノト云ヘシ、果シテ如此ナレハ、以テ海外諸邦輸入スルノ物品ノ資財ヲ償ヒ、前二所言ノ耗斃ノ患害ヲ挽回スルノミナラス、大二国家富強ノ根基ヲ堅フセン、然レトモ此議ヤ素ヨリ經濟ノ蘊奧ニシテ、而モ天下ノ財務ヲ会判シ、今日ノ財用ヲ經度スル人ニ非サレハ、能ク其功用ト得失トヲ弁論スル能ハスト雖トモ、切ニ正義ノ所見ヲ述テ以テ閣下ノ高裁ヲ仰ク而已、幸ヒニ閣下正義ノ所述ヲ以テ有理トセハ今日不急ノ費用ヲ省キ、其余剩ヲ以テ府県常費ノ外勸業原資ノ歲額ヲ立、専ラ農事勸奨ノ銳意ヲ一層誘導シ、愈地力ヲ尽サシメ、愈民益ヲ起サシメンコトヲ希フ而已、夫レ民益ハ則國益ナリ、深ク之ヲ思慮シ、厚ク之ヲ施行セシムルハアルヘカラス、其奨励スル方法ト施設スヘキ事業ノ如キハ各地宜キヲ異ニスルカ故ニ、某等地方官ト之ヲ詳議シ、其方略ヲ定メ、閣下ノ准允ヲ講ヒ、然ル後實際ニ施サントス、故ニ先ツ鄙見ヲ陳テ以テ之レヲ閣下ニ

呈ス、幸ニ詳察ヲ賜ヨ、正義頓首再拜、

松方正義

大藏省事務總裁

參議大隈重信殿

閣下

冊子原寸 縦二七・八釐 横一九釐 五枚

二四三 三種之神德尊王攘夷等二付久光公ヘノ建言

筆者不明

(表紙)
上

上古綱紀制度已為儒仏所混不可得而詳也、然其較然著明者有三、曰神器、曰祭祀、曰遷都、祭祀所以立政教、而遷都所以維綱紀也、至三神器則神道之大義政事之根本、天照大神親自所伝、後嗣而万皇極之至鑑也、夫神道所本全在天日、而其德広大微妙非精思尽心、則不能窮其蘊姑表三器以見大略也、蓋清照物者鏡之象也、温煖生物者玉之象也、燥熱殺物劍之象也、是知人君為天下之主在天、

日在天之象而人君不同、其德則不能平治天下也、立極之妙至矣、尽矣、從之則榮逆之則亡、察治乱之機者功矣、玉所謂仁而文之道也、劍者所謂勇而武之道也、鏡所謂智而此為聰明睿知之德、彼能等所陳、宝器之義亦既如此、而晴合於中華聖人之論可謂奇矣、而謹察天神授受之際、則有無窮之義欲強為說不可尽也、神而明之存乎、其人矣、上古皇子雖立儲貳而不必居一宮、別宮宅室敢在四方、先帝崩後不入旧宮、因所居而都或新相宮地而遷、是以旧都已廢之於都求定、則百姓不知所歸所以患也由、是觀之古之遷都為保、此民而行而後世為勞、此民而廢也、不啻民上則經營過度費用不給、且極工尽美心念顧慮自不得不停、著於一所下、則富商家比屋爭雄游惰放逸之徒輻入哉、多湊於都下民益繁居、益焉能卒之以遷乎、夫宮室覆雨露而足、都城具百工而足、先王別有所思不姑息、此寔安而懈今月之勤勞也、一遷都之舉其所關係者、豈少々乎、男女之別上古尤嚴私姦大禁、蓋剋流刑而媿姪姊妹皆在所聘、唯父子同母兄弟不為夫婦耳、天照大神素戔鳴尊誓約

所、生三女五男說者嫌其兄弟、為夫婦以為三女天照大神心化之神、五男素戔鳴尊別妃所生非為夫婦也、雖然兄弟通媒妁為夫婦、古今不少正史而為何以後世之法、而復上古之礼乎、曰香之朝木梨輕王卜輕大娘姦時有、盛夏羹氷之異卜、之占為内乱、蓋此時儒道新行於世而人心、或有窃薄古礼者故為此說也、或以為親々之姦自古有之調羹、將不勝其凍、此亦不知古者也、

儒学臺明乎、豐之朝而熾藤原之朝也、爾來明文教日降内有大學外有国学教人、莫不導於儒道任官、莫不本於學校而考其歸則皆記誦詞章之習、而聖人先王教学之意、遂無視焉、然上古學問実学聖人之道非後世、倣漢唐以為儒学之類也、留学生專適唐而唐ノ学風全非古学、孔子没而后実利之学不行中華已久、則帰罪於留学生冤矣、仏法金刺之朝已入皇國而豐浦之朝生盛行於世隨唐于仏也、是以有梁主捨身之差未聞、無巧德之戒施及後世皆一轍也、雖然仏以安心為優才、如民部藤原朝臣保則德如平内大臣奉其教也、中古以來公卿諸臣習尚儒仏、而講神道者遂寥寥焉、

初儒入於皇國也、 朝廷無一人論其非者、 佞之來也、 物部大連・中臣連等勸排之上世見儒、 佞正有道也、

尊王則三種之神德

問曰、 本文ニ其至レルニ及ンテハ三種神器之大道、 尊王攘夷之神德ナリト教ヘ玉フ、 尊王攘夷ハ何連之訳ニテ三種之神器ニ相成候哉、 其所謂ヲ承ハラン、 答曰、 尊王ハ人主タル帝王ヲ尊ムヲ始メトシ、 人間之全体、 本心タル靈玉ヲ尊ムナリ、 三神器ハ神代ヨリ伝來シテ皇統代々讓位ノ時、 授受之而即位シ玉ヘ天子輔佐之神室ナリ、 然レ共無形之本心ヲ有形ノ器ニ象リ、 帝王ハ玉ヲ以テ本心トナシ玉ヘ、 関白ハ鏡ヲ以本心トシ、 大将劍ヲ以テ本心トス、 是ノ三種ヲ以テ儒道ニ合セハ、 智仁勇之三德其儀如何トナレバ玉ハ内ヲ和ラク、 故ニ仁也、 鏡ハ万物ヲ明ラカニス、 是レ智ナリ、 劍ハ征伐ヲ心トス、 是勇ナリ、 智仁勇一ツ欠テモアヤウカルベシト云ガ如ク、 帝王ヲ以テ本心トナシ玉ヘ共、 鏡劍ヲ兼保タザレバ三公九郷之邪正

ヲ明ラカニナス事不能、 亦玉体ヲ泰山之如ク安ンズル事ナラザルナリ、 関白ハ鏡ヲ以テ本心トナセ共玉劍ナキトキハ万民伏シ不恐、 亦上下之親ミヲ撰ル事不能、 大将ハ劍ヲ以テ本心トナセ共玉鏡ナキトキハ三軍之和ヲ得ル事不能、 賞罰モ明ラカニスル事不能、 誠ニ三種神器ハ皇國ノ神宝ニシテ、 一ツ欠テモアヤウカルベシ、 神靈宝劍内侍所是ナリ、 問曰、 尊王ハ本タル玉ヲ安定ナス事ト承ル、 然ルニ其玉ノ鏡トナリ劍トナルノ訳ヲ承ラン、 答曰、 玉ハ帝王之位ナルカ故ニ、 中央ニ位シテ南面スルナリ、 是ノ玉中央ニ位スレバ既ニ前アリ、 後アリ、 左アリ、 右アリ、 前ハ陽ニシテ則進ム、 其姓ハ火ナリ、 故ニ活物ニシテ火ノ製ヲ請テ堅シ、 故ニ劍ヲ生ズ、 後ハ陰ニシテ則淨マル、 其姓ハ水ナリ、 故ニ隱物ニシテ水溜ヲ請鏡ヲナス、 左ハ東方ニ指、 是ヲ木ト云、 木ハ則氣ナリ、 右ハ西方ニ指ス、 其姓ハ風ナリ、 風則金ナリ、 故ニ中央南北ヲ以テ三種之本心トス、 東西ヲ以テ左右之手足トナスナリ、 玉ノ本心前後ニ活用シテ劍ト鏡トヨナス、 玉ヲ本心トナス

カ故ニ六根清淨之文中ニ五臟之神君ト称ス、故ニ玉ヲ名付テ君子トス、亦中庸文中ニ君子ハ動イテ世々天下之道タリ、是ヲ行フテ世々天下ノ法タリ、言テ世々天下之則タリト云云、此ノ君子ト名付ク物ハ人ニアラズ、尊王本心ナリ、君子後ニ動キ行ヘ言フトキハ道起リテ法ヲナス、君子前ニ動キ行テ言フトキハ則ラナス、法ハ鏡ナリ、則ハ劍ナリ、鏡ハ鑑ミテ上代中古之治乱ヲ鑑シ、善邪正ヲ明ラカニス、故ニ是ヲ文道ト云ナリ、劍ハ權アリ、法ニ反逆スレハ征代ス、^(依)是ヲ武道ト云ナリ、問曰、玉鏡劍之三種ヲ神器ト名付ケ品形皆別ナリ、然ルヨ三種共器物ト唱フル事所謂有之哉、答曰、玉ハ白玉之水晶ヲ以テ明玉トス、如是之玉ハ日輪之無心ナルカ如ク、善人悪人ノ差別ナク、清キ穢ノヘダテナク、天下道有之世道ナキノ世ト雖モ変ル事ナク照シ給フハ、素ヨリ無心ニシテ天下ヲ子トナシ玉フ故ナリ、玉ハ是ニ同フシテ内明ラカニシテ、更ニ無念無相ナリ、形円ニシテ角ナキカ故ニ敵ナシ、然レ共光明ラカナルカ故ニ八方天地ニカ、ヤクナリ、是誠

ニ中ヲ和ラク物ナリ、故ニ中和物之名アリ、鏡ハ無心ナリ、面明ラカニシテ五色ヲ分ケ、方円ヲツビラカニナス^(ママ)事正フシテ欺ク事不能、都而之物ヲ写ス輪物ナルカ故ニ、写輪物ト名之、劍ハ金姓ナリ、火ヲ以テ是ヲ製シ、討鍛ヘテ劍トナリ、亦敵ヲ討ニ利アリ、則刃物ナルカ故ニ討、刃物ト名付ト云云、是ノ三種之神器ハ理法權ニ分身ス、理ハ玉ノ理ヨリ出レバ一言ニシテ至リ尽スカ故ニ儀論ナシ、法ハ雨露霧之三水ヲ去テ、池水トナルトキハ其心不動シテ明ラカナリ、故ニ月影水中ニ写リ澄ム、則鏡ノ如シ、權ハ仮リニテ則劍也、法令ヲ定テ是ヲ犯ス者アレバ忽首ヲ刎ス、鏡劍之二品ハ玉ヨリ其任ヲ得テ職ヲ司ル、故ニ玉ニ随フトキハ行ハレ、逆スル時ハ忽廢セラル、故ニ玉ヲ万物之主トス、尊王セズンバ不可有、

武術不可廢之事

問曰、尊王攘夷之道ハ忠信孝貞能ク道ニ叶ヘ候得共、是ノ尊王ヲ以テ武芸修行候ハ、上達致哉、武芸ニハ不用之

道二候哉、文武之両道ハ車之両輪ニ譬へ、文有者ハ必ズ武アリト申事之候間、武道ニモ定而用フル所有之哉ト存候、願クハ其高説ヲ承ハラシ、答曰、武芸ハ別而尊王ノ道ヲ第一トス、尊王之命ニ随テ三種神器之鏡ヲ以テ敵之虚実ヲ明ラカニシ、其空ヲ知テ劍之功ヲ以テ是ヲ討ツ、都而武ハ劍鏡二器之イサオシナリ、尊王ヲ行ハル、ノ法鎗劍ヲ以テ同意トシ、弓炮ヲ以テ同意トシ、馬柔ノ二術ヲ以テ同意トナスナリ、是六芸皆尊王之命ニ随、鏡ヲ以テ敵心ヲ写シ、劍ヲ以テ活用ナス、第一鎗劍之二術ニ尊王ノ位ナキトキハ双方立合フヨリ早く勝氣ヲ生シ、討ン突ント思フテ己ガ心敵ニ差越シ、我身ニ備ヘナク、空トナルカ故ニ敵ヨリ其空ヲ討レ突ルレ共、是ヲ請ケ払フ事不能、如是身ノ備ヘ崩レテ空トナリ、己ガ心敵ノ方ニ差越シテ、面ニ眼ヲツケ、胴ニ眼ヲ付テ後ニ討突ナスカ故ニ、敵ハ是ヲ知テ請払ヘナスナレバ、心ニ思フテ業ヲ上達ナス事ナラザルナリ、尊王ハ本心安定ナルカ故ニ、尊王ヨリ鏡ヲ明ラカニシテ、己カ呼吸ニカ、ワラス真草行

之位ヲ取テ、敵ノ呼吸ノ虚実ヲ明ラカニ知ルトキハ其空忽チアラワル、其時尊王之命ニ随、劍之功ヲ以テ討之、突之ニ不勝ト云事ナシ、敵ヨリ討来リ突来ル共敵之呼吸ヲ知テ明ラカナルカ故ニ、尊王ヲ以テ請ナヤスニ心安シ、此奥意ヲ以テ修行ナストキハ、尊王之活用ニナルニ随日々刻々ニ上達アルナリ、亦弓炮之二術ハ身ヲ捨テ眼ヲ捨テ心ヲ捨テ、思無邪ノ意ヲ允ニ心ヲ正フシ、身ヲ脩メザレバ上達セサルナリ、故ニ弓炮二術ハ君子ノ道ニ譬へ、尊王ノ心ナケレバ唯中ラジ事ヲ旨トシテ、的ニバカリ眼ヲ付テ、心氣ヲ的ニ差越スカ故ニ体ノ崩ル、ヲ不知、放レキハニ引曲ケルヲ不知、焉ゾ上達之有ルベケン哉、鎗劍二術之奥儀ヒトシク、常ニ尊王シテ心ヲ淨メ、本心安定シ余心ヲ不思、眼ハ性眼ニシテネラヘヨ見ルバカリノ物トシ、体ノシマルニ随へ、自然ト弦モ放レ、引金モユメノ如クニ引ル時ハ体モ不崩、放レモクルハザルカ故ニ、必ず其矢勢強クシテ当リヨナス、是ノ心得ヲ以テ修行アルトキハ上達セズト云事ナシ、亦馬術ノ心得別而尊王ヲ

大事トナス、尊王ナキトキハ柔術ニテモ敵ノ虚実ヲ知ル事不能、馬術ニテ馬ノ心ヲ知ルコト不能、敵ノ実ナルトキ我ヨリ実ヲ以テ相對ナストキハ角力トナリテ術ト云ニアラズ、力ヲ業ナリ、柔能ク剛ヲ製スト云カ如ク、尊王ヲ安定シテ敵ニ對セバ、敵ノ虚実呼吸ノ動靜ヲ知ル故ニ、敵ヨリ実ヲ掛レハ我ハ安定シテ不動カ故ニ、尊王ノ柔ヲ以テ敵ノ実ヲナヤシ、敵ノ実ノ衰フヲ以テ尊王ノ実ヲ施ストキハ必ス不勝ト云事ナシ、尊王ヲ以テ敵ノ呼吸ヲ知レバ、敵ヨリ実ヲ掛ケルヲ待テ敵ノ力ヲ借り、我カ実ヲ以テ相殺ケノ先ヲ取テ勝ツナリ、都而実ハ呼ク息留テ出ルモノナレバ明ラカニ是ヲ知ルナリ、呼吸ノ通ヘハ呼モ虚ヲ現ハス、吸ハ分テ空ヲ著スト知ルベシ、馬術モ柔術ニ異ナル事ナシ、馬ノ呼吸ト心ノ虚実ヲ知ラザレバ、馬ノ実我カ実ヲ用ヘテ争フカ故ニ、忽チ馬ノ心怒リテ属強ヲナスナリ、尊王安定ナストキハ心ノ虚実呼吸ヲ知ルカ故ニ、鞍ニ乗テ馬ヲ出スヲ不急、馬ノ心ホクレテ進ムニ随ヘ路道ニアエマセ、馬ノ心ニ随ツテ自然ト乗ヲナシ、

柏子ヲ附ルトキハ馬ハ是ヲ不知シテ乗手ニ随從ス、是則初柔ヲ以馬ニ随ヘ、後ニ術ヲ以テ馬ヲ乘リシツムカ故ニ後ノ先ト云ナリ、若シ癖多キ馬ニテイカヂスル時、是ヲ無理ニ出サントシテ争フカ故ニ、馬モ益々意地ヲ立テイカジナスナリ、尊王ヲ安定ナストキハ馬ヨリ先ヘ是ヲ知ツテシヤリヲ引クトキハ、馬ノ心思ヘ違フカ故ニ忽チ出ル心トナル、其時氣ニ乗シテ進マスル時ハ自然トイカチスルノ癖直ルナリ、亦口強キ馬ニ是ヲセメントシ、手綱ヲ強ク引クトキハ反而口ニ意地ヲ張り癖ヲ増スナリ、尊王ヲ以テスレバ、真ノ鞍ニテ後口輪ヲ鋪キ馬ノ心ヲ点スルナリ、都而征シテ馬之極意ハ馬ノ実ヲ尊王ニ請テ是ヲ淨メ、実ノ衰フニ随テ虚ヲ征ルヲ術トス、実ニ実ヲセムルハ争ヘナリ、争フトキハ大畜ニシテ人力ニ余リアリ、焉ンゾ勝事アラン哉、右之心得ヲ以テ朝暮ニ工風ナストキハニ術共ニ上達セズト云事ナシ、能々工風アルベシ、

一 天道正理問答

一 尊王攘夷之弁

一同 起元

一 攘夷之大意

一 同三種之神徳

一 同貴賤同意

一 全忠孝事

一 三善三惡之事

一 武芸上達之事

一 同攘夷三才事

一 鎖港天下泰平

尊王道貴賤同意

問曰、尊王攘夷之道公武而已ニシテ、農工商出家沙門等ハ不用之道ニ候哉、ナクテ不叶道ニ候哉、詳ラカナル説ヲ承ハラン、答曰、尊王ハ前ニモ速ル如ク、天地人ノ三元ヲツナキ合セテ王ノ文字ヲナスナレハ人中之主ヲ以テ王トナス、人主タル王ハ父母アレ共父母之言ニ不随、天道ヲ以テ父トシ、地道ヲ以テ母トシ、天地之化育御身ニ

引請、普天ノ下ヲ体トシテ撫育ナシ給フヲ勤メトス、則人子ニシテ人子ノ道ヲ不云、天地ヲ以テ父母トナスカ故ニ天子ト奉稱貴賤之品アル事ハ位ト宦ト立場之威儀アル而已、其儀如何ナレバ其身貴ト雖モ暴悪ニシ、尊王ニ逆シ、夷狄之道ヲ行フトキハ忽天ト人トノ罰ヲ請テ、家國ヲ亡シ、悪名ヲ末代ニ伝フ也、其類族ニ至ツテハ官禄ニハナレ賊トナル、仮令ハ下賤タリト雖モ尊王攘夷ヲ守リ、君子ノ徳備リテ天地ノ化育ヲ助クル人トナリ、其名天下ニ聞ルトキハ、官禄自カラ昇進シテ必ズ貴キ身ト成ル事疑ヘナシ、農工商共ニ尊王攘夷之道ヲ以テ、喜怒哀楽之私ヲ戒メ、家内六ツ間鋪和々ニシテ、天地之季候ヲ感得シテ、多人ヲ愛シ夫々家業ヲ勤ムルトキハ天禍ヲ除キ、幸ヘヲ降シ給フカ故ニ福者トナルナリ、尊王ヲ以テ其身ヲ慎ムトキハ、家ハ雨風ヲ防ヲ以テス、食ハ口腹ヲ養ヘニ足リ、衣服ハ暑寒ヲ凌キ、礼ヲ行フニ足ル迄ニテ花美之奢ヲナサズ、其余リヲ以テ窮人ヲ施ストキハ、天地モ是ヲ不恵ト云事ナシ、是皆攘夷ニシテ異心ヲ去ルノ道ナ

リ、奢ル者ハ尊王攘夷ノ心ナク、上ヲ不恐カ故ニ高フリテ花美ヲ常トス、故人ヲ見下ス、天必ス是ヲ惡ンテ災禍並ビ来リ、忽貧ヲ降シ玉フナリ、父ニ孝兄ニ弟夫婦別アリテ朋友ニ信ヲ尽シ、家業ヲ専ラニナシ、国之法令ヲ守ルハ尊王ニシテ、則天子ヲ尊ミ公儀ヲ重ンスルノ所以ナリ、是故ニ上巳之節句ハ寒暖之中タル三月三日ヲ以テス、三月三日ハ皆天地人三元和合ノ日ナルカ故ナリ、是日貴賤トナク糴ノ祭リヲナシテ、天子后宮ノ御姿ヲ祝フハ尊王ヲ不忘カ為ナリ、桃ト桜ヲ奉ルハ本心ヲ奉ルノ故ナリ、桜ハ大和魂ヲ表シ桃ハ悪氣ヲ払フナリ、是則攘夷ヲ表スナリ、白酒ヲ祝フハケツハクノ心ヲ以テ榮ン事ヲ示スナリ、酒ハ榮ヘニ、蓬ノ餅ヲ祝フハ則四方喜ヲ祝フ之故ナリ、上巳之節句ハ王徳ヲ尊ミ、賤下之民迄ニ知ラシムノ祭リナリ、亦端午之節句ハ武徳ヲ尊ミ祭ルノ祝ナリ、故ニ旗・鎗・太刀其外武器之類ヲ象ツテ是ヲ飾リ、生蒲蓬ヲ家毎ニ軒ニサシ、亦生蒲之湯ヲ引ハ、則勝負ニ勝テ四方喜スルノ故ナリ、亦四方婦ニ作ル、是皆武徳ヲ以テ天

下泰平安樂ニ任スルカ故ニ其恩沢ヲ祝ヘ祭ルノ節句也、五月五日ヲ以テスルハキヒツカミノ五行、順環シテ過不及ナク治リ、風雨時ニ随フヲ祝フカ故ナリ、如是下万民ニ至ル迄尊王攘夷ノ大道ヲ以テ公武ノ恩徳ヲ尊ム事古代ヨリ之礼ナリ、亦出家沙門ハ別而尊王攘夷之道之先達シテ教ヘ導クベキ筈ナリ、如何トナレバ我国ニ生ナカラ不織シテ着、不耕シテ喰ヘ、世ヲ安ク渡ルハ王法之アレバナリ、王法ハ則武徳ニ預ル所ナレバ、能戒ヲ保テ述ノ通ヲ不進、尊王攘夷之大道ヲ守リテ凡夫ヲ道クベキナリ、然ルヲ乞食欲之戒ヲ破リテ違犯ナスカ故ニ、罪科ニ行ハル、者多シ、尊王攘夷之道上下共能ク修行アル時ハ、皇国之尊ミヲ心得居ル故ニ、四夷八蛮ト譬交易致セトモ、各々人欲之私ヲ治メテ、国産ノ品物ヲ以テ彼ノ国之人命扶助ノ道ニ不成品ト交易致ス事ヲ不好、唯徳ヲ以テ礼ヲ交易ナスニハ不如ト、是ノ礼ヲ交易ナス時ハ、我が産物不足ナス事ナク、国ノ衰フ事モナク、返テ富ヲ起シ、小国ヨリ出大国之徳ヲ成ス事アリ、然ル時ハ万国皆其礼徳

二六六 征韓決行ノ建議 筆者不明

夫政ヲ為スニ時ヲ知ラサル可カラサル也、其時トハ何ソヤ、古人ノ所謂世ニ盛衰アリ、國ニ治乱アリ、家ニ安危アリ、事ニ寬急アリ、人事ニ種々ノ變アリ、此等ノ類皆時ト云也、國家ヲ治ムルニ方今ハ如何ナル時ト云フコトヲ分別シテ其時ノ宜ヲ施スニ非レハ、縦ヒ良法ト雖時ト齟齬シテハ決シテ行ハレサル也、夫我國タル昇平殆ト三百年ノ久シキヨナスト雖、中葉以來國ノ元氣日ニ衰ヒ、士大夫ハ祿ヲ世ニシテ、驕奢淫逸ノ行ヲナシ、民ハ本業ヲ棄テ、未利ヲ事トシ、風俗頹廢シ、上下困窮シ、國殆ト累卵ノ危ヲナス、志士之ヲ憂ヒ、忠諫スト雖、幕府曾テ之ヲ聽ス、却テ之ヲ罪スルニ至ル、於是終ニ戊辰ノ乱生セリ、是誠ニ衰世ノ極也、然リ而維新以降其衰ヘタル世ヲシテ一時ニ隆盛至治ノ域ニ至ラシメント欲シ、政事

悉ク歐米ニ則トリ、旧弊ヲ洗滌セント欲スト雖モ、民心洶々トシテ其所ヲ得ス、其弊却テ前日ニ一層スル者アリ、是則政ノ時宜ヲ得サルニ非スヤ、方今我國未タ盛世ノ時ニ向ハス、彼是ト旧法ヲ變シ、頻リニ新奇ヲ好ムハ時ニ逆ヒ大ニ不可也、民ハ其衰世ノ源タル一朝一夕ノ故ニ非ルヲ知ラス、維新以降俄ニ天下疲弊セリト思ヒ、深仁ノ朝旨アルモ之ヲ弁ヘス、往々政府ヲ誹謗シ、或ハ怨声ヲ鳴ラシ、只管旧政ヲ追慕スル者天下ニ鮮シトセス、是大ニ憂フ可キ所也、箇様ノ時ニ當テハ求メテ屈スルニ如カス、上屈スルトキハ則下伸フ、下伸フルトキハ則民服従ス、民服従スルトキハ則法令行ハレサルコト無ク、百事挙ラサルコトナシ、然ルニ今時ニ適不適ノ考ヒナク、漫ニ日新進歩ヲ為サント欲スルハ、之ヲ譬フルニ秋冬ノ際ニ在テ遽ニ春夏ノ事ヲ為サント欲スルカ如シ、其成ルコト無キヤ必矣セリ、方今我國タル寒冬ノ際ニシテ物ヲ藏スルノ時ナレハ容易ニ動カス可カラス、容易ニ動クトキハ来年春夏ノ事ヲ為ス能ハス、是ヲ以テ事暫ク旧ニ依テ

一条堅固ヲ守リ輸出入ヲ度シ、漫ニ外品ヲ用ユルコトヲ禁シ、而務メテ多岐ヲ省キ、簡易ヲ主トシ、官員ヲ減シ、冗費ヲ除キ而今日ノ事務タル、唯民ノ惰ヲ制シ、勤ヲ賞シ奸邪ヲ糾シ、専ラ礼義廉恥ヲ起サシメ、以テ国ノ元氣ヲ増スヲ要スル也、夫国ノ文明、民ノ開化ト称スル者ハ富国強兵ニシテ、而能ク国ヲ維持シ、以テ海外ノ侮リヲ禦クニアリ、其富ト強トハ何ニ由テ起ルヤ、曰ク、他無シ、四維ヲ張ルニ在ル而已矣、礼義廉恥是ヲ四維ト云、四維張ラサルトキハ則テ士氣衰弱シ、国家疲弊シ、只々外侮ヲ免ル、能ハサルノミナラス、終ニ彼ノ有トナランカ、恐レサル可カラサル也、然則方今ノ急務ハ屈スルト、民ニ礼義廉恥ノ心ヲ起サシムルトニアリ、然レトモ太平ノ久シキ懦弱驕奢ノ民ヲシテ、俄ニ此心ヲ興サシメント欲スルモ亦恐ラクハ難カラシ、於是臣曩ニ仄ニ聞ク、征韓ノ議アリト、今復敢テ聞カス、恭ク惟ルニ我國ノ弊タル、暫ク旧ニ依テ抑制スル能ハスンハ非常ノ大英斷ヲナシ、宜シク征韓ヲ再議シ、以テ民ヲシテ一旦死地ヲ蹈マシメ、

安ヲ忘レ危ヲ知ラシメ、而弊根ヲ除カサル可カラサル也、然ラスンハ我國何レノ日ニカ 皇威ヲ張ランヤ、何レノ時カ海外ト并立センヤ、夫寒モ甚シカラサレハ、以テ暑ヲ為ス能ハス、暑ヲナス能ハサレハ、以テ秋実ヲ收ムル能ハス、上ニ述ル如ク、今我國タル寒冬ノ時節ナレハ求テ之ヲ甚シカラシメ、以テ盛夏ノ時ヲ謀ルヘキ也、是所謂聖人ノ求メテ屈スルトハ之ヲ言乎、然ラスンハ旧弊ヲ洗滌スル能ハス、又人心協合シ剛氣勇銳ヲ振ハス能ハス、或人之ヲ駁シ曰、戊辰以降漸ク爰ニ至リ、今又俄ニ此風ヲ廢シ旧ニ復スレハ、民又大ニ疑惑シ、益方向ヲ失ヒ弥從フ処ヲ知ラス、且兵ヲ用ヘンニハ、内資糧調ハス、外何ヲ以テ戰ハント、是則因循苟且ノ言也、夫天下ノ民心大ニ故風ヲ慕ヘリ、而今其情ニ隨フ、豈疑惑ヲ生センヤ、又兵ヲ用ユル天下ト共ニス、何ソ資糧ノ調ハサルアラシヤ、臣曾テ聞ク、君憂フルトキハ、則臣辱君辱、則臣死スト、今ヤ内ニ九殺ノ憂アリ、外我 君ヲ辱ムル傲慢不義ノ朝鮮アリ、宜シク之ヲ伐テ數百年ノ惰氣ヲ去リ、以

テ節義廉恥ヲ興サシムル、之レ国ヲ強フスル所以也、歐米今日ノ盛ナル何ニ由ルヤ、勉強ト百戦ノ後トニアラスヤ、内外ノ形勢ヲ察スルニ、縦ヒ今日ノ安キヲ偷ムト雖到底戦ヲ免ル、能ハス、其免ル、能ハサルヤ、時ニ乘シ機ニ投セサル可カラス、然ルニ時機既ニ己ニ過タリ、今又之ヲ如何トモスルコトナシ、宜シク求テ大ニ屈スルニ如カス、上屈スレハ則下伸フ、下伸フレハ則民心服ス、民心服スレハ則万方協和ス、万方協和スレハ則国富ム、国富メハ則兵強シ、富国強兵以テ所謂先勝可カラサルヲナシ、以テ彼ノ勝ツヘキヲ伺テ而之ヲ伐ツヘシ、是今日之計也、其条目ハ則別紙ノ如シ、

冊子原寸 縦二四種 横一七種 四枚

二四九七 皇国固有長曆書目并入費精算

(表紙) 「皇国固有長曆精算書」

皇国固有長曆書目并入費精算

一天朝無窮曆前篇 六冊

此紙數四百九十五枚、外ニ表裏紙二十四枚、總計五百十九枚、代金壹円三十四錢九厘四毛、但シ壹枚ニ付二厘六毛宛

初卷細字五枚ノ筆耕料金壹円也、但シ壹枚ニ付二十錢、外四百九十枚ノ筆耕料金拾三円二十五錢、但シ壹枚ニ付式錢五厘宛

界紙四百九十五枚ノ摺賃金十二錢七毛五弗、但シ千枚ニ付式拾五錢ノ割

六冊ノ仕立賃金三十七錢五厘、但シ壹冊ニ付金六錢二り五毛宛

○以上總計金十五円〇九錢八厘一毛五弗

一天朝無窮曆後篇 十二冊

此紙數九百式拾四枚、外ニ表裏紙四拾八枚、總計九百七拾式枚、代金式円五拾二錢七厘二毛、但シ壹枚ニ付式厘六毛宛

九百貳拾四枚ノ筆耕料金貳拾三円拾錢、但壹枚二付貳錢五厘宛

界紙九百貳拾四枚摺賃金貳拾三錢一厘、但千枚二付二拾五錢ノ割

拾二冊ノ仕立賃金七拾五錢、但一冊二付六錢二厘五毛宛

○以上總計金二拾六円六拾錢〇八厘二毛

一 先天日歩式

八十八冊

此紙數四千四百枚、外二表裏紙三百五拾二枚、總計四千七百五拾二枚、代金拾二円三拾五錢五厘二毛、但一枚二付二厘六毛宛

四千四百枚ノ筆耕料金八拾八円、但一枚二付二錢宛

界紙四千四百枚摺賃金二円十錢、但千枚二付二拾五錢ノ割

八拾八冊ノ仕立賃金五円五拾錢、但一冊二付金六錢二厘五毛宛

○以上總計金百〇六円九拾五錢五厘二毛

一 先天月歩式

六冊

此紙數三百枚、外二表裏紙二十四枚總計三百二拾四枚、代金八拾四錢二厘四毛、但一枚二付二厘六毛宛

三百枚ノ筆耕料金七円五拾錢、但一枚二付二錢五厘宛

界紙三百枚摺賃金七錢五厘、但千枚二付二拾五錢ノ割六冊仕立賃金三拾七錢五厘、但一冊二付六錢二厘五毛宛

○以上總計金八円七拾九錢二厘四毛

一 後天日歩式

十五冊

此紙數七百二拾枚、外二表裏紙六拾枚、總計七百八拾枚代金二円〇二錢八厘、但一枚二付二厘六毛宛

七百二拾枚ノ筆耕料金拾四円四拾錢、但一枚二付二錢宛

界紙七百二拾枚摺賃金拾八錢、但千枚二付二拾五錢ノ

割

十五冊仕立賃金九拾三錢七厘五毛、但一冊二付六錢二厘五毛宛

○以上總計金拾七円五拾四錢六厘五毛

一後天月歩式

十冊

此紙數五百枚、外二表裏紙四拾枚、總計五百四拾枚代

金一円四拾錢○四厘、但一枚二付二厘六毛宛

五百枚ノ筆耕料金拾二円五拾錢、但一枚二付二厘六毛

宛

五百枚ノ筆耕料金拾二円五十錢、但一枚二付二錢五厘

宛

界紙五百枚摺賃金拾二錢五厘、但千枚二付二拾五錢ノ

割

拾冊仕立賃金六拾二錢五厘、但一冊二付六錢二厘五毛

宛

○以上總計金拾四円六拾二錢四厘

一先天日契曆

四百五拾六冊

此紙數二万七千八百拾六枚、外二表裏紙千八百二十拾四枚、總計二万九千六百四拾枚、代金七拾七円○六錢四厘、但一枚二付二厘六毛宛

二万七千八百拾六枚ノ筆耕料金百三十九円○八錢、一

枚二付五厘宛

界紙二万七千八百十六枚摺賃金六円九十五錢四厘、但

千枚二付二拾五錢ノ割

四百五十六冊仕立賃金二拾八円五十錢、但一冊二付六

錢二厘五毛宛

○以上總計金二百五拾一円五拾九錢八厘

一後天日契曆

七百二十冊

此紙數四万三千九百二十枚、外二表裏紙二千八百八十枚、總計四万六千八百枚、代金百二拾一円六十八錢、

但一枚二付二厘六毛宛

四万三千九百二十枚ノ筆耕料金二百十九円六十錢、但

一枚二付二厘六毛宛

四万三千九百二十枚ノ筆耕料金二百十九円六十銭、但

一枚二付五厘宛

界紙四万三千九百二十枚摺賃拾円〇九十八銭、但千枚

二付二十五銭ノ割

七百二十冊仕立賃四拾五円、但一冊二付六銭二厘五毛

宛

○以上総計金三百九十七円三十六銭

○

一 総巻数 千三百十三冊

一 総計算 金八百三十八円六十一銭二四五

冊子原寸 縦二四・五厘 横二六・五厘 七枚

二六六 佐田介石ノ政府ニ提出セル御利益見込書

大臣合議政体等

(表紙)
「御利益見込書」

方今言路開通忌諱ノ旧習一洗、人材登庸教化日ニ進ミ

国家御利益ノ献言、新聞紙ニ於テ翻々掲載、衆人欣賞

仕候、小臣微ト雖モ盛時ニ遭際シ、恩露ノ末滴ニ沐シ、

万一ノ報ヲ計リ、聊カ存付候御利益ノ条件、左ニ陳述

仕り候、然トモ時事ニ關係ナキ閑局末班ニ出仕仕り候

間、事実曲折ノ詳ナルヲ存ゼズ、且伝聞ノ誤可有之候

得共、千慮ノ一得ヲ取り、愚忠御垂憐御参考ノ末ニ被

為加候得ハ難有奉存候、

一 御国体万国ニ特出セル万古一姓ノ立君タル処ハ申マテ

モ無之候得ドモ、其立君大體中ニ於テ政治ノ異同ハ諸

国同様、

皇国ニ於モ一様ナラズ、方今至当ノ政体億兆ノ目的万

務ノ基本タル所、何ノ体ト御確定ノ実、海内二明白ナ

ラザル時ハ一同方向ニ迷ヒ、中ニハ米國ノ習ニ染ル者

ハ米國ノ美意ヲ遺シ、其外面ヲ取り、其説推詰ル時ハ

廢帝ノ説ニ相成事ヲ忘レ、共和之体ヲ称揚主張仕リ、

人心ノ惑ヲ釀シ候、或ハ立君大體保護大臣合議ノ体ト

申ス者有ドモ、亦然ラザル様ニテ、追々君民同治ノ御
目度ト申伝候、不開化ノ民急ニ君民同治ノ体行レ難ク、
姑ク大臣合議ノ上

皇上御採決ヲ以テ御誘引ノ義ナレバ、漸々諸議院ヲ起
シ、議政行政公平ニ一致シ、名アリ実ナキノ弊ヲ痛除
シ、審問明弁ノ処置規律、万目ニ明了ナル様御実行ヲ
以テ不隱御示シ相成候得ハ、海内感憤奮勵大ナル御利
益ト奉存候、

一立君大体ヲ御保護相成候、大臣合議ノ御政体ヲ以テ議
法御引立ノ義ニ候得バ、輔翼タル左院ノ議明白相立候
様有之ハ勿論之事ト奉存候処、先頃御大臣間議論不合
トカ申事ニテ紛々御免職相成、合議ノ体面違変ヲ生候
^(符カ)候折柄左院ニハ痛痒不関ガ如クニ相見ヘ候、御議法規
律ハ不存候得共、世間彼此ト申伝ヘ人心ノ締リヲ失ヒ
候、且又御大臣間ノミナラズ一省内ニテモ一議合セザ
ルヨリ、重臣容易ニ免職等ノ事有之趣、何トモ衆惑仕
候、言路開通忌諱ナキノ盛時少々ニテモ、耳ニ逆ヒ候

言論ハ其言不可用モ、其逆フ処精々御賞揚無之テハ中
以下ノ者皆粗暴ナラザレハ諂諛ト相成、議法御引立ノ
実崩レ、人氣頹弛、百事苟且ト可相成候、且議論ハ切
磋琢磨、事ノ至当ヲ求ル所以ニシテ何程妙論モ小疵ハ
必有之、我ニ逆候論アレバコソ琢磨シテ純然無瑕ノ玉
トナリ、然ル後施行スレバ後日取調候事ナキ様可相成
候、凡自主自由ノ權ハ公ニ立チ私ニ崩ル、文明開化ノ
塞ルハ忿欲ニ因ル、有名ナル「ナポレオン」ノ聡明ナ
ルモ一点ノ忿欲ヨリ愚トナリ、有名ナル仏郎西一時野
蠻トナル、粗暴ハ忿ノ一端、諂諛ハ欲ノ一端、而シテ
同ク一ノ私ナリ、中以上ノ御方ニ於テ私ハ万々不被為
有モ、疑似ノ跡ヨリ中以下ノ者其心ノ主ヲ失ヒ、解弛
ヲ生シ、開化ノ道忽チ挫折、万務泛々姑息ト相成候間、
此処御実行明白衆賢上ニ和シ、百官讜議競進ミ、億兆
議論ノ体ヲ習熟仕リ候得ハ大ナル御利益ト奉存候、

一西洋文明諸國憲法制度精密至当ハ申スマデモ無之候得
共、其地其時ニ異同アリ、西洋衆賢苦心焦思反覆論議

ノ上、各其地其時ニ宜シキ度ヲ熟考シテ施行スル処ノ者ユヘ、一々何ノ国ヘモ宜キト申ス義ニハ無之ト奉存候、万国地ト時ノ異ナル、猶人面ノ如シ、各分別ノ立ツ妙モ亦其異ナル所ニ有之候、此義在上ノ名賢固ク御熟知ノ事ニ候得共、近來西洋良法ニヨリ御施行ノ事件、此ハ差支生シ御取調ニ可相成ト下々心配仕リ候事、果シテ御取調ニ相成候義、往々有之、中以下疑惑方向ヲ失ヒ、上ヲ侮リ愚トシテ信ゼルノ端ヲ開キ、開化ノ礙ヲ醸ス不少ト奉存候、万々擬議仕リ候ニハ無之候得共、旧幕府末年無余義ト御無扱ト申ス語、布令中毎々生シ衆人嘲笑仕候事有之、當時ノ御詮議御取調モ此類ニ近クハ無之ヤナド申伝候、從來皇漢学ノ者共大抵迂闊ニ候処、今日ニ相成洋学家更ニ迂闊トナル、皆其学ノ非ニ非ズシテ其処置ノ粗ヨリ生候事ト奉存候、又或説ニ當時ノ政ハ西洋文明ノ御手習ユヘ幾度モ改ル程ヨロシト申ス者有之候得共、国ヤ民ヲ草紙ニ被為成候義ハ決シテ有之間敷、唯々治ヲ求ムルノ急ナルト御仁愛ノ深

キト御多務トヨリ西洋衆賢一政一法反覆熟議ノ方、御学ニ暇ナキユヘニモヤト奉恐察候、西洋良法ハ上ニモ申上候如ク、上下同議琢磨仕リ候ニ付、不承知ノ者モ其誤ハ能存知候間施行ノ節行レ易ク、又手戻リモ無之候、凡事ノ処置其本ヲ善ク酌マザル時ハ、琢磨ノ工夫無之円柄方鑿ト相成候、金玉無瑕ノ良柄ニテモ方ナル穴ニ差込候テハネジ候事不相成、徒ニ害ヲ為ス而已、且又良法モ一時ニ多スギテハ美食ノ多ニ過ル如ク、消化ノ間合無之、却テ健康ヲ害シ大病ヲ醸シ候、別シテ不開化ノ民其良法タルヲ飲込ズシテ、暗中ニ玉ノ光ヲ見テ怪物ト為ス如ク、先ツ驚惑仕リ候、上ニ中以下ノ官吏ハトカク事ヲ好ミ、功ヲ競ヒ候常情ヨリ施行次(頭註ニアリ)「又案スル三政令ノ出ル廟堂ニハ、唯御一言ノ決一紙ノ策ノミニシ序錯乱一政一令皆抑制トナリ、兵法民制等厚キ御旨趣テ、府県ニ至リテハ一令ノ糺合セ、仍チ金ヲ以テ算スルニ至リ、三千万余ノ人、何程説諭スルモ、衆庶疑惑怨恨下ニ結ビ、徒ニ新聞紙其時間ヲ費ス、亦過多ト奉存候」上ノ虚美トナリ、実害測リ難ク候間、能々御裁制被為有候得、バ大ナル御利益ト奉存候、

一天下ノ事財貨而已上下貴賤賢愚一同心ヲ屬スル物、亦

財貨而已、財貨ニヨリ善ヲ為シ富強ヲ為ス、又財貨ニヨリ惡ヲ為シ衰亡ヲ為ス、故ニ天下ノ公ニスベクシテ私ニスベカラザル物財權ナリ、財權ヲ以テ上下公共ニシテ上ニ私スル事ナラザル様ニシテ政ヲ為ス、故ニ下各其自主自由ノ公ヲ得テ上ヲ疑フコトナシ、此レ文明國政体ノ基本公平ニシテ盛ナル所以ナリ、財權ヲ正ク上ニ握シ、毫モ私ヲ付ズシテ下ニ其自主自由ノ權ヲ得セシメ、上ヲ疑フコトナク一家親子ノ如クナラシム、此我國前代聖主ノ德盛ナル所以ナリ、方今西洋ト交通其美政ヲ取り行フニハ、先ツ上ノ財權ヲ惜マズ解放チ公共ノ物トスベシ、若シ不然シテ其本ヲ異ニシ、其法ヲ学ベバ即亦円柄方鑿トナリ、下ヨリ上ヲ疑ノ心深ク、又下ニ於テ自ラ任ズルノ意ナシ、一令発ル毎ニ新聞紙ニ嘆賞スル而已、其美各額ヲ覺シテ、亦朝四暮三聚斂狡點ノ策ヨト下々輕侮ヲ生シ、暴乱ニ至ラザルモ又各巧ヲ弄シ、謀ヲ運シ、上下輕薄相欺クノ策相闘ヒ、私欲ノ戰場ニ向ヒ、説諭足ラズト区戸長ニ罪ヲ帰シ、官

吏巧ニ其咎ヲ避クルモ亦、不得已ヨリ生ズルコトト奉存候、故ニ財權公共議院ノ処置ニ任ゼザル時ハ、從來ノ如ク租稅ヲ量リ、節儉ヲ主トシ、時ニ今年ノ田租ヲ免スナド申ス如キ仁政ナラデハ下々信ぜズ、治リ難ク奉存候、因テ方今西洋文明ノ法種々御採用相成候上ハ、財權公共ノ外無之、財權公共ノ仕方ハ即西洋議院ノ法ニ拠候義ハ申スマデモ無之候、或ハ不開化ノ民ユヘ財貨運用デキヌト申ス者アレトモ、當時財貨ノ有司皆士民中ヨリ出候御方而已、此上公平ノ道ニヨリ議院ノ規律ヲ以テ其才德ノ者ヲ選舉、其權御委任ニ候得ハ、當時百官士民各其身家ニ關係ノ事ニ付、傑出ノ賢才何程モ出デ候ハ必然ノ理ナリ、不然シテ因循スル時ハ、大乱大争戰ノ機ヲ相待ツ外有之間敷カ、去ル者ノ説ニ下民抑制ヲ受ズシテ有司ヲ斬殺致スノ力生ゼザル内ハ、西洋文明ノ開化ニハ至ラズト申シ候、暴説ナレドモ一理アリ、然シナガラ此大乱ニ至ラザル内、処置ニヨリ各其身ニ引受本氣ニナリ候様仕り度奉存候、財貨ノ筋

ハ別テ關係無之身分ニ付、与リ知ザル義ニハ候得共、大要如此ト愚忠ノマ、申上候、此レ固リ大ナル御利益ト奉存候、

一西洋文明国ニ於ハ、尋常量入為出之上ニ出ル量出為入ノ妙方アリト申ス説盛シナルヨリ、一時ノ快ニ乗シ、財貨濫出シテ聚斂ノ形ヲ生シ、民心ノ疑ヲ醸シ候由申伝候、嘗テ愚案仕候処、西洋文明ノ国ホド量入為出道善ク立居候ヤニ奉存候、量入為出ト量出為入ト其事相反スル如クニシテ公道ヨリ説ケバ、其実ハ一ナリ、一器ヲ作ル、必先其費ヲ算シ、千金ナレバ千金ノ入ヲ計画ス、是量出為入ナリ、和漢洋ノ一ニスル所ナリ、其入ル所不足ナレバ、又勉力シテ財ヲ養ヒ足ヲ待テ之ヲ為ス、是量入為出ナリ、又和漢洋ノ一ニスル所ナリ、入ヲ量レバ必ず出ヲ量ル、出ヲ量レバ必入ヲ量ルハ出入ノ常事ナリ、必ス可為ノ事ハ出入ヲ量ラザルニ似タレトモ、暗君庸主ノ外未ダ其利害得失ヲ計ラズシテ事ヲ創ル者ナシ、故ニ量出ハ即量入ナリ、量入ハ即量出

ナリ、量入為出ハ本ニシテ量出為入ハ其運用ナリ、国各一歳ノ定入アリ、勉強努力其入ヲ盛大ニシテ富強ニ至ル、西洋文明国ノ常ナリ、且西洋文明国ニ於テハ財貨ノ權上文ニ申述候如ク、上下公共唯公平ノ処ニ帰シ上下合議ノ上其出入ヲ制ス、故ニ利害得失分明ニシテ貧富平均、私ニ吝ナル能ハズ、私ニ奢ナル能ハズ、猶我邦仏ヲ信ズル者ノ容易ニ大土木ヲ成ガ如シ、仏既ニ死ス、食セズ、取ラズ、唯衆議ニ任セテ私ヲツケズ、衆庶モ亦其私ナキヲ見テ疑ヲイレズ、各心力ヲ尽シ經營ス、西洋ノ可驚事ヲ為ス、全ク此理ナリ、故ニ其財貨運用自由ナルヨリ、或ハ量出為入ノ政体トモ称スベケレトモ、其本ハヤハリ量入為出タリ、要スルニ財權專ラ上ニアレバ量出為入ノ運用ハ不立シテ多ハ抑制トナリ、財權公共ナレバ費ニ官民ノ別ナク、基本運用明白ニシテ下ニ抑制ノ疑ナシ、財貨ニ於テ抑制ノ疑ナケレバ、下ノ上ヲ信ズル神明ノ如ク、何ヲ為シテ成ザラン、何ヲ令シテ從ハザラン、國家ノ富強此ヨリ張大ニ

シテ華士族祿制國債消却等紛々ノ説モ容易ニ決定可仕
奉存候、此義ヲ明ニセズ量入為出ノ本ヲ舍キ、唯量出
為入ト唱フルハ、真ニ迂闊ノ甚キニシテ、所謂円柄方
鑿其漏出スル尽ザレバ止ラズ、戊辰春御征討ノ如キ利
害得失申スマデモ無之、万々可然義ニ候得共、折アシ
ク租税上納已ニ終ルノ時ニ当リ、朝廷入ル所ナキヨ
リ、費用不足ヲ生シ、引続キ諸般御入費莫大ニシテ量
出為入ノ勢ト相成リ、兼々杞憂罷在候処、財利ノ上ニ
於テ民心上ヲ疑フノ本盛ニナリ、宣言暴動入ル処益欠
乏候様相成、財貨融通ノ方法公平ニ御施行ニハ候得共、
此勢一転量入為出ノ旧法ニヨリ仁政行レ候カ、又ハ財
權公共ノ洋法ニ被為遊ザル時ハ、外侮内訌國家ノ困辱
漸ク重ク可相成奉存候、近日某人ノ献白ニ毎年政府ノ
經費ヲ積リ、公告シテ毎歳ノ税額ヲ定ムルノ説アリ、
是洋法ハ洋法ナリ、而シテ其法ノ本タル財權公共ノ義
ヲ論ゼス、便チ円柄方鑿ノ説トナリ候、此類多々能々
御考定相成候得バ富強ノ基礎立大ナル御利益ト奉存候、

一開化ヲ求ムルノ急ニ過ルノ害ト財權在ル処ノ本ヲ明ニ
セザルノ害ト円柄方鑿ノ害ト名賢固リ、御熟知被為有
候コトニ候得共、中以下命令ヲ奉シ候者、事ノ速成ヲ
以テ功ヲ奏セント欲シ、条理順序錯乱ヨリ碍リヲ生シ、
朝令暮改西洋良法迂闊無用トナリ、小吏下民定志ナク、
官員職務ヲ以テ玩物トシ、賢才ノ者モ其任ニ当ラザレ
ハ何ト致シ方モ無ク、偶一言スレバ其小疵ヲ挙テ旧習
無用ノ論トシ、耳ニ逆フノ言日ニ退キ、各糊口素餐ノ
謀ヲ以テ其身ヲ護シ、己ヲ利シ姑息ヲ勤メザル者ハ嘲
テ不文明不開化ト為ス、此習益盛ンニシテ、万務委靡
千古ノ盛事、竟ニ衰微ニ向ヒ候テハ嘆息ノ至ニ付、西
洋文明諸國ノ通り、百官奮勵廉恥ヲ重ジ、紀綱張大ニ
相成候様御処置被為有候得バ、大ナル御利益ト奉存候、
一皇國ハ如屋々破損スレバ屋ノ下ニアル者盜賊モ何ニ居
テ盜ヲ為ン、故ニ今日ニ当リ貴賤善惡ノ別ナク、己ノ
私ヲ舍キ風雨ノ憂ヒ予メ思慮可仕事ニ奉存候、然ルニ
當時中以下ノ人々旧習一洗ノ美政ヲ蒙リナガラ、輕薄

淳靡ノ旧癖ヲ以テ開化トシ、上ヲ敬シ義ヲ守リ、礼節ヲ正スヲ以テ野蠻ノ旧習トシ、争テ眼前ノ利ヲ講究シ、西洋本意ヲ遺却シテ、其小人ノ言ヲ以テ真説トシ、其賢者ノ教ヲ蔑棄シ、国家ノ惡習ヲ醸スヲ顧ミズ、之ヲ詰問スレバ在上ノ人御実行、彼ノ如ク、此ノ如ク、吾輩リキムハ愚ナリ、不開化ナリト申拔ケ、日ニ其屋ニキツ、ケ、一旦風雨至リ、其身ノ置キ処ナキヲ知ラズ、方今言路開通忌諱ナキノ時ニ当リ、多クハ上ノ意ヲ迎へ、在上ノ賢哲ヲ以テ利欲ノ私ヲ好ミ、耳ニ逆フヲ怒ルノ小人ト為ス、実ニ可惡可嘆感慨ノ至ニタヘズ、因テ愚昧ヲ忘レ、右奉申上候、何卒新弊新習旧習弊トモ一洗相成候得バ、国家ノ絶大御利益此上無之奉存候、始ニモ申述候通り事情ニ当ラザル筋ハ、其任ニ当ラザルヨリ生候義ニ付万々御垂恕伏奉仰候、誠恐誠惶頓々首々、

冊子原寸 縦二五・八纏 横一八纏 一一枚

二 函究 津田出?ヨリ政府ヘノ建言

海陸兵備ノ充実ニ就テ

鄙見

凡ソ国ヲ守リ民ヲ安スル、或ハ強ヲ以テシ、或ハ弱ヲ以テス、其至弱ト至強ト皆以テ国ヲ守リ、民ヲ安スルニ足ル、夫ノ強キコト能ハス、弱キコト能ハサルハ亡フル所以ナリ、我カ

皇国ノ如キ最モコ、ニ鑑ミ無ル可カラス、弱ヲ以テ民ヲ安スル其説、姑ラク之ヲ舍ク、若シ強ヲ以テ国ヲ守ラント欲セハ必ス其力ヲ分ツヘカラス、況ヤ力ノ其至急ナラス、其至要ナラサル者ニ分ル、ニ至テハ極メテ不可ナリ、何ヲカ急務ト謂フ、曰ク、海陸兵備ノミ、而シテ其結構ノ如キハ將ニ別ニ之ヲ言ントス、他ノ制度文為工職技芸ハ固ヨリ、宜シク之ヲ講究スヘシ、而シテ輕シク之ヲ施スヲ要セス、治民ノ職事唯之ヲ撫柔シ、其収税ハ略ホ旧貫ニ依リ、之ヲシテ減スルニ至ラサラシムレハ則チ足レリ、但各国交際ノ如キ一日モ之ヲ忽ニスヘカラス、然レ

トモ亦其為スヘキヲ為シ、其為スヘカラサルヲ為サス、
自カラ当アリ、大旨既ニ定ル小事ハ便宜取捨シテ可ナリ、
如此スルモノ数年、兵備既ニ足ル、而シテ後チ

皇国独立ノ權始テ之ヲ全フスヘシ、則チ制度定ムヘク、
工職洽クスヘク、交際ノ事正スヘク、貿易ノ利興スヘキ
ナリ、猶何ソ国ヲ守ラサル民ノ安カラサルヲ憂ヘンヤ、
若シ夫レ万機之ヲ一宰相ニ統フルノ說ノ如キハ出之ヲ言
フ久シ、故ニ贅セス、

冊子原寸 縦二八・五種 横二〇種 二枚

出草

三〇〇 久光公ノ高官減俸案
太政大臣 八百円
左右大臣 六百円
一等 五百円
二等 四百円
三等 三百五十円
節減 四百五十円
 四百円
 三百円
 二百五十円

四等 二百五十円 二百円
 五等 二百円 百五十円
 六等 百五十円 百円
 七等 百円 九十円

文書原寸 縦一六種 横一九種

三〇二 西郷帰県後之事情探索書

西郷帰県来事状探索

一同人帰県来内ニハ再挙暴動の野心を挟ミ、外ニハ静退
 虚心の風姿を顯ハシ、其深謀頗る巧意何れニ出るを測
 りしるへからず、

一随従の党類折々深更迄会議を催し、再挙暴動の術策を
 議論し、彼等が主趣とする処ハ、何れ征韓の一挙猶憤
 然止むへからざるの大義、何ぞ今日我の利鈍を顧ミ成
 財を計り、安逸を今日に偷ミ、大義を万世に忘れん、宜
 しく亡ふへきハ亡ひ、存すへきハ存し、唯義是れ従ん、
 然るニ今の大臣參議大義を忘れ、和親を唱へ 國威を

海外ニ失ひ、武名を 国朝ニ汚し、愈外国の輕侮をう
け、此末竟ニ彼か属国奴僕とならん、於是欵再ひ前論
を持張り大挙して議論雄弁し、猶其上も拒むものハ、
実ニ 国を誤るの賊臣罪誅を容るへからず、仍而直ニ
玉座ニ拜趨具ニ奏状し、顯然罪をならし、断然姦賊を
戮し、一時ニ

朝廷を清め、西郷をして再ひ世ニ出し、更ニ武政を強
大ニ布き、武名を海外ニ輝さん事、唯此一挙ニありと
憤然西郷を擁立し、四方の有志を語らひ、武力を以押
さんと衆議既ニ是れニ決し、然して折々其議論の立候
処置の手續等具ニ論弁、西郷ニ依りて頻りニ是を迫る、
然るニ西郷表ニハ是をとゝめ、裏ニハ是を扇動し、其
意先ツおのれハ傍觀座視し以て一旦党類を以手先ニ出
し、一先今の

朝廷官吏を劫し、其機会ニ乘し、西郷臆計を施すの見
込ありしと聞、稍夫等の論策も決着、来春新曆三月を
期して大挙せんとの謀策予め究まりし由也、

一 西郷主張する処、元來

皇國は武を尊び兵を重んじ以て、治を布く八國の本体、
然るニ太政官を軍務の本台とし、尤も

至尊を大元帥とし撰政を元帥とし、三公を大將中將少
將として三將の名称を下し、參議及び八省等の長官次
官をして大佐中佐少佐、大尉中尉少尉等とし、其他百
官群吏悉く軍官の名を下し、また府庁県庁を廢し、更
ニ鎮台分營を置き、軍團の事務を專として政治を布き、
或は學校をも兵學校と号を下し、一般武名を稱し、尤
士も武士といつれも武政を本体とし、専ら武を標目ニ
し政を施すこそ、即ち吾が國政の本体、殊ニ武國の武
國たる所以、神國の神國たるゆえん、然るを今の太政
官ハ殆と商社、官人ハ町人、政事ハ商売、滿期之事一
切商ならざるはなし、豈歎慨せざらんや、兎角今の機
會一挙ニ噓と掃除して、更ニ確然國体を立威武を海外
に觀めし治道を海内ニ布んと、其高談雄弁実ニ四筵を
驚せる由、豈強胆ならざらんや、

一西郷此節頻り二いへらく、世人某を以て旧君を蔑如し、私権を専二し暴威を持張り、大姦なりといふよし也、是甚迷惑なり、併斯く見るもまた全く其謂れなきにしもあらず、子細は戊辰前後、国家多事以来東西奔走、遠里懸隔急事は急報を得ず、機事は機会を失ひ、殊に公は寛厚退讓を御主張、某は兵力武略を主張し、各緩急寛猛の反対よりして自然事旨行違となれり、併緩も急も其趣き八一、

公も某も唯我か 国の為め、君の為め、おのゝ其得たる処を以其成功を立ん事を希ふのミ、更ニ余事なし、併某等平素粗暴、自然御趣意ニ触れ、竟ニ今日の成行ニ立至れり、実ニ慙惶鬱望の至りニ不堪、某蔑如の意、曾而あるなし、此以上兎角実功を顕ハし、是れ則忠欵不忠欵、義か不義欵、棺を掩ふて後ち普く天下の公評を俟んと言葉巧ミに弁するに、聞もの皆げにもと心服せざるハ無りし由也、

一生産会社の事を評していふ、凡そ商社ハ商家私の社二

して官の社に非ず、尤商家賤民の活業素より官府士臣の關係すましきもの、然るニ公然御両家の御名目、殊に県庁二而租税出納の官吏是を主宰し、今日これを専務とし、民生撫育の急務は度外ニ置き、陸続として万種の商社を連らね、県下市中より諸郷町浦に至り、悉く培克漁奪し民生を苦しむる、何ぞ貪酷無慙の如此甚敷や、嘆するニ余ありといふへし、今の權令は数寄屋の茶飲薬丸の棒踊りより外は知る事なし、唯屬吏共々愚弄せられ、素より其位の間更ニ論するニ今も及ハず、併御両家の御名目あれば 公は御賢明平素御正論確乎不拔、人皆普く知る処、第一御名義ニ相拘り恐ながら御失徳伏歎之至と共々論談する由なり、

一余党の長は桐野・篠原・淵辺・高城・村田・山口・辺見等なり、其中追々繰廻名は兎狩、又ハ湯治などの体もてなし、諸郷に遊び、本兵隊其長たるもの共を鼓動し、麾下ニ引入暴動の一挙ニ加へんとせり、追々風靡の勢見へたり、

一兼而県庁の失体を挙げ、或は評し、或は誇り、時として八権令等を面責庄倒し、擅ニ私権を以て県庁を駁し付るの勢ひあり、既ニ此節川辺ニ拘地一件ニ而所存共、

私断の所為あり、先度聴訟課より所処ありしを右郷役

共西郷ニ依頼、實罪之趣譏訴せしニ西郷聞てこれを憐

憂し、即ち権令大山を頻リニ督責し、免罪之筋ニ相成

り聴訟課辞表など出し混難ありし由、西郷是等の所為

私権を以て世を庄し、私愛を以仁を活り衆望を求め、

後拳を計るの意推して知るへし、

一頃日土佐・庄内・水戸辺より西郷に用あり、当県ニ来

れり、征韓同論と聞得、何欵引金之筋と聞へたり、

一当県分管出火、随而兵隊瓦解、案するに西郷か意戴す

る処ならん、如何となれば分管を焼くハ未タ解せず

といへとも、兵を解くハ倒懸の苦を解き、博愛の仁を

活り人望を取るの所為ニ出るものならん、併俗ニハ專

ら戎卒共の所為、解隊ハ長官共の所為、右等西郷党ハ

一円承知無之との説もあり、

一余党帰県來暫て酒宴を禁し、勉強を專ニし、頗る謹厚の体なり、是等皆西郷か指令に出ると見へ、如何ニも勸謀ヲ持居し体知るへし、

冊子原寸 縦二八糎 横二〇糎 八枚

三〇三 東京府士族揚沢茂郷ヨリ政府ヘノ建白

土地開墾民産増殖ノ議

(表紙) 建言書

東京府士族

揚沢茂郷

外邦通商日本大御變革以來、天下之諸民連々困窮シ、既ニ今日之生活不相立者多シ、就中士族之窮日ヲ迫テ甚シク、永世生活之基礎ヲ立ルノ名ヲ以テ、各家祿奉還ヲ出願スト雖、其内実ハ借財押疊リ、最早返済之見込モ無御座且夕ニ迫リ、後來ノ憂モ不顧、目前一時之窮ヲ凌ンタメ、出願之者十二八九也、故ニ資本金賜レハ即日皆以テ

借金ニ被引取、何事エモ可取附様無之、無祿之士ト成リ、益困苦スルコト眼前也、尤当今之形勢ニテハ唯土族ノ窮ノミナラス、万民日ヲ追テ困苦ニ及フヘシ、故ニ当今ノ御急務ハ第一万民ノ窮ヲ救ヘ、天下国家ヲ富スノ策也、国不富ハ兵モ不強、兵不強ハ他邦ノ侮リヲ受ル也、国ヲ富スノ策ハ土地ヲ開キ民ノ産ヲ制スルノ二ツニ止ル也、然シ当時ノ人心ハ耳新シキ奇説ナラサレハ信用セス、国家ヲ富スノ策モ目前ニ大利ヲ得ルノコトナラサレハ妙トセサル人心也、廢地ヲ開墾シ、或ハ民ノ産ヲ開クコトナトハ誠ニ古メカシク、迂遠ノ説ト諸人ノ嘲リヲ受クヘク候ヘ共、国家ヲ富スノ策ハ必此二ツノ外他ナシ、然シ其事ヲ司ル者ノ精不精ニ預ル也、有司真ニ精心ヲ入レ、尽力シ事実地ニ及シナハ、其成功多年ヲ不待、取附候年ヨリ向七ヶ年ノ間ニハ、

皇國中ニ数百万石之田畑ヲ起シ、或ハ民ノ産ヲ大ニ開キ、諸産物数百万金ノ出増シニ為至候儀、必疑アルヘカラス、國中荒廢ノ地多クアルハ天下ノ不益是ヨリ大ナルハナシ、

皇國ハ地面ニ対シ、人員ノ多キハ世界第一ニシテ荒廢ノ地多分ナルハ、畢竟万民遊惰ニシテ人力ヲ不尽故也、御一新以來華土族共ニ各商法ヲ以テ生活ヲ立ル見込ニテ商業ニ心ヲヨスル者十二八九アリ、然ルニ商道ハ各相互ニ利ヲ貪ルノ業ニシテ、万民一己ノ生計ヲ立ル迄ノコトニテ、國家ノ益ニ成ルコト少シモナシ、故ニ國家ヲ富サントスルニハ諸民ニ農工ヲ専ラ勸メ、土地ヨリ米穀諸物ヲ作り出シ、或ハ諸品ヲ製造シ、万物皆我カ國産ヲ以テ國用ニ充テ、成ルタケ異邦ノ物ヲ不買入、我國産ヲ却テ異邦エ売出シ、日本ヨリ脱金セサルヤウニ不計ハ國家不富也、然シ其國ニモヨルナレトモ、我カ

皇國ハ米穀金銀ヲ始、天下ノ諸物悉皆産セサル物一ツモナク、異邦ヨリ不買入トテ民用ニ事欠ク物一ツモナシ、然シ当時新奇ヲ好スル浮薄ノ人心故、通商以來我カ國ヨリ出ル物モ異邦ヨリ買入、其脱金不少也、故ニ日本日ヲ追テ衰微ニ及フコト眼前也、此理ヲ篤ト御賢察、至急御処置アラサレハ年ヲ追テ枯衰、終ニハ立直シ難キ段ニ至

ルヘシ、

日本國中荒廢ノ地多キハ第一蝦夷地也、第二ハ陸羽也、然シ蝦夷ハ北方ニ片ヨリ極寒不毛ノ地ニシテ殊ニ人員少シ、故ニ開ントスレトモ中々急ニハ開ケ難シ、異邦ヨリ開レンコトヲ憂ラレ、近來開拓司ヲ置レ人員モ御差渡シ御制導罷成候ヘトモ、有リ來ル漁業ノミニテ土地開墾ノ功少シモ不成、陸羽ハ寒暖中正ニ叶五穀能ク熟シ人員モ多シ、故ニ開ントスル時ハ大人力ヲ不勞シテ其功速也、然シ陸羽ハ熟田モ多分有之候故、人民自力ヲ以テ荒廢ノ地ヲ開ントスル者少シ、熟田畑多分ナル故中国辺ノ如ク寸分ノ遊地モナク、物ヲ植ルコトヲセス、尤田地ヨリ八年ニ一作外不取、中国上國ニテ八年ニ貳毛取ル也、陸羽ノ氣候随分年ニ貳作出候ヘトモ、畢竟地面広大故田地ニ遊隙ヲ出シ置也、如此コトハ誠ニ天下ノ不益也、依テ農家ノ仕成リニハカリ任せ不置、中国筋ノ如ク田地ヨリ式作ヲ取り、或ハ熟地ノ分モ寸分ノ遊地ナク、土地相応ノ物ヲ耕作スル時ハ、

先以テ即年ヨリ陸羽ノ租稅相倍スヘシ、併シ自ラ不試人座上ニテ空評スル時ハ、陸羽ノ時候、中国筋ト大ニ相違、田地ヨリ両度ノ物実不出由、或ハ農家ノ人員不足手廻リ申間敷由等衆議区アルヘクナレトモ、賤臣旧藩ニ居ル節、自ラ作り試ミ候処、先以テ三陸ノ地ハ田地ヨリ米ト菜種ハ無相違年ニ貳毛ヲ得ル也、尤仙台旧領辺ハ東京ト寒暖ノ違聊ニテ、草木ノ芽立開花ノ違、僅十日前後ノ進退ニテ、稻ノ植付ナトハ大底東京近國ト同時也、熟スモ亦同シ故ニ中国同然、田地ヨリ米ト菜種ノ式毛ヲ得ルコト必疑アルヘカラス、荒廢ノ地開拓ノ儀ハ、先ツ陸羽ノ地ニ開拓司ヲ置レ、陸羽荒廢ノ地不殘開墾シテ後諸國ニ及フヘシ、陸羽ハカリニテモ數百万石ノ田畑起ルヘシ、蝦夷地ノ外ナラハ取立ヨリ七ケ年目ニハ必良田畑ニ成リ、租稅ヲ公納スルニ至ルヘシ、若シ七ケ年ニシテ其功ヲ不奏ハ、其事ヲ司ル者ノ怠惰ニシテ其任ニ不絶故也、

一 右開拓ノ土地ハアナカチ米穀ニ不限、桑・楮・樺・漆

ヲ始、草木・薬品等其土地相応ノ物ヲ植ヘキ儀無論也、尤陸羽ノ地河筋空地ノ分ハカリモ广大ニテ、右エ漆・桑ヲ植立候ヘハ莫大ノ金ニ成ルヘシ、

一陸羽七州ノ内ニハ用水ニハ一円ナラス、無用ノ悪水溜聚シ居ル沼江ノ類数多アリ、此水ヲ引乾セハ良田数万石出ル所アリ、先ツ差当リ陸前国黒川郡ノ内品井沼ノ如キ是也、用水ニハ少シモ不成、洪水ノ時ハ右沼ノ水溢レテ其回りハケ村数拾万石ノ田畑水損ニ及フ、故ニ彼沼ヲ田地ニスル時ハ、唯沼ノ地面ヨリ米ヲ得ルノミナラス、右ハケ村水亡ノ患ヲ除キ其益不少也、彼沼ハ大底人文ノ不立深窪ノ所モナク、水ノ引所毛海ニ注クニ便利ニテ、多ク人カヲ不費田地ニナル沼也、如此モノ所々ニアリ、是皆田ニ作ルヘシ、

一能々田畑ニ不成、草木ノ植立モナラサル不毛広原ノ地ハ、牛馬豚鶏ノ畜産シ、異邦エ売捌ケハ是又大利ヲ得ヘシ、

一日本国産之大ナル物ニテ、国家ヲ富スニ足ルヘキ物ハ

第一米穀、第二ハ諸金、第三ハ生糸也、陸羽ノ地ハ右

三物日本第一産スル之地也、近来国産取開キノ事モ

段々御世話罷成候ヘトモ、多クハ物ニ成リ上リ候ヲ売

捌キノ御世話ノミニテ其本ニ不行届故大ニ不開也、先

ツ養蚕ノ事ニテ云ハ、当年生糸百駄出ル所、来年ハ式

百駄出ル様ニ不引立ハ産ヲ開クト云ニアラス、

右愚昧短才之賤臣心附候程ノ儀ハ、在官之俊傑疾ク心附

レ、夫々御吟味モ可有御座候ヘトモ、智者ノ一失、愚者

ノ一得ト申コトモ有之、黙止シ居候モ不忠ノ至ト恐懼ヲ

不顧、如此奉建白候、幸ニ御採用罷成候ハ、難有仕合奉

存候、誠恐謹言、

第三大区三小区三番丁三拾
番地居住東京府貫屬土族
(朱一揚沢茂郷)

揚沢茂郷□

明治七年

冊子原寸 縦二三・五糎 横一六・五糎 六枚

一、清国事件ニ付即今御施行順序

二、和破レ戦ニ移ル時之順序 二通

二五〇三ノ一

〔付箋〕
「此ケ条中御談シニ不及件々モ可有之、宜御取捨願入候、」

清国事件ニ付即今御施行順序

一 思食ヲ以出格御省略被 仰出、御定額殘金并御造営ノ

為メ献金等、海陸資トシテ御下ケ被下候事、

但伊地知建言御取捨之事、

海陸兩卿御前ニ被召

御沙汰之事、

一 御手元ヲ始メ、諸事嚴重御省略御着手之事、附リ諸省

勿論之事、

一 海陸軍訓練

叡覽之事、

一 官員大ニ減少見込云云不可然力之事、

一 國債ヲ起シ官禄其外借入見込云云之事、

一 華族申出台湾事件ニ付伺出答之事、

一 月給献上之向キ 御沙汰振ノ事、

一 山県申立改メ準備金ノ儀、御返答之事、

一 海陸兩省申出之義、速ニ被為決度儀ノ事、

一 器械・衣服・藥品必用ヲ除ノ外、可成和産製用ユヘキ

ノ義御処置如何之事、

一 海陸兩卿輔江過日御内達軍事之義ハ御委任、尚兩省協

議戰略等 奏聞之義、御沙汰之末、一応 御前江被

為 在被 聞食候而ハ如何、

冊子原寸 縦二四・七糎 横一七糎 二枚

二五〇三ノ二

和破レ戦ニ移ル時ノ順序

一 其旨趣判然御布告文之事

此事利通・前光報、
知旨趣ニ基クヘシ

但各官省使府県其職務ハ条規之通不可怠云云之事、

一 地方官江別段御達并實屬進退取締之事、

〔付箋〕
「此分予メ事務局ニ而取調置而已ニ而、只今御相談ニハ不及哉、

賢慮次第、」

一 各国公使工公告文之事、

一 派出我公使領事同断、

一 在清我公使領事引松并西國人去留等之事、

但 各 國 人 雇 入 之 支 那 人 民 処 置 如 何 之 事、

一 支 那 各 港 開 港 場 我 進 軍 ノ 際 二 當 テ、 該 地 在 留 之 各 國 人

民 二 処 ス ル ノ 道 如 何 之 事、

一 局 外 中 立 二 至 テ 雇 外 國 人 如 何 カ 処 分 ス ル ヤ 之 事、

一 鉄 道 電 信 処 置 取 調 之 事、

一 都 テ 戰 事 二 関 ス ル 公 法 取 調 置 候 事、

一 進 軍 大 条 例

廟 決 海 陸 軍 將 工 賜 リ、 細 条 目 ハ 大 將 自 製 ノ 上 全 軍 二 公

布 シ 可 然 哉 之 事、

一 將 略 戰 略 ノ 条 ル 処 ハ、 主 任 者 ノ 度 内 二 在 テ 略 言 ス ベ カ

ラ サ ル 者 ト 雖、 大 着 手 ノ 枢 軸 ハ 予 メ 協 議 之 事、

則 陸 軍 兩 省 江 先 達 テ 御 沙 汰 ノ 旨 ア リ、 宜 敷 可 被

聞 食 カ ノ コ ト、

一 六 師 ヲ 被 為 率 之 事、

一 官 大 臣 之 内 長 崎 出 張 大 總 督 之 事、

冊 子 原 寸 縦 二 四 ・ 七 權

付 紙 原 寸 縦 一 八 權

横 一 七 權 二 枚

横 二 八 權

三〇〇 西 肥 川 副 永 ヲ リ 久 光 公 へ

詩 一 首

奉 呈

島 津 老 公 左 右

志 士 誰 無 仰 末 光 建 言 至 理 動

朝 綱

具 瞻 今 日 謝 安 石 莫 使 蒼 生 先 所 望

西 肥 頑 民 川 副 永 頓 首 再 拜

文 書 原 寸 縦 三 一 ・ 五 權 横 四 五 ・ 五 權

(付紙) 極 秘

一 弥 戰 二 決 ス ル ノ 日 西 郷 ・ 木 戸 ・ 板 垣 等 召 之 事、

三〇五 橋 口 兼 柱 ノ 憂 國 論

(表紙) 上

臣橋口兼柱誠恐誠惶謹白。恭惟邈矣鴻荒。

天孫肇降。繼天垂統。

三神正宗。自

神武承之。創立不業。二千五百有余年于今矣。

神統綿綿。極天無疆。卓乎

神州。屹立于東海。

聖皇世以真武。統御寰宇。睥睨四夷。蔑視八荒。

皇威赫赫。万世自若。是我國體之所以冠絕於万邦也。夫

天地之間。不能無風雲之變。然日月之明。昭昭乎無虧。

於我

皇國亦然。嚮者米夷。始至于浦賀。挾兵威。轅轅國憲。

繼之衆夷。陸續來航。我國體委靡不振。以至今日。苟

粟生於

皇土者。豈不慷慨痛憤乎。熟思之前霸府。睚眦生變故。

專事姑息。是以黠虜。恣睢暴戾。加於我。而不知怒。

徒為彼所役。陽飾婉詞。務為避毒。以謀解眼前之憂。

而全累世之災。一日之苟安。終釀千載之大患。是何

異与柑止兒啼之術乎。故雖令武備於天下。特

在霸府虛飾自家之威權而已。夫不欲履弘安塵賊

之盛績。而有靡德之大舉也。其如是士氣何由振哉。

國體何由張哉。因此觀之。所以貽今日之大禍者。實

胚胎於霸氏。焉今復朝官不懲其覆轍。而專主外國之

濫交天下之諸藩。靡然慣之。何其惑之甚乎哉矣。夫

豺狼無厭之求何以充之。舉

神州。悉事非北面而為臣妾于彼。則未以足飽也。

顧一日洋夷乘其釁。發兵整隊襲

東京也。必矣。若不有予防之策。則当路之有司可

謂售國之賊耳。嗚呼

天孫肇降。万世無疆之

神統。不絕如縷。

神州之危。甚於累卵。億兆蒼生。可不嗚咽泣血耶。

方今

王政新復。政體未定。人心恟恟。不知所歸向。遽變

封建為郡縣者。欲使各藩武備削弱也。何者

如_レ海外諸州。則換_レ世易_レ主之俗、而人臣去就不_レ常。

我君臣之分。万古不易。故生而不_レ二_レ其所_レ事焉。抑

那鼎之制。令下之日。至_レ不_レ能_レ使_レ人君_レ嚴_レ武備_レ

督_レ兵員_レ於_レ是所以使_レ

公能保_レ威德_レ者。在_レ政府之任_レ耳、豈因僥倖之徒。

阿_レ時倚_レ勢欲_レ逞_レ其意匠_レ焉。純忠之士。与_レ社稷斃

者。豈如此哉。独_レ不_レ能_レ贊_レ襄公之威德_レ也、可_レ謂_レ慨

嘆之極_レ矣。唯所惜者。名節而已。未_レ免後世之謗_レ是

懼焉。兵書云武有_レ七德_レ禁_レ暴戾_レ兵保_レ大定_レ功安_レ民

和_レ衆豐_レ財、其始在_レ禁_レ暴今也、以_レ暴為_レ貴。富強何

由興哉。故不_レ論_レ旧章之所_レ由設_レ

国家憲法。無_レ一_レ存者。而當_レ革_レ制之始_レ宜_レ議_レ禁_レ禁_レ

定_レ国憲_レ

国家無_レ憲法、則賞罰必不_レ可_レ得_レ施_レ也、苟不_レ顧_レ明君

賢主之盛轍、唯以_レ自己之臆度_レ果斷焉。血勇壯士。倣

之自以為。無_レ賢_レ於_レ己_レ不_レ險_レ悼_レ則專暴橫。如此。則

將來之變。不_レ可_レ測_レ儻及_レ不_レ虞_レ之事起、則當_レ勇往挺前

誓以_レ死力_レ報_レ

国家之万_レ一_レ也、臣譴劣姑汚_レ頭位_レ雖_レ同_レ其位_レ議_レ其

事_レ無_レ如_レ之何_レ於_レ其職_レ何益_レ之有_レ。伏冀補_レ之於_レ

御衮職員_レ何幸如_レ之矣。既有_レ三_レ六百有余年_レ忝_レ君臣之

義_レ瞻_レ瞻意不_レ欲_レ為_レ朝官_レ也、先_レ是嘉永癸丑。自一

日變起。禍至_レ寢深_レ恐播_レ國辱於海外諸州_レ今也。天下

形勢。殆抱_レ燒眉之憂、臨_レ深淵之危、苟畏_レ忌憚_レ而偷_レ

箝_レ口之安_レ者、臣愚義之所_レ不_レ取也、故不_レ顧_レ淺陋_レ

敢_レ上言謹待_レ罪於斧鉞_レ之下、戰兢兢頓首稽首叩頭百拜。

冊子原寸 縱二八・三種 横二〇・五種 四枚

三六 大隈重信ノ罪状七ヶ条ニ付久光公ヘノ申告

(表紙) 上

一大隈氏ヲ參議ニ補任彼成度事ハ、庚午ノ夏六七七月ヨリ

英ノ公使パークスノ薦挙ノ由、岩公特ニ御採用被遊候、

廟議不肯者多、岩公強テ欲挙之、

此時亦一大難事不肯者上辞表、岩公亦出テ不聽、

朝政此間ニ立ツモノアリ、終大隈ヲ召サル、

大隈上書曰、

即今藩籍ヲ相廢シ、

皇国治一途ニ帰セサレバ与外国並立難相成、此議不行、

則參議補任ヲ辞スト云、

廟議決可乃応召、抑大隈出処進退外国ノ力ヲ恃、拜美

官其根拠大ニ深シ、今般渠レヲ廢黜セラル、ハ

皇国ノ大幸也、然渠レ与岩公必又英ノ公使ニ就ヒテ久

シク位ニ居ルコトヲ謀、渠レ更無廉恥者速不黜之、則

後必売国ノ大害ヲ起サン、依之至急英ノ公使

御注意被遊度事、

一元佐賀ノ豪商水町某^{現今東京本境五町目出店}、大隈ニテ就テ

官金巨万ヲ借り大阪堂島米相場ヲ始ム、相共力ヲ合テ

米相場ノ勝負ヲ決ス、最前西四辻阪府ノ知事タリ、右

大隈水町米商敗ヲ取ルトキ、西四辻知府事ノ威權ヲ以

大隈ヲ助ケ候由、

此議西四辻殿ヲ御詮議被遊候へハ明白也、

東京ノ商人丁子屋平兵衛ト申モノ大隈ニ致立入候所、

大隈

官金ヲ以洋銀ノ相場ヲ為致候、為營私利、猥リニ

官金ヲ取出米銀不実商ヲ為スハ、遊手空民立場ノ身分

ヲ穢シ、右等ハ水町丁平ヲ御詮議被遊候へハ明白也、

二ヶ条

一高島屋嘉右衛門ハ元来筋目モ無之匹夫、大隈之ヲ信用

して

官金ヲ貸渡シ、俄ニ富有為リ、

天皇横浜行幸ノ時、嘉右衛門ガ家ヲ為

行在所仮

宸殿御設建、若クハ県庁

行在所至堂也、大隈ノ大不敬所謂威福ヲ恣ニス、

三ヶ条

一人材黜陟愛憎ヨリ出ツ、己レノ所愛ハ不次ニ拔擢、

旧幕臣郷 / 杉浦 土州北代 秋田熊谷 佐賀西岡 / 佐

野々桶田 紀州津田

此等奸詐小人ノ外可類推、己レ所憎

王事勤勞ノ士ハ更ナリ、堪事可用者トイヘトモ終不拳、

天下ノ威福ヲ恣ニス、

四ヶ条

一 佐賀前権令岩村左内土州力微ニシテ不能治、逃帰佐賀

ヲ討ンコトヲ乞、且肥薩土州ヲ併セテ可討ヲ論、大

隈・土方共主張乃左内ガ弟精一郎ヲ權令ニ拳ケ、白川

鎮台兵ヲ提ケ佐賀ニ遣シム、佐賀ノ土族ニ大激争論終

兵端ヲ開ク、乍恐

天皇我民ヲ擊殺不堪長大息奉存候、苟欲正此曲直、則罪

ノ所帰、豈非大隈氏乎、

五ヶ条

一 旧幕ヨリ以来至維新与外国要件ノ金銀出入、如長州

戦争ニ償金書載セ候秘冊アリ、大蔵省ニ藏ス、最前何

者ノ所為乎コレヲ奪尤モ此部ヲ大隈総裁ノ大任不知之、
曳裂有之由

聊職掌ノ失体ナラズヤ、

六ヶ条

右紛失ハ熊谷ヲ御詮議并郷順三ヲ御詮議被遊候ハ、

明白也、

一名古屋前旧知事徳川氏家禄米ヲ東京へ運輸し、大隈ノ

腹心水町ト申町人ニ為引請候、尤モ大隈水町并徳川氏

ノ家令某三人同腹ニ而、此家禄米五万石ヲ恣ニシテ金

利ヲ得トス、名古屋ノ県令鷲尾殿米ノ多ク他エ出ルヲ

憂テ止之、特徳川氏ノ旧臣其事ニ不関トイヘトモ家令

某ガ大隈ト馴合奸計ヲ働キゆへ、徳川氏ノ親戚春嶽殿

ニ就ヒテ右ノ家令ヲ黜ケンコトヲ訴ヘタリ、春嶽殿コ

レヲ肯ヒ、徳川氏ヲ諭シテ家令ヲ退ケシム、大隈氏ハ

惟名古屋より家禄米ノ運輸セサルヲ怒、

天朝ノ官員北代ト申者ヲ名古屋ニ遣ハシ、運輸セサルヲ

責メサシム、

大隈窃ニ徳川氏父子ヲ己レノ亭ニ招食前方丈ノ饗ヲ

ナセリ、而曰、家令某ヲ再勤セシメヨト、徳川氏許

諾セリ、参議ノ立場ニ居私利ヲ謀リ、他人ノ家禄ヲ

私セントセリ、特

天朝ノ官員ヲ猥リ他行セシム、

大隈氏ノ罪状不止之府県等ハ不及申、

諸省中ノ一切事務ノ私ニ出ルモノ多カラシ、天下ノ

威福ヲ恣ニス、七ヶ条

冊子原寸 縦二七・五釐 横一九・五釐 五枚

三〇七 三条太政大臣ヨリ柳原議官へ

三職附屬秘密ノ偵員

(封筒) 柳原議官殿 実美

親展

(封筒ヲシテ) 封

三職附屬秘密ノ偵員

各省各地方ノ事情ヲ洞悉スル為メ、三職ニ附屬ノ偵員ヲ

置キ、各自便宜ニヨリ四方ニ行走セシメ、其事情ヲ繊細

詳尽シテ遠邇遁情ナカラシム、

偵員ハ之ヲ官ニ列セス、三職各自其適當ノ材ヲ精選シ、

其確實ナルヲ信シテ之ニ探偵ノ事ヲ命スヘシ、

人員ハ定限ナシト雖モ大臣參議トモ各三名ヲ雇使スルヲ

得ヘシ、

偵員ノ給料ハ三等二分チ、第一等月給五十円、第二等同三十五円、第三等同二十円トス、其旅費雜費ハ道路ノ遠近事件ノ難易ニ從テ、給与ノ多寡アルヘシ、其數ハ三職主当ノ考定ニヨルト雖モ、三等トモ日給ハ金三分宛被下ヘシ、

但出立ノ節大凡積ヲ以テ渡シ置、追テ正算可致事、

雜費ハ請取書取置キ照考ニ備ヘキ事、

給与ノ金若干ヲ内史局ニ備ヘ置キ、三職主当ノ檢印アル員數書ニ照合シテ附与スヘシ、

月給渡シ方ハ内史ニ於テ監部入費ノ内ヨリ兩月分宛前月

廿日ニ渡スヘシ、

偵員地方ニ派出シ非常危難ノ為メ、内史ヨリ正院ノ印鑑ヲ渡スヘシ、

但此印鑑ハ非常危難切迫ノ節ニ非レハ妄ニ之ヲ出スヘカラス、

臨時ニ派出スル時機ヲ誤ラサル為メ、正院ノ印鑑ヲ兼テ

三職ニ出シ置クヘシ、

探偵ノ事柄ニヨリ監部ヨリモ派出シテ彼此差謬ナキヲ要スル事アルヘシ、

事務ノ関係ニヨリ、三職ノ命アレハ司法部ニ出テ、其顛末ヲ口述スル事アルヘシ、

探偵ノ顛末之ヲ三職主当ニ口述シ、又ハ筆記シテ出ス可シト雖モ、後日ニ存シテ其事ノ的証トナスヘキハ、其筆記ヲ内史ニ下シ、固封簽印シテ秘密ノ筐中ニ収メシム、偵員旅行ノ鑑札ヲ要スル時ハ、其本貫ノ鑑札、又ハ証券ヲ所持スヘシ、

偵員秘機ヲ泄シ、或ハ不正ノ所業アルニ於テハ相当ノ処置アル事勿論タリ、

探偵ノ都合ニヨリ贈遺、或ハ酒食等ノ諸入費ハ代価請取書ヲ取り置キ、之ヲ三職主当ニ出サシムヘシ、

探偵疑事アルカ、又ハ遺漏アリテ、其跡曖昧ニ渉ルハ、更ニ監部ヲ派出シ覆案セシムル事アルヘシ、

冊子原寸 縦二七糎 横二〇糎 三枚

封筒原寸 縦二三糎 横七・五糎

三〇六 久光公ヘノ国政改革建言 氏名不明 二通

二五〇八ノ一

当今之至急、乍恐可施行之見込願書略

一第一

主上賢明賢徳ニ御陶成極捷徑之事、

一第二天下ノ賢徳賢才御精拏百官ニ可充事、

一第三洋溺中遇甚之儀、脱刀胡服断髮

先皇ノ徳行法服ニ御復シ之事、

第四惣外国債可洗除良法之事、

但建言人別ニ御座候、

一異国之大奸雄可芟除事、

但大奸雄ノ棟梁ニ付党与数千人御座候間、刺客暗炮

之警戒、一大事御謹慎御戒備之事、

一第六陸軍ハ日本長技之刀槍、名手ヲ先三千人御精撰之

上ニ地祿を以八州江土着、猶内弟子二三男共不年八九

千人ニ可為要法ニ而必勝無疑事、

但越ノ勾踐君子陣六千、唐ノ太宗選兵六千、周ノ世

宗ノ精撰兵ノ法ヲ続キ、敵ニ無堅敵陣ニ無堅陣每戰

必勝之法ニ候、

一海軍先内海ニ明ノ石南塘之遺法ヲ継ぎ、小船ニ方船銅

張ニ而大炮ニ門装シ水主六人、日本長技ノ櫓ヲ用ヒ各

小墻壁ヲ立、如山ノ洋艦ヲ近クヨリ貫徹必勝ノ法、併

攻彼洋外ニ無之内海之法ニ而守己ノ法也、

猶、追而御逗留中淨書可申上候也、極秘決而不許他

見、

文書原寸 縦二四・三纏 横三四纏

二五〇八ノ二

臣等窃ニ思惟スルニ方今国家多事、天下人心ノ錯乱シテ

一定ノ方向ナキ紛議朝野ニ滿ツ、是ノ時ニ当リ、臣等上

朝廷ノ為下、蒼生ノ為ニ寒心スル者少カラス、必竟惟新

ノ際、朝廷ニ於テ五ヶ条ノ御誓文被為立候得共、其実

効未タ天下ニ貫徹セザル処ト奉存候ヨリ、地方会同等ハ

其端緒ニ可有之ト存込候ヨリ、先般来再三及建言候得共、

其言実地御施行ノ場合ニ到兼候ヨリ毎時拝謁ヲ乞ヒ、其

心事ヲ尽スモ事由ノ貫徹スル場合ニ到兼候間、今又輿論

公議ヲ御採用被為在候端緒ニシテ、即今速ニ御設立被為

在度、条件左ノ通申上候間、速ニ御評決有之度候事、

一外国ト戦ヲ交ユルノ事、

一内外国債ヲ興ス事、

一外国ト盟約ヲ結ヒ、及改正スル事、

一租税ノ制ヲ改正スル事、

一金穀ヲ人民ニ賦課スル事、

一各省ノ定額金ヲ定ムル事、

右条件ハ追テ憲法充備ノ期ニ至ルマテ、当分ノ内各省及

ヒ府県ノ長官ヲシテ公議決論セシメ度候事、

冊子原寸 縦二四・三纏 横一七纏 二枚

三〇九 浅田常ヨリ久光公へノ建言

時弊救済ニ就テ

常微賤固陋之身分恐入候得共、御国体之儀年来苦慮仕候
ニ付、再三拝参 殿下江請謁可奉願之処、懶惰之性加之
老病相添候間、不得止以書取言上仕候、先日御侍直方江
差上候献白之内、第一簡法重令ト申儀ハ近来之御法度刑
律ヨリ以下鎖末ノ雜稅、郵便之規則等に至迄数十百条之
御布告有之、海内之民悉暗誦仕候儀難相成、自然違式ニ
陷候事有之、且又御布令も一月之内度々御取消、或ハ御
改正杯ト申事有之、万民其令を長く奉戴候事仕兼候故、
御布令之趣等閑ニ相心得候は夥敷候、古ハ罪之疑ハ軽く
する例茂有之、又三章ニ而天下を治候轍茂御座候間相成
丈ハ密ニ過たるより、疎ニ失候方人心帰服仕候、其源ハ
上一人之御仁徳ニ有之候故澄其源ト申上候、第二ニハ今
日之礼法大抵夷狄ニ擬候故、揖讓恭敬之体更ニ無之、上
下混同貴賤無別、其甚ハ自自由ノ權ト相唱、下民共王
候を輕蔑仕候者有之、頭髮より衣服ニ至迄区々之風俗ニ

相成候間、何卒礼儀正しく、正心居敬ニ相成候様、御制
度を被定度候故齊其俗申上候、第三ニハ諸省之細目ハ綿
密ニ御行届被成、隅々迄漏るゝ所無之候得共、天下之大
綱ハ未御確定無御座候故、大政官三府等ハ唯諸省之箇条
を布告之問屋之様ニ相成、衆人方向を誤候間、天下之紀
綱内外之要務ハ、某々ト政院ニ而万古不易之法至簡ニ御
建立ニ而諸省江御分施被成、諸省ニ而相立候細目ハ佳否
御取捨之上御布告ニ相成候ハ、費弊之儀相省可申候、
第四ニハ諸省共一樣之官員有之、專職ト申者ハ僅之人ニ
有之候間、譬ハ編修局ト申者ハ皆文部省一手ニ帰シ、書
記官ト申者ハ大史小史之手ニ相属候ハ、御布達向自然厚
重ニ相成、御威光四海ニ加リ可申候、其外諸員專職計御
立置、御政令一途ニ出候ハ、諸省各競いたし、虚張傲
慢之患なく相成可申候節、浮費ト申ハ此事ニ御座候、第
五ニハ 御政事向輕率ニ被仰出、時々御变革被成候而は
第一宰相ノ威權相立不申、諸県方向を失ひ、天下一日送
り姑息之政ニ相成、遂ニ土崩瓦解ニ趣き可申候間、諸官

員同心協力名実不相負様仕度候、尚後段ニ申上候速登俊
 良ト申儀ハ仮令伊尹・周公且有之候共、八俊八愷、又ハ
 乱臣十人之類無之候而、天下之始末相出来不申候間、可
 然人物御撰挙被成度候、当時天下見渡候に国政を治め、
 経済を能候程之沈勇遠慮之士ハ皆潜居時世を相考罷在候、
 其他浮屠速芸之徒、苦学鍊達人情ニ通候者ハ、何れも報
 国之志を抱き拱手黜止罷在候間、追々御拔擢下執事ニ被
 差置候ハ、一廉御用便ニ可相成奉存候、黜庸流ト申儀
 ハ恐多茂方今諸局を一覽仕候ニ、諸士諸商世禄世産を失
 ひ活計を誤候者、又ハ山師ト相唱徒手空拳ニ而虚利を貪
 候者、今日日雇同様之量見ニ而相務候輩多有之、皆己を
 營ミ候利而已相考、反テ官庫之風ニ劣候所業有之候間、
 天下之御為ニハ早御逐放可然候、総攬衆才経略世務いた
 し候ハ、尤宰相之御専務ト奉存候、古来英雄之心を攬候
 とも申、衆才を賀御仕候事此一字ニ御座候、略亦肝要之
 文字ニ而一心之御活用ニ有之候、常七ヶ年以来之御政事
 を歴観仕候に、天下之衆才御選挙に相違は無御座候得共、

皆悟柄之人物ニ而其才氣五十歩百歩之間を不出、各新奇
 を競名利を貴ひ、表向 万乗之君を奉仰候得共、内実ハ
 外夷協和世事之心持ニ而廟堂に立候故、更ニ御基礎相立
 不申、国家之疲弊不容易、万民惶惑仕候、是ト申茂全総
 攬経略之御方少き故ト奉存候間、何卒伊尹・周公之思召
 ニ而放伐逐黜御十分ニ被為尽、海内蘇息皇国万古宇内ニ
 並立仕候様奉伏冀候、但右等之儀賢明之君元より察知す
 る処、常申上候ハ遼東之豕ニ有之候得共、当今之形勢華
 族議院・民選議院杯相企、物議紛々勞して功なく、且諸
 省諸県大ニ土木之工を起し、洋人之教師を雇莫大之入費
 皆民之膏血より絞取り、海内虎口之苦を不免候、若方今
 干戈大に動饑饉一度至り候て天下糜爛、遂ニ外夷之手ニ
 陷入可仕ト日夜戦々競々之至ニ不堪、固陋を忘再三奉申
 上候、恐懼死罪頓首、

浅田 常

冊子原寸 縦三一・八釐 横二一・三釐 五枚